

平成30事業年度業務実績報告書

令和元年6月



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

目 次

I	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1
II	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1 総合的事項	14
	2 教育研究活動等の評価	22
	（1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	
	（2）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価	
	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業	49
	（1）施設費貸付事業	
	（2）施設費交付事業	
	4 国から承継した財産等の処理	68
	（1）旧特定学校財産の管理処分等	
	（2）承継債務償還	
	5 学位授与	73
	（1）単位積み上げ型による学士の学位授与	
	（2）省庁大学校修了者に対する学位授与	
	（3）学位授与事業についての広報	
	6 質保証連携	98
	（1）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組	
	（2）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組	
	7 調査研究	122
	（1）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究	
	（2）調査研究の成果の活用及び評価	
III～VI	財務内容の改善に関する事項（中期目標Ⅳ）	156
	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
	IV 短期借入金の限度額	
	V 重要な財産の処分等に関する計画	
	VI 剰余金の使途	
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	172

<参考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援 学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援 学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援 学位授与機構の年度計画（平成30年度）

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 運営費交付金を充當して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成 29 年度予算に比較して 3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成 29 年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。

- 3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。

- 4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。

- ① 情報セキュリティに係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し等を図るとともに、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策について、情報収集に努めつつ適切に推進する。
- ② 情報通信基盤の保守運用を滞りなく行うとともに、業務の効率化を図るため、TV会議、Web会議の活用や会議のペーパーレス化など、業務におけるICTの積極的な活用を一元的に推進する。

- 5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。

- ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。
- ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。
- ③ 監事と連携の上、内部監査を行う。
さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。
- ④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。
- ⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成29年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成29年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p>	B	<p>平成30年度実績（退職手当を除く）は、平成29年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く）については、37,426千円（8.9%）の増、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、294,461千円（26.5%）の増となっている。</p> <p>平成30年度においては、一般管理費の支出が増となる要因として緊急を要する施設の修繕があったことや、機器等について更新の時期を迎え、支出が発生するケースが多かったこと等が挙げられ、これら効率化になじまない支出額を控除した場合には△12,825千円（△3.1%）となっている。また、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く。）については、大学ポータルシステムのリニューアルが行われたこと等による増であり、これら効率化になじまない支出額を控除した場合には、△20,820千円（△1.9%）となっている。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。</p>	B	<p>人員の適正配置を実施したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。</p>	B	<p>「平成30年度調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って、単年度単位の契約3件を複数年度単位の契約に移行した（更新となるものを含めると13件）。</p> <p>新たに随意契約を行う場合においては、「随意契約によることができる事由」を監査室へ事前に報告するなどの対応を行った。</p> <p>29年度と比較して契約件数が増加しているが、これは機器等の更新の時期が到来したことによる契約や建物附属設備の故障による改修契約が例年よりも多かったことによるものである。</p> <p>また、一者応札による契約の件数も増加しているが、これは、既存のシステムやソフトウェアに関する契約が多数あったために、入札に至らない業者が多かったこと等によるものである。</p> <p>なお、競争性のない随意契約については、既存契約との関係や特定の技術等を有する者以外では実施できない案件が生じたこと及び建物附属設備が故障したことによる改修契約が生じたためであり、真にやむを得ないものとなっている。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
		<p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

<p>4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。</p> <p>① 情報セキュリティに係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し等を図るとともに、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策について、情報収集に努めつつ適切に推進する。</p> <p>② 情報通信基盤の保守運用を滞りなく行うとともに、業務の効率化を図るため、Web会議の活用や会議のペーパーレス化など、ICTの積極的な活用を一元的に推進する。</p>	<p>B</p>	<p>PDCA サイクルに基づきセキュリティ対策を実施したこと、情報伝達の迅速化・情報の共有化等に向けた取組を実施した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
<p>5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。</p> <p>② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。</p> <p>③ 監事と連携の上、内部監査を行う。</p> <p>さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向け、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。</p> <p>④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。</p> <p>⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>B</p>	<p>内部統制の機能状況について調査を行い、機構のミッション等を阻害する要因の把握と対応について、適切に行われていることを確認した。</p> <p>また、監事と連携の上、監査等を実施した。</p> <p>さらに、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保及び四半期毎のモニタリングを確実に実施した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
		<p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>

評定区分

- ・ 「B」を標準とする。
 - S：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
 - A：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする）。
 - B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
 - C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
 - D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
- ・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目的としている場合など、業務実

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

平成30年度計画

1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成29年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）については、平成29年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

実績・参考データ

既存経費の見直しによる業務効率化及び経費の削減

平成30年度予算（退職手当を除く）においては、平成29年度予算に比較して、一般管理費については△9,604千円（△3%）減、そのほかの事業費（退職手当を除く）については△13,667千円（△1%）減となっている。

平成30年度実績においては、一般管理費（退職手当を除く）については37,426千円（8.9%）の増、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、294,461千円（26.5%）の増となっている。平成30年度においては、一般管理費の支出が増となる要因として緊急を要する施設の修繕があったことや、機器等について更新の時期を迎え、支出が発生するケースが多かったこと等が挙げられ、これら効率化になじまない支出額を控除した場合には△12,825千円（△3.1%）となっている。また、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く。）については、大学ポートレートシステムのリニューアルが行われたこと等による増であり、これら効率化になじまない支出額を控除した場合には、△20,820千円（△1.9%）となっている。

○ 平成29年度予算と平成30年度予算の比較（自己収入を除く）

一般管理費

（単位：千円）

	29年度予算	30年度予算	削減割合
物件費	160,533	155,717	-
人件費（管理系）（退職手当を除く）	159,594	154,806	-
合計	320,127	310,523	△3.0%

事業費

（単位：千円）

	29年度予算	30年度予算	削減割合
物件費	566,006	560,346	-
人件費（管理系）（退職手当を除く）	800,660	792,653	-
合計	1,366,666	1,352,999	△1.0%

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成29年度実績と平成30年度実績の比較（自己収入を除く）

一般管理費

（単位：千円）

	29年度実績	30年度実績		30年度実績 控除後)※	
		金額	削減割合	金額	削減割合
物件費	133,839	183,106	-	132,855	-
人件費（管理系）（退職手当を除く）	284,555	272,713	-	272,713	-
合計	418,394	455,819	8.9%	405,568	△3.1%

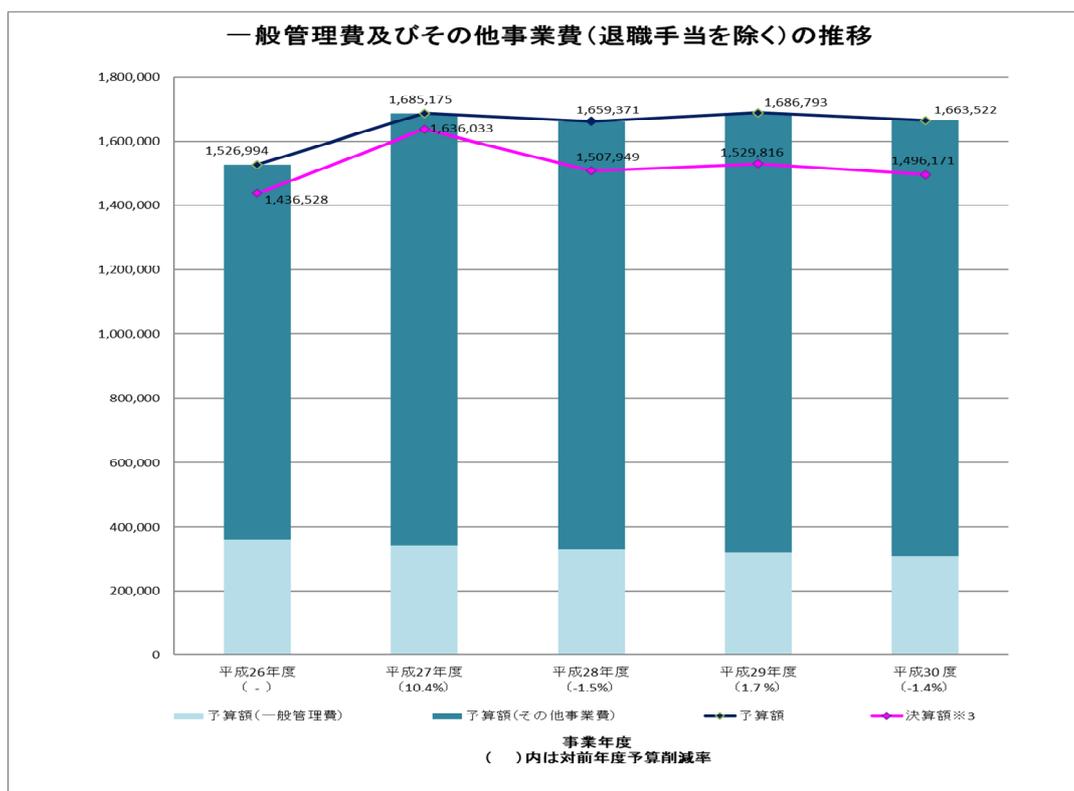
事業費

（単位：千円）

	29年度実績	30年度実績		30年度実績 控除後)※	
		金額	削減割合	金額	削減割合
物件費	344,930	618,030	-	328,487	-
人件費（管理系）（退職手当を除く）	766,493	787,854	-	762,116	-
合計	1,111,423	1,405,884	26.5%	1,090,603	△1.9%

※平成30年度における緊急を要する施設の修繕や機器更新等に係る経費及び大学ポートレートシステムのリニューアルに係る経費等といった効率化になじまない経費を控除した金額について、「30年度実績（控除後）」として表示している。

○ 一般管理費及び事業費の削減状況（予算額及び決算額）



※1 平成27年度、28年度及び29年度については、特殊経費を除いた金額となっている。

※2 平成26年度及び平成27年度については、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの合算した金額となっている。

※3 平成30年度については、緊急を要する施設の修繕や機器更新に係る経費等及び大学ポートレートシステムのリニューアルに係る経費といった効率化になじまない経費について控除した金額となっている。

平成30年度計画

- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。

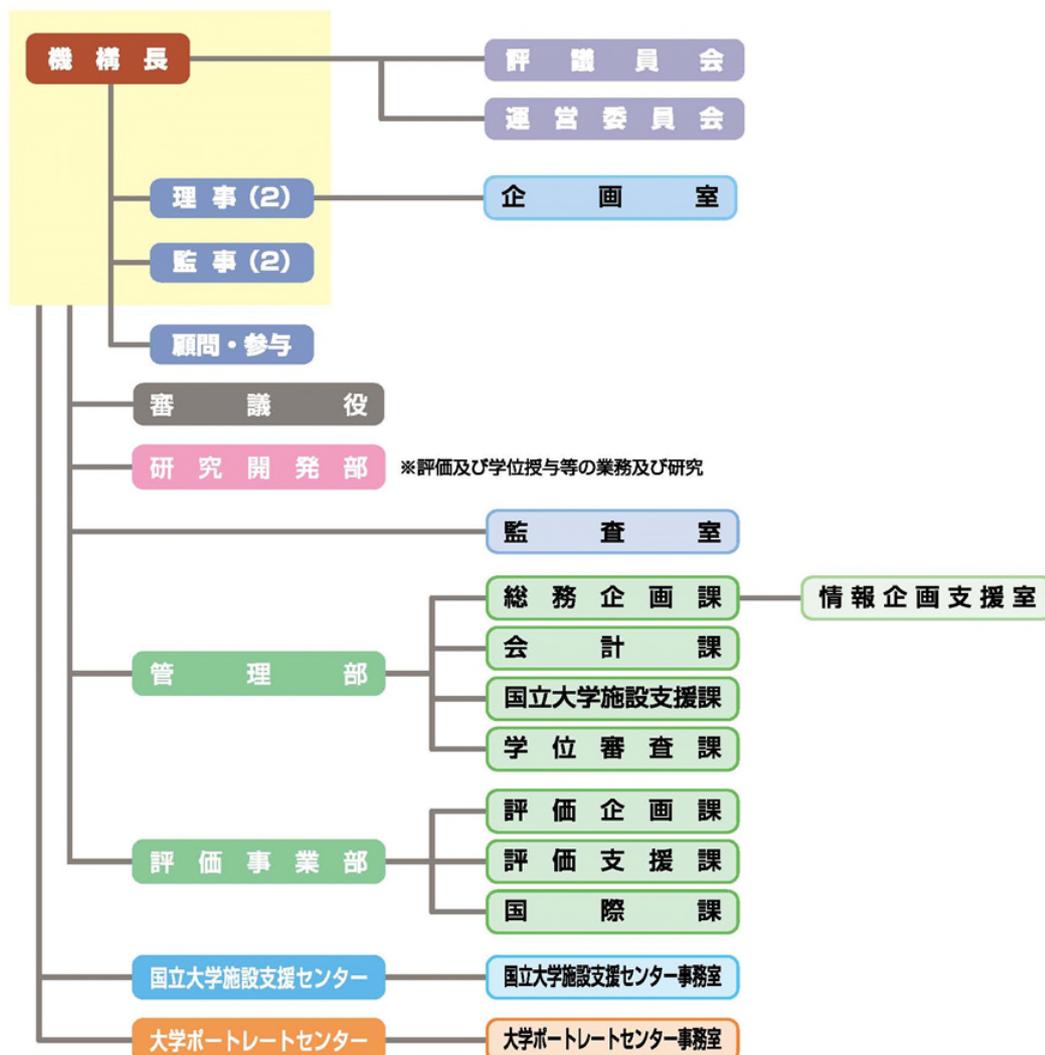
実績・参考データ

人員の適正配置

事務職員人事については、平成30年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を行い、管理部2人を減員した。

教員人事については、平成30年10月に専任教員（教授）1人を採用した。

○平成30年4月1日現在機構組織図



I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 部課別職員数（平成29年度末及び平成30年度末）

（ ）は内数で、人事交流者数（人事交流者数が0人の場合は省略）

部課等名	職員数（人）		増△減数 （人）
	平成 29 年度	平成 30 年度	
審議役	1	1	0
監査室	3	2	△ 1
管理部	66 (22)	64 (16)	△ 2 (△ 6)
総務企画課	23 (5)	23 (3)	0 (△ 2)
会計課	14 (4)	11 (3)	△ 3 (△ 1)
国立大学施設支援課	10 (6)	10 (4)	0 (△ 2)
学位審査課	16 (7)	17 (6)	1 (△ 1)
評価事業部	59 (29)	59 (22)	0 (△ 7)
評価企画課	24 (12)	20 (9)	△ 4 (△ 3)
評価支援課	19 (12)	19 (10)	0 (△ 2)
国際課	15 (5)	19 (3)	4 (△ 2)
研究開発部	18	15	△ 3
合 計	147 (51)	141 (38)	△ 6 (△ 13)

平成30年度計画

- 3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。

実績・参考データ

調達等合理化計画に沿った取組の着実な実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成30年度調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って、単年度契約のうち、3件について複数年度契約に移行するとともに、各課の契約手続に携わる職員を対象に勉強会を実施し、契約手続業務の知識の向上並びに情報共有を図った。

「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務並びに予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、定期監査を平成31年2月13日、3月6日、3月7日に実施した。また、会計伝票、契約書類等の決裁書類の確認により、日常監査を行っており、業務の適切かつ効率的な執行が図られている。

さらに、契約監視委員会（第1回平成30年6月13日、第2回平成31年3月書面審議）において、平成29年度調達等合理化計画の自己評価及び平成30年度調達等合理化計画の策定の点検を行うとともに、平成29年10月より平成30年9月までの契約案件のうち随意契約、一者応札・応募を中心に9件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

○ 平成30年度契約状況及び一者応札・応募状況

		件数	金額（千円）
契約状況	競争入札等	39	286,720
	企画競争、公募	3	21,870
	競争性のある契約（小計）	42	308,590
	競争性のない随意契約	6	17,803
	合計	48	326,393
一者応札・ 応募状況	2者以上	22	143,801
	1者以下	20	164,789
	合計	42	308,590

平成30年度計画

- 4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。
- ① 情報セキュリティに係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し等を図るとともに、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策について、情報収集に努めつつ適切に推進する。
 - ② 情報通信基盤の保守運用を滞りなく行うとともに、業務の効率化を図るため、TV会議、Web会議の活用や会議のペーパーレス化など、業務におけるICTの積極的な活用を一元的に推進する。

実績・参考データ

情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ委員会において、以下のPDCAサイクルに基づき、セキュリティ対策を行うことが承認され、取組を行った。

- ・ Plan (セキュリティ対応計画)
情報資産の洗い出しとリスク分析を行い、セキュリティ対応計画を立案。(平成30年7月)
- ・ Do (情報セキュリティ対策実施)
セキュリティ対応計画を基に情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施。(平成30年12月～平成31年1月)
政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)に基づき、情報セキュリティポリシー対策基準を改訂。(平成30年9月～平成31年3月)
平成28年度の情報セキュリティインシデントを踏まえ、セキュリティ対応計画を基に不審メール対応訓練を実施した。(平成30年10月)
- ・ Check (内部監査)
情報セキュリティの自己点検として、情報資産の管理状況に関する調査を実施した。(平成30年9月～10月)
- ・ Act (ポリシーの見直し・改訂)
自己点検内容の結果を確認したところ、情報セキュリティポリシーの改訂の必要な箇所は見受けられなかった。(平成31年3月)

情報伝達の迅速化、情報の共有化

情報伝達の迅速化、情報の共有化等を推進するため、以下の取組を行った。

- ・ 竹橋オフィスにおいてはタブレットを導入し、外部委員が出席する会議でペーパーレスで会議を実施した。また、小平本館においても、外部委員が出席する会議でパソコンを活用し、ペーパーレス会議を実施した。
- ・ 会議や打合せについて、TV会議システムで小平・竹橋間を中継することにより、職員の移動を減らし、業務の効率化を図った。
- ・ Web会議システムについて、業務への活用を図り、学位授与事業の口頭試問に利用するための接続テストを実施した。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ オンラインストレージの導入により、情報伝達の迅速化及びセキュリティの確保を図った。
- ・ 小平本館の無線LANアクセスポイント増設を行った。
- ・ 平成31年1月末にペーパーレスでの会議を効率的に行うためのペーパーレス会議システムを新たに導入し、会議資料電子化のための運用を検討した。
- ・ 平成31年2月にWeb会議システムを用いた遠隔会議を開催した。

平成30年度計画

- 5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。
- ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。
 - ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。
 - ③ 監事と連携の上、内部監査を行う。
さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。
 - ④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。
 - ⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

実績・参考データ

機構のミッション等を阻害する要因の把握・対応

平成30年度の内部統制の機能状況のモニタリングとして、平成31年1月23日付で「機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）」の調査を行った。調査結果については、平成31年3月12日開催の「内部統制委員会（平成30年度第1回）」において報告され、役職員と監事で共有がなされた。その結果、各項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。

重要情報の把握及び役職員への周知徹底

機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催し、情報の把握や役職員への周知徹底に努めた。

監査の実施

内部監査については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務並びに予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、平成31年2月13日、3月6日、3月7日に実施した。また、会計伝票、契約書類等の決裁書類の確認により、日常監査を行っており、業務の適切かつ効率的な執行が図られている。

監事監査については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会などの諸会議に監事が出席し、その会議の席上で意見聴取しながら監査を実施し、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等を確認している。そのうちの会計監査に関しては、平成30年6月28日に平成29事業年度の財務諸表等に関して会計監査人から会計監査報告及び会計監査に関する書類を受領し、説明を受けた。業務に関する監査に関しては、平成31年2月12日に監事が機構長と業務運営上の課題等について意見交換を行い、重点事項の監査として機構の事務・事業のうち大学等の評価事業について平成31年2月21日に関係部局よりヒアリング等を実施し、内部統制の現状把握・課題への対応についての確認を行った。監事による監査は監査室が補助をする体制を取っており、連携して監事監査を行っている。

そのほか、監事、会計監査人及び監査室等の連携状況については、平成30年11月21日に役員と会計監査人が業務運営上の課題等について意見交換を行った。また、平成30年12月7日に監事と会計監査人が監査に関する意見交換を行った。さらに、平成30年度から新たに、監事、会計監査人及び監査室で監査の課題等について意見交換を行い、3者間の連携強化を図った。

予算の戦略的な配分と執行管理

予算編成前に、各部署に対して予算ヒアリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算配分を行った。

また、機構長のリーダーシップの下、戦略的に予算を配分するための機構長裁量経費を確保し、平成30年度は、法人統合によるシナジー効果の十分な発揮のため、国立大学法人等財務分析経費（12,643千円）等を支出するなど、戦略的な予算執行を行った。

さらに、業務別に予算の計画的な執行と管理がなされているかを把握するため、四半期ごとに予算執行モニタリングを行い、運営費交付金が業務達成基準により収益化されることを踏まえて、各事業単位ごとに予算執行並びに収益化額を把握した。また、予算執行モニタリング結果に基づき、戦略的に予算の再配分（増額・減額）を行うなど、効率的な執行に努めた。

事業ごとの評価・分析の実施と結果を踏まえた見直し

年に3回自己点検・評価委員会を開催し、定期的に各事業の進捗状況や課題等について点検・評価を行うとともに、その結果を次年度の年度計画の策定に反映させた。また、業務量の変動に応じた人員の適正配置や、四半期ごとの各事業ごとの予算の執行状況の確認結果に基づく予算の再配分など、状況に応じて業務運営の効率化を図った。

さらに、以降の項目（「Ⅲ～Ⅳ－1 予算の適正かつ効率的な執行」）において詳述するように、内部監査の充実、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることにより、財務内容等の一層の透明性を確保した。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。

また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

- ① 評議員会
- ② 運営委員会
- ③ 大学機関別認証評価委員会
- ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- ⑤ 法科大学院認証評価委員会
- ⑥ 国立大学教育研究評価委員会
- ⑦ 学位審査会
- ⑧ 大学ポートレート運営会議
- ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会

(2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。

- ① 平成29年度における業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を実施し、それぞれ業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。
- ② 平成30年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。
- ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。
- ④ 平成29年度に実施した外部検証等の結果等に基づき、次期中期目標期間における業務の見直し・改善を図る。

財務情報及び人員に関する情報

会議開催及び自己点検・評価のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目の財務情報及び人員に関する情報は記載できない。

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>1 総合的事項</p> <p>(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。</p> <p>また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。</p> <p>① 評議会 ② 運営委員会 ③ 大学機関別認証評価委員会 ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会 ⑤ 法科大学院認証評価委員会 ⑥ 国立大学教育研究評価委員会 ⑦ 学位審査会 ⑧ 大学ポートレート運営会議 ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会</p>	B	<p>年度計画どおり大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、必要な審議を行った。会議における外部有識者の割合は、合計で90.1%であり、目標の80%を上回った。</p> <p>また、評価事業及び学位授与事業の実施にあたっては、会議資料の事前送付や臨時委員の確保等により、委員の負担軽減に取り組んだ。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
		<p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>(2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。</p> <p>① 平成29年度における業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を実施し、それぞれ業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。</p> <p>② 平成30年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進捗管理を行う。</p> <p>③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。</p> <p>④ 平成29年度に実施した外部検証の結果等に基づき、次期中期目標期間における業務の見直し・改善を図る。</p>	B	<p>自己点検・評価委員会を3回開催し、平成29事業年度の業務実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績と、平成30事業年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施し、業務の適切な進捗管理を行った。また、自己点検・評価を反映し、平成31事業年度計画を作成した。</p> <p>平成29年度に実施した外部検証の結果や次期中期目標期間に向けた見直し内容等に基づき、第4期中期計画を作成した。</p> <p>さらに、調査研究の成果及び結果については、高等教育関係者の評価を受けた。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
		<p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>

平成30年度計画

1 総合的事項

(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。

また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

- ① 評議員会
- ② 運営委員会
- ③ 大学機関別認証評価委員会
- ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- ⑤ 法科大学院認証評価委員会
- ⑥ 国立大学教育研究評価委員会
- ⑦ 学位審査会
- ⑧ 大学ポートレート運営会議
- ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会

実績・参考データ

大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営

機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学機関別認証評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等の諸会議について、大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営した。

これらの組織では、業務・事業の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。

また、これらの組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で90.1%（委員総数151人中136人）であった。

評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織した。

平成30年6月26日に評議員会（第40回）を開催し、業務実績等報告書及び財務諸表等の作成について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

平成31年3月20日に評議員会（第41回）を開催し、第4期中期計画、平成31年度計画、平成31年度機構内予算、業務方法書の変更、給与規則の改正等について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。また、3月25日に第42回として機構長の任命に関し文部科学大臣に述べる意見について書面にて審議を行った。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	H26	H27	H28	H29	H30
委員人数（人）	19	19	20	20	18
うち外部有識者数（人）	19	19	20	20	18

運営委員会

機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織した。

なお、評議員会と運営委員会については、審議事項の重複が多かったため、業務の効率化及び外部有識者からの意見をより効果的に反映する観点から両会議の審議事項等の整理を行い、運営委員会においては教員及び委員の選考に関する事項を主に審議するものとして関係規則を改正した。これにより、平成30年度においては会議の開催回数は平成29年度より1回少ない2回となり、会議の効率化と経費の削減を図った。

平成30年10月29日に運営委員会（第53回）を開催し、教員の選考及び名誉教授の称号の授与について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

平成31年2月14日に運営委員会（第54回）を開催し、教員の選考等について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

	H26	H27	H28	H29	H30
委員人数（人）	20	19	21	20	19
うち外部有識者数（人）	15	14	16	15	11

大学等機関別認証評価委員会

大学及び高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、教育研究等の総合的な状況等についての評価（機関別認証評価、機関別選択評価及び選択的評価事項に係る評価）を実施するため、大学機関別認証評価委員会（委員20人）及び高等専門学校機関別認証評価委員会（委員18人）を設置した。

上記委員会の実施にあたっては、論点が明確で意思確認が容易である場合は書面審議を行い、会議への出席を不要とするなど、評価委員の負担軽減に取り組んだ。また、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付などにより、業務の効率化とセキュリティの向上を図った。

○ 大学機関別認証評価委員会

	H26	H27	H28	H29	H30
委員人数	28	28	25	23	20
うち外部有識者数	25	26	24	22	19

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会

	H26	H27	H28	H29	H30
委員人数	17	16	18	18	18
うち外部有識者数	15	14	16	15	16

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

法科大学院認証評価委員会

法科大学院からの求めに応じて機構が行う、教育活動状況等についての評価（法科大学院認証評価）を実施するため、法科大学院認証評価委員会（委員24人）を設置した。

上記委員会の実施にあたっては、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付などにより、業務の効率化とセキュリティの向上を図った。

	H26	H27	H28	H29	H30
委員人数	25	24	23	23	24
うち外部有識者数	25	24	23	23	24

国立大学教育研究評価委員会

国立大学法人等の中期目標期間における教育研究の状況についての評価を実施するため、国立大学教育研究評価委員会（委員数14人、うち外部有識者14人、年度途中退任1人）を組織しており、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて機構が行う第3期中期目標期間における教育研究評価について、パブリックコメントにおける意見を踏まえ、平成30年6月に「評価実施要項」を決定したほか、12月に「実績報告書作成要領（案）」及び「評価作業マニュアル（案）」を策定し、これらのパブリックコメントにおける意見を検討の上、平成31年3月に内容を決定するなど、評価の実施に向けた審議を行った。

上記委員会の実施にあたっては、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付などにより、業務の効率化とセキュリティの向上を図った。

	H26	H27	H28	H29	H30
委員人数（人）	14	15	17	15	14
うち外部有識者数（人）	14	15	17	15	14

学位審査会

機構が行う学位の授与、短大・高専の専攻科の認定及び省庁大学校の課程の認定等の審査を行うために、学位審査会を組織し、審査委員として、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者16人に委嘱した。また、分野別に審査を行うために学位審査会の下に54の専門委員会及び部会を組織し、専門委員として、国公私立大学の教員等で学識経験のある者延べ380人（うち臨時専門委員は27人）に委嘱した。

委員の委嘱にあたっては、在任期間、年齢等を考慮した見直しを進め、例年どおり、原則、在任期間が10年以上の者及び70歳を超える者については、引き続いての委嘱を行わないこととするとともに、学位授与の申請数や対応する分野等を考慮して、臨時専門委員を必要に応じて確保した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	H26	H27	H28	H29	H30
委員人数（人）	20	19	19	19	16
うち外部有識者数（人）	15	15	15	15	13

大学ポータル運営会議

大学ポータルによる情報の公表・活用など運営に関する重要事項について審議するため、大学ポータル運営会議を設置している。

同会議を平成30年7月30日及び平成31年2月4日に開催し、運営方針、改善策等について審議を行った。

	H26	H27	H28	H29	H30
委員人数（人）	11	12	12	12	12
うち外部有識者数（人）	10	11	11	11	11

国立大学施設支援センター審議委員会

国立大学施設支援センターの実施する事業に関し、国立大学法人等の財務・経営の現状及び課題並びに国立大学法人等が必要としている支援について整理し、より効果的な事業の在り方について審議を行うため、国立大学施設支援センター審議委員会を設置した。

（委員数10人、うち外部有識者10人）

平成30年6月12日に国立大学施設支援センター審議委員会（第5回）を開催し、国立大学施設支援センターの平成29年度の業務実績及び平成30年度に実施する事業について審議を行い、事業がおおむね順調に進捗しているとの意見を得た。

また、平成31年3月13日に国立大学施設支援センター審議委員会（第6回）を開催し、国立大学施設支援センターの平成30年度の事業の進捗状況及び平成31年度計画（案）について審議を行った。

	H28	H29	H30
委員人数（人）	10	10	10
うち外部有識者数（人）	10	10	10

平成30年度計画

1 総合的事項

(2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。

- ① 平成29年度における業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を実施し、それぞれ業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。
- ② 平成30年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。
- ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。
- ④ 平成29年度に実施した外部検証等の結果等に基づき、次期中期目標期間における業務の見直し・改善を図る。

実績・参考データ

平成29事業年度の業務実績に係る自己点検・評価

平成30年5月31日に監事を構成員に含む「自己点検・評価委員会（平成30年度第1回）」を開催し、平成29事業年度及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績についての自己点検・評価を実施した。同委員会においてそれぞれ「業務実績等報告書（案）」に関する検討を行い、平成29年6月開催の企画調整会議、評議員会での審議を経て、平成30年6月29日付けで『平成29事業年度業務実績等報告書』及び『第3期中期目標期間（見込）業務実績等報告書』として文部科学大臣に提出するとともに、ウェブサイトで公表した。

なお、平成30年8月に通知された、文部科学大臣による「平成29年度における業務の実績に関する評価の結果」及び「第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価」のいずれにおいても、「B（全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる）」との評価を得た。

定期的な自己点検・評価の実施と業務の進行の管理

平成30年11月16日及び平成31年2月25日に自己点検・評価委員会（平成30年度第2回及び第3回）を開催し、平成30年度におけるすべての業務・事業に対する自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行った。

また、平成31年2月25日開催の同委員会において、次期中期計画案に沿って各部課室が作成した平成31事業年度計画（原案）に基づき、各業務に係る平成31年度以降の課題や展望、平成30事業年度の業務の進捗状況等を踏まえ、機構長の意向を反映させた上で、平成31事業年度計画（案）を策定した。平成31事業年度計画（案）については、平成31年3月開催の企画調整会議及び評議員会の議を経て確定し、平成31年3月29日付で文部科学大臣に届け出た。

調査研究の結果及び成果の高等教育関係者による評価

調査研究については、学術論文11編、学会発表43件、報告書等9編の成果の公表、シンポジウム1回及び研究会2回の開催を通じて、高等教育関係者による評価を受けた。

次期中期目標期間に向けた業務の見直し・改善と次期中期計画の策定

次期中期目標期間に向けて、平成29年度に実施した外部検証委員会による検証等の結果や、これまでの業務実績等を踏まえて平成30年8月に文部科学省より示された「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の見直し内容」に基づき、機構の業務の見直しや次期中期計画等の策定を行った。

「見直し内容」を踏まえて文部科学大臣から示される次期中期目標を達成するため、役員、教員及び事務職員の協働により企画立案等を行う企画室において、機構長の意向を反映するとともに各部課室との調整を図りつつ平成31年度以降の事業の内容等を検討し、第4期中期計画（案）を作成した。

その後、企画調整会議及び評議員会の議を経て文部科学大臣に提出し、平成31年3月29日付で文部科学大臣より第4期中期計画の認可を受けた。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究を実施するとともに、その成果を活用し、必要に応じ評価基準等の検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、平成31年度から始まる3巡目評価に向けて準備を行う。説明会を実施するなど平成31年度より実施予定の3巡目の評価業務を円滑に行うよう準備を進める。
- エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。
- オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。
- カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間中における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
機関別認証評価					
経常費用（千円）	287,608	261,517	185,853	139,296	109,070
経常収益（千円）	371,156	322,053	166,945	119,384	55,901
うち運営費交付金収益（千円）	0	0	0	0	0
うち手数料収入（千円）	369,900	320,641	166,223	118,325	55,901
うちその他収入（千円）	1,256	1,412	722	1,059	0
従事人員数（人）	27.8(0)	26.8(0)	18.4(0)	13.1(1)	7.7(0)
分野別認証評価					
経常費用（千円）	30,065	19,846	18,129	75,692	125,503
経常収益（千円）	30,065	19,845	22,842	78,101	130,762
うち運営費交付金収益（千円）	19,479	16,139	22,764	53,608	78,674
うち手数料収入（千円）	10,500	3,596	0	24,041	52,088
うちその他収入（千円）	87	110	78	452	0
従事人員数（人）	5.4(0)	2.1(0)	2.2(0)	7.6(0)	12.1(1)

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
 なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
2 教育研究活動等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等 ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究を実施するとともに、その成果を活用し、必要に応じ評価基準等の検討を行う。	B	年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施するとともに、次年度に予定するすべての対象校について、申請受付及び研修を実施した。また、大学からの申請に応じて大学機関別認証評価委員会の下に選択評価事項専門部会を設置するとともに、高等専門学校の選択的評価事項に係る評価については評価部会において評価を行うなど、適切な評価体制を整備した。 大学機関別選択評価は、認証評価とは別に機構が独自に実施する第三者評価であり、年度により評価実施校数にばらつきが生じる。なお、高等専門学校については、認証評価と同時に評価を受けることとなっているため、認証評価の対象校数に比例する傾向がある。 評価の検証についても、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげた。 また、2巡目（平成23年度～平成29年度）の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、平成31年3月に報告書を取りまとめ、公表を行った。 さらに、新たな評価システム等の検討として、中央教育審議会大学分科会における提言等を踏まえ、平成31年度から開始する3巡目の大学機関別認証評価に向けて、3巡目の大学評価基準2-3（内部質保証が有効に機能している

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

		<p>か)及び領域6(教育課程と学習成果に関する基準)における第三者の評価結果等の活用について検討を行い、規程整備等の運用に関する手続きを進めた。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
<p>② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、説明会を実施するなど平成31年度より実施予定の3巡目の評価業務を円滑に行うよう準備を進める。</p> <p>エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。</p> <p>オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。</p> <p>カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間中における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。</p>	<p>B</p>	<p>年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施するとともに、法科大学院については予定した年次報告書等の分析・調査を実施した。また、次年度に予定するすべての対象校について、説明会、研修及び申請受付を実施した。</p> <p>大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備するとともに、評価担当者向けの研修においては、担当者から概ね肯定的な満足が得られた。</p> <p>評価の検証についても、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげた。</p> <p>また、2巡目(平成23年度～平成27年度)の法科大学院認証評価の検証報告書及び2巡目(平成23年度～平成29年度)の高等専門学校機関別認証評価(選択的評価事項に係る評価を含む)の検証報告書の作成について検討を行い、平成30年9月及び平成31年3月にそれぞれ報告書を取りまとめ、公表を行った。</p> <p>認証評価機関自ら「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」「組織及び運営の状況」の4項目について自己点検・評価を行う必要があるとされたことを受け、本年度に自己点検・評価を行い、その報告書を9月末に文部科学省に提出した。平成30年12月に中央教育審議会大学分科会に置かれた審査委員会による報告書の確認及びヒアリングが実施され、平成31年3月に審査委員会委員のコメントが通知されるとともに、当該報告書を公表した。</p> <p>平成31年度から開始する3巡目の大学機関別認証評価に向けて、大学への説明会を開催した。</p> <p>さらに、認証評価の在り方の検討、合理化・効率化、法科大学院認証評価に係る運営費交付金負担割合の引き下げについても、当初の計画どおり取組を実施した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
		<p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

実績・参考データ

評価の実施

評価全体の改善に資するため先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価を実施した。

大学からの求めに応じて、教育の国際化の状況（1校）について、機構が定める基準に従って選択評価を行う体制を整備した。

また、高等専門学校については、研究活動の状況（6校）、地域貢献活動等の状況（6校）について、選択的評価事項に係る評価を行う体制を整備した。

大学及び高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、研究活動の状況、地域貢献活動等の状況、教育の国際化の状況等について、以下のとおり、評価（大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価）を行った。

① 書面調査（平成30年9月まで）

評価対象の大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等を踏まえ、機構の定める各評価項目に基づき、当該大学及び高等専門学校が有する目的の達成状況を中心に分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討を行った。

② 訪問調査（平成30年9月から12月まで）

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等（平成31年3月まで）

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、専門部会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、当該大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校からの意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知・公表（平成31年3月）

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校の各評価事項における目的の達成状況を評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

30年度大学機関別選択評価実施結果報告」及び「平成30年度高等専門学校選択的評価事項に係る評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

次年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修（大学：平成30年6月、高等専門学校：平成30年8月）を実施した。

次年度に実施する評価（大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価）について、平成30年9月末までに大学（1校）及び高等専門学校（11校）から申請を受け付けた。

【評価の実施状況】

[大学]

- 評価対象大学
 - ・ 選択評価事項C「教育の国際化の状況」
（国立1大学） 岡山大学

[高等専門学校]

- 評価対象高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（国立6校）八戸工業高等専門学校、長野工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校、鈴鹿工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、阿南工業高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項B「地域貢献活動等の状況」
（国立6校）八戸工業高等専門学校、長野工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校、鈴鹿工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、阿南工業高等専門学校

【評価の受付状況】

[大学]

- 評価対象大学
 - ・ 選択評価事項C「教育の国際化の状況」
（国立1大学） 九州工業大学

[高等専門学校]

- 評価対象高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（国立11校）釧路工業高等専門学校、一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、都城工業高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項B「地域貢献活動等の状況」
（国立11校）釧路工業高等専門学校、一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、都城工業高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成30年度に実施した大学機関別選択評価の評価結果について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/selection_evaluation/se_university/daigakukika_hyouka_kikka/h_30.html

○ 平成30年度に実施した高等専門学校を選択的評価事項に係る評価結果について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyokakekka/h30.html

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

実績・参考データ

評価体制の整備等

教育の国際化の状況（選択評価事項C）については、大学等からの評価の申請に応じた評価を行う体制として、大学機関別認証評価委員会の下に選択評価委員会（委員2人、専門委員1人）を設置した。

高等専門学校の選択的評価事項に係る評価（研究活動の状況、地域貢献活動等の状況）については、評価部会において評価を実施した。

評価の実施に必要な評価担当者については、大学及び高等専門学校関係団体、学協会、経済団体等から推薦のあった候補者の中から各分野の専門家及び有識者を選考し、確保した。

評価担当者の研修を平成30年6月に実施した。

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

実績・参考データ

平成29年度に実施した選択評価の検証

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部による「認証評価に関する検証WG」を平成30年6月18日、8月31日及び12月18日に開催した。WGにおいては、平成29年度に実施した大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価に関して、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを多面的に検証した。なお、これまで毎年度作成していた検証報告書は、年度による評価実施校数のばらつき等も考慮し、サイクルごとの中間及び最終の年度にまとめて作成することとした。

アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上を図る等、評価システムの改善に努めた。

平成30年度に実施した選択評価の検証

平成30年度に実施した大学機関別選択評価、高等専門学校選択的評価事項に係る評価に関して、評価担当者に対しては平成30年12月末に、評価対象校に対しては平成31年3月末にアンケート様式を送付した。

2巡目の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証

2巡目（平成23年度～平成29年度）の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、平成31年3月に報告書を取りまとめ、公表を行った。

○ 高等専門学校機関別認証評価に関する2巡目の検証結果報告書

https://www.niad.ac.jp/media/006/201903/no6_12_2zyunmehoukoku.pdf

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究を実施するとともに、その成果を活用し、必要に応じ評価基準等の検討を行う。

実績・参考データ

新たな評価システム等の検討

中央教育審議会大学分科会における提言等を踏まえ、平成31年度から開始する3巡目の大学機関別認証評価に向けて、3巡目の大学評価基準2-3（内部質保証が有効に機能しているか）及び領域6（教育課程と学習成果に関する基準）における第三者の評価結果等の活用について検討するため、大学機関別認証評価委員会の下に「第三者の評価結果活用のための検討ワーキンググループ」を設置した。平成30年9月及び12月に会議を開催して検討を行い、検討結果を平成31年1月開催の大学機関別認証評価委員会に報告し、規程整備等の運用に関する手続きを進めた。

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

実績・参考データ

評価の実施

大学等の教育研究活動の状況について、評価の実施体制を整備した。（評価部会、専門部会、意見申立審査会等の編成、設置等）

大学及び高等専門学校からの求めに応じ、機関別認証評価を行った結果、大学機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」5校、「評価基準を満たしていない」0校、高等専門学校機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」6校、「評価基準を満たしていない」0校となった。

また、法科大学院を置く大学からの求めに応じ、法科大学院認証評価を行った結果、「評価基準適合」11校、「評価基準不適合」2校となった。

① 書面調査（平成30年9月まで）

【大学・高等専門学校】

対象大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討を行った。

【法科大学院】

対象法科大学院を置く大学から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準に適合しているかどうかの判断を中心とした分析を評価部会において行い、また、教員組織については、より専門的・統一的な見地から評価を行うため、教員組織調査専門部会による調査を行った。これらの分析結果を踏まえ、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容の検討等を行った。

② 訪問調査（平成30年9月から12月まで）

【大学・高等専門学校】

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

【法科大学院】

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、法科大学院の関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等（平成31年3月まで）

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

【大学・高等専門学校】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、当該大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校からの意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

【法科大学院】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学に通知し、すべての対象法科大学院を置く大学から意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知・公表（平成31年3月）

【大学・高等専門学校】

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校が設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構の定める評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成30年度大学機関別認証評価実施結果報告」及び「平成30年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

【法科大学院】

対象法科大学院を置く大学に対して、当該法科大学院が、機構の定める法科大学院評価基準に適合していると認められた場合には適格認定を与え、評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成30年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

法科大学院については、以下のとおり、年次報告書等の分析・調査を実施した。

① 書面調査（平成30年9月まで）

機構の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から、次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書及び対応状況報告書について、年次報告書等専門部会において評価結果に対し教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化があるかどうかの判断を中心とした分析を行った。

② 評価結果への付記事項の審議等（平成31年3月まで）

年次報告書等専門部会の調査結果を基に、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果への付記事項（案）をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学の意見を聞いた上で、評価結果への付記事項を確定した。

③ 評価結果への付記事項の通知、公表（平成31年3月）

当該法科大学院を置く大学に対して、評価結果への付記事項を通知し、調査結果を社会に公表した。

次年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施した。

【大学・高等専門学校】

大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価（東京：平成30年6月）並びに高等専門学校機関別認証評価及び選択の評価事項に係る評価（東京：同年8月）に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

なお、参加者数は、大学で310人、高等専門学校で140人であった。また、説明会終了後に行うアンケート調査の結果（回答率：大学75%、高等専門学校29%、各設問に対する4段階評定の平均値）は次のとおりであり、概ね肯定的な回答が得られている。（【 】内は大学の数値、（ ）内は高等専門学校の数値）

「認証評価の理解度」	：	【3.40】	（3.20）
「選択評価の理解度」	：	【3.00】	（設問無）
「説明の分かりやすさ」	：	【3.16】	（2.70）
「資料の分かりやすさ」	：	【3.34】	（3.18）
「説明内容の分量」	：	【3.20】	（2.93）
「説明会の満足度」	：	【3.19】	（2.98）

【法科大学院】

法科大学院認証評価に関する説明会（東京：平成30年6月）を実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。

なお、参加者数は、39人であった。また、説明会終了後に行うアンケート調査の結果（回答率：67%、各設問に対する4段階評定の平均値）は次のとおりであり、概ね肯定的な回答が得られている。

「法科大学院認証評価の理解度」	：	3.54
「自己評価書作成の理解度」	：	3.42
「説明の分かりやすさ」	：	3.46
「資料の分かりやすさ」	：	3.50
「説明内容の分量」	：	3.46
「説明会の満足度」	：	3.54

大学及び高等専門学校の評価申請の受付については、平成30年度に機構で実施する評価を受審可能な条件を満たしている大学及び高等専門学校に対して、申請を受け付けるため、平成30年7月に「平成31年度に実施する大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価の申請手続について」及び「平成31年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を送付した。

法科大学院については、平成31年度に実施する評価の申請を受け付けるため、7月に「平成31年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」を法科大学院を置く大学に送付した。

平成31年度に実施する評価（認証評価）については、平成30年9月末までに大学（16校）及び高等専門学校（13校）並びに法科大学院（1校）から申請を受け付けた。

【各委員会等開催状況】

〔大学〕

- 大学機関別認証評価委員会
 - 第1回 平成30年5月28日
 - ・委員長及び副委員長の選出、評価部会の編成等、大学機関別認証評価自己評価実施要項の改訂等について審議
 - 第2回 平成30年9月（書面審議）
 - ・第三者の評価結果活用のための検討ワーキンググループ設置について審議
 - 第3回 平成31年1月10日
 - ・評価結果（案）、評価部会及び専門部会の編成、大学機関別認証評価における第三

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

者の評価結果の活用等について審議

第4回 平成31年3月7日

- ・評価結果について審議（書面審議）

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会

第1回 平成30年6月（評価部会、選択部会）（書面審議）

- ・役割分担（担当対象大学）、平成30年度評価部会に関するスケジュール、評価結果のまとめ方の方針について審議

第2回 平成30年8月30日（評価部会、選択部会）

- ・書面調査による分析状況等、訪問調査関係依頼事項について審議

第3回 平成30年11月16日（選択部会）、12月14日（評価部会）

- ・評価結果（原案）、今後のスケジュール等について審議

[高等専門学校]

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会

第1回 平成30年5月24日

- ・委員長及び副委員長の選出、評価部会の編成、専門委員選考委員会の編成、自己評価実施要項の改訂等について審議

第2回 平成31年1月17日

- ・評価結果（案）、平成31年度 評価部会及び専門部会の体制等について審議

第3回 平成31年3月13日（書面審議）

- ・評価結果、専門委員の選考等について審議

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会

第1回 平成30年6月22日（評価部会）、6月8日（財務専門部会（書面審議））

- ・部会長等の選出、役割分担（担当高等専門学校）の決定、平成30年度評価部会に関するスケジュールについて審議

第2回 平成30年8月24日（評価部会）、8月20日（財務専門部会）

- ・書面調査による分析状況等、訪問調査関係確認事項について審議

第3回 平成30年12月21日（評価部会）、12月19日（財務専門部会）

- ・評価結果（原案）、今後のスケジュール等について審議

[法科大学院]

○ 法科大学院認証評価委員会

第1回 平成30年5月30日

- ・委員長及び副委員長の選任、運営連絡会議及び専門委員選考委員会の編成、評価部会等の編成、法科大学院評価基準要綱の改定等について審議

第2回 平成30年6月28日（書面審議）

- ・法学既修者認定における一括して免除する方法に関する取扱いについて審議

第3回 平成31年1月31日

- ・評価結果（案）原案（本評価）、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、平成31年度評価部会等の編成、今後予定される法科大学院制度の変更に関する対応等について審議

第4回 平成31年3月14日

- ・評価結果、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」の調査結果に対する評価結果への付記事項（案）に対する意見、重点基準を満たさないおそれがある事項（案）に対する意見について、専門委員の選考、法科大学院関係法令の改正等について審議

- 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議
 - 第1回 平成30年9月7日
 - ・主査及び副主査の選出、書面調査による分析結果等について審議
 - 第2回 平成31年1月31日
 - ・評価結果（案）原案（本評価）、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、平成31年度評価部会等の編成、今後予定される法科大学院制度の変更に関する対応等について審議
 - 第3回 平成31年3月14日
 - ・評価結果、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」の調査結果に対する評価結果への付記事項（案）に対する意見、重点基準を満たさないおそれがある事項（案）に対する意見、専門委員の選考、法科大学院関係法令の改正等について審議

- 法科大学院認証評価委員会評価部会
 - 第1回（第1部会） 平成30年6月15日
（第2部会） 平成30年6月15日
（第3部会） 平成30年6月14日
（第4部会） 平成30年6月14日
（第5部会） 平成30年6月15日
（第6部会） 平成30年6月14日
 - ・部会長及び副部会長の選任、評価部会に関するスケジュール、授業科目調査、成績分布一覧、試験問題・答案、法律科目試験の確認、訪問調査スケジュール等について審議
 - 第2回（第1部会） 平成30年8月29日
（第2部会） 平成30年8月27日
（第3部会） 平成30年8月30日
（第4部会） 平成30年8月28日
（第5部会） 平成30年8月16日
（第6部会） 平成30年8月30日
 - ・教員組織調査結果、訪問調査スケジュール、書面調査による分析結果等について審議
 - 第3回（第1部会） 平成30年12月6日
（第2部会） 平成30年12月13日
（第3部会） 平成30年12月14日
（第4部会） 平成30年12月14日
（第5部会） 平成30年12月11日
（第6部会） 平成30年12月10日
 - ・評価結果（案）原案等について審議

- 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会
 - 第1回 平成30年8月17日

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 部会長及び副部会長の選任、教員の授業科目適合性の調査等について審議
- 法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会
第1回 平成30年9月28日
 - ・ 部会長及び副部会長の選任、年次報告書の調査結果、対応状況報告書の調査結果等について審議
- 法科大学院認証評価意見申立審査専門部会
第1回 平成31年3月5日
 - ・ 部会長及び副部会長の選任、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てについて審議

【評価の実施状況】

[大学]

- 評価対象大学：5大学
 - (国立) ・筑波技術大学
 - (公立) ・公立ほこだて未来大学 ・秋田公立美術大学 ・山梨県立大学
 - ・愛知県立大学

[高等専門学校]

- 評価対象高等専門学校：6高等専門学校
 - (国立) ・八戸工業高等専門学校 ・長野工業高等専門学校
 - ・沼津工業高等専門学校 ・鈴鹿工業高等専門学校
 - ・明石工業高等専門学校 ・阿南工業高等専門学校

[法科大学院]

- 評価対象法科大学院：13法科大学院
 - (国立) ・東北大学大学院法学研究科 ・東京大学大学院法学政治学研究科
 - ・横浜国立大学大学院国際社会科学府 ・名古屋大学大学院法学研究科
 - ・京都大学大学院法学研究科 ・大阪大学大学院高等司法研究科
 - ・神戸大学大学院法学研究科 ・広島大学大学院法務研究科
 - ・九州大学大学院法務学府
 - (公立) ・首都大学東京大学院法学政治学研究科 ・大阪市立大学大学院法学研究科
 - (私立) ・学習院大学大学院法務研究科 ・近畿大学大学院法務研究科

【評価の受付状況】

[大学]

- 評価対象大学：16大学
 - (国立) ・室蘭工業大学 ・北見工業大学 ・弘前大学 ・岩手大学 ・山形大学
 - ・東京外国語大学 ・長岡技術科学大学 ・岐阜大学 ・豊橋技術科学大学
 - ・京都大学 ・京都教育大学 ・和歌山大学 ・徳島大学 ・鳴門教育大学
 - ・総合研究大学院大学 ・北陸先端科学技術大学院大学

[高等専門学校]

- 評価対象高等専門学校：13高等専門学校
 - (国立) ・釧路工業高等専門学校 ・一関工業高等専門学校
 - ・茨城工業高等専門学校 ・福井工業高等専門学校
 - ・和歌山工業高等専門学校 ・徳山工業高等専門学校
 - ・高知工業高等専門学校 ・有明工業高等専門学校

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 佐世保工業高等専門学校
- ・ 都城工業高等専門学校
- ・ 鹿児島工業高等専門学校
- (公立) ・ 東京都立産業技術高等専門学校
- (私立) ・ 国際高等専門学校

[法科大学院]

- 評価対象法科大学院：1 法科大学院
(国立) ・ 筑波大学大学院ビジネス科学研究科

- 平成30年度に実施した大学機関別認証評価の評価結果について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoutak_ekka/h_30.html

- 平成30年度に実施した高等専門学校機関別認証評価の評価結果について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoutak_ekka/h30.html

- 平成30年度に実施した法科大学院認証評価の評価結果について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyoutak_ekka/h_30.html

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

実績・参考データ

評価体制の整備等

大学等からの評価の申請状況に応じて評価体制等を適宜見直すために、評価の申請の受付に先立って、各大学、高等専門学校及び法科大学院を置く大学に対し、認証評価等の実施予定年度等についての意向調査を実施するとともに、機構への申請を検討している大学等から相談を受けた場合には、より詳細な内容の説明を行った。

【大学】

大学の評価体制については、5校からの申請に応じた評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を1部会とした（委員8人、専門委員13人）。このほか、評価基準を満たしていないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）を設置した。

【高等専門学校】

高等専門学校の評価体制については、6校からの申請に応じた評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を1部会とした（委員5人、専門委員8人）。このほか、財務専門部会（委員1人、専門委員2人）、評価基準を満たしていないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。

【法科大学院】

法科大学院の評価体制については、13校からの申請に応じた評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に設置される評価部会を6部会とした（委員7人、専門委員45人）。このほか、法科大学院認証評価委員会の会議の議案を整理する運営連絡会議（委員11人、専門委員5人）、授業科目の内容と担当教員の教育研究業績等の適合性について調査を行う教員組織調査専門部会（委員3人、専門委員21人）、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。また、機構の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書等の調査を行う年次報告書等専門部会（委員1人、専門委員5人）を設置した。

平成31年度に実施する評価に必要な評価担当者を次のとおり確保した。

【大学・高等専門学校】

平成31年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、大学機関別認証評価委員会

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

及び高等専門学校機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会をそれぞれ設置し、大学及び高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦される候補者の中から、対象大学及び高等専門学校の学部及び学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。

【法科大学院】

平成31年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、法科大学院認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、対象法科大学院の状況に応じた大学関係者及び法曹関係者を専門委員として選考した。

評価担当者の研修

評価担当者の研修を平成30年6月に実施した。

【大学・高等専門学校】

評価担当者（大学11人、高等専門学校12人）に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう「評価作業マニュアル」等を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学及び高等専門学校機関別認証評価等の目的、内容及び方法等に関する研修を実施し、質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。

なお、研修終了後に行うアンケート調査の結果（回答率：大学82%、高等専門学校100%、各設問に対する4段階評定の平均値）は次のとおりであり、概ね肯定的な回答が得られている。（【 】内は大学の数値、（ ）内は高等専門学校の数値）

「評価作業の理解度」	：	【3.78】	（3.64）
「説明の分かりやすさ」	：	【4.00】	（3.18）
「資料の分かりやすさ」	：	【3.78】	（3.55）
「研修内容の分量」	：	【3.67】	（3.36）
「進行の適切性」	：	【設問無】	（3.55）
「研修会の満足度」	：	【3.67】	（3.45）

【法科大学院】

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価に係る評価担当者（44人）に対する研修を実施した。

評価担当者に対する研修では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」等の資料を用いて、実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図り、質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めた。

なお、研修終了後に行うアンケート調査の結果（回答率：82%、各設問に対する4段階評定の平均値）は次のとおりであり、概ね肯定的な回答が得られている。

「法科大学院認証評価の理解度」	：	3.53
「説明のわかりやすさ」	：	3.50
「資料のわかりやすさ」	：	3.44
「説明内容の分量」	：	3.39
「進行の適切性」	：	3.67
「研修の満足度」	：	3.47

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、平成31年度から始まる3巡目評価に向けて準備を行う。説明会を実施するなど平成31年度より実施予定の3巡目の評価業務を円滑に行うよう準備を進める。

実績・参考データ

平成29年度に実施した認証評価の検証

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部による「認証評価に関する検証WG」を平成30年6月18日、8月31日及び12月18日に開催した。WGにおいては、平成29年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価に関して、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを多面的に検証した。なお、これまで毎年度作成していた検証報告書は、年度による評価実施校数のばらつき等も考慮し、サイクルごとの中間及び最終の年度にまとめて作成することとした。

アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上を図る等、評価システムの改善に努めた。

平成30年度に実施した認証評価の検証

平成30年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価に関して、評価担当者に対しては平成30年12月末に、評価対象校に対しては平成31年3月末にアンケート様式を送付した。また、WGにおいて、3巡目の大学及び高等専門学校のアンケート様式について検討を行い、平成29年度に見直した法科大学院の3巡目のアンケート様式に倣って作成することとした。

2巡目の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証

2巡目（平成23年度～平成29年度）の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、平成31年3月に報告書を取りまとめ、公表を行った。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 高等専門学校機関別認証評価に関する2巡目の検証結果報告書
https://www.niad.ac.jp/media/006/201903/no6_12_2zyunmehoukoku.pdf

2巡目の法科大学院認証評価の検証

2巡目（平成23年度～平成27年度）の法科大学院認証評価の検証報告書の作成について検討を行い、平成30年9月に報告書を取りまとめ、公表を行った。

- 法科大学院認証評価に関する2巡目の検証結果報告書
https://www.niad.ac.jp/media/006/201812/no6_12_2zyunmehoukoku.pdf

認証評価機関が行う自己点検・評価

学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正により、認証評価機関自ら「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」「組織及び運営の状況」について自己点検・評価を行う必要があるとされたことを受け、「認証評価に関する検証WG」において、機関が行う認証評価に係る当該4項目について法令に照らして適切かを確認し、自己点検・評価報告書を作成するとともに、平成30年9月末に文部科学省に提出を行った。

これを受け、12月に中央教育審議会大学分科会に設けられた審査委員会による書面確認及びヒアリングが実施され、平成31年3月に審査委員会委員からのコメントが通知されるとともに自己点検・評価報告書を公表した。

3巡目の大学機関別認証評価の実施に向けた準備

平成31年度から開始する3巡目の大学機関別認証評価について、大学に対して平成30年10月に説明会を開催した。

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。

実績・参考データ

取組状況

実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止も含めた在り方について検討を継続するとともに、以下の取組を行った。

- ・ 認証評価機関連絡協議会（平成30年8月）及びその下に設置されたワーキンググループ（平成30年11月）、機関別認証評価制度に関する連絡会（平成30年5月、7月、12月及び平成31年2月）を通じ、民間認証評価機関の動向等の情報共有。
- ・ 平成31年度以降の申請校把握を目的とした意向調査の実施。

また、認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」（平成27年9月設置）においてとりまとめた中間報告に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、平成30年度においては、以下の取組などにより認証評価制度全体の先導的な役割を果たしている。

- ・ 我が国の質保証に関する人材の能力向上を支援するため、IR（インスティテューショナル・リサーチ）をテーマとした人材育成セミナー「IRデータ分析ワークショップ」（平成30年11月12日、平成31年2月1日）を開催した。
- ・ 認証評価機関13機関で構成する認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会2回（平成30年9月、平成31年2月）、その下に設置しているワーキンググループ1回（平成30年11月）及び評価担当職員研修1回（平成30年4月）を開催し、協議会の議論を主導。
- ・ 日中韓の政府が共同して実施する国際共同教育プログラム「キャンパス・アジア」（2011-）について、日中韓の質保証機関が共同でモニタリングを実施したことを踏まえ、平成28年に新規採択された日中韓の大学コンソーシアムに対し、平成30年より新たな手法によってモニタリングを実施。

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

実績・参考データ

事業経費

タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供や、オンラインストレージを利用した資料の事前送付などにより、経費の削減と業務の効率化を図り、機関別認証評価事業を実施するために必要な経費については評価手数料収入により賄った。

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間中における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。

実績・参考データ

取組状況

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における議論など、政府における法曹養成制度の動向把握に努めた。

タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した資料の事前送付等の取組により経費の削減と業務の効率化を図り、第3期中期目標期間中における運営費交付金投入割合について、目標である70%以下の66.4%に削減した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 教育研究活動等の評価

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、パブリックコメントの意見を踏まえて「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。

また、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の作成・公表に向け検討を行う。

さらに、評価の実施に向けた体制の整備やデータベースの活用方法等について検討を行う。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	94,701	230,661	614,081	141,021	123,740
経常収益（千円）	94,701	230,661	614,137	152,476	135,308
うち運営費交付金収益（千円）	88,353	221,351	604,359	148,893	132,778
うちその他収入（千円）	6,348	9,310	9,778	3,583	2,530
従事人員数（人）	7.8(1)	17.3(1)	46.1(15)	11.9(1)	8.7(1)

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
 なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>2 教育研究活動等の評価</p> <p>(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価</p> <p>国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、パブリックコメントの意見を踏まえて「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。</p> <p>また、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の作成・公表に向け検討を行う。</p> <p>さらに、評価の実施に向けた体制の整備やデータベースの活用方法等について検討を行う。</p>	B	<p>「評価実施要項（案）」に関して意見公募手続（パブリックコメント）による意見を踏まえ、平成30年6月に「評価実施要項」を決定し、社会に公表した。公表後の7月には、国立大学法人等評価実務担当者に対して、第2期からの変更点等に関する説明会を実施した。</p> <p>また、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の策定については、パブリックコメントを実施し、提出された意見を踏まえ、平成31年3月に「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」を決定し、社会に公表した。</p> <p>国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループの下に置く学系別検討チームにおいては、現況分析における記載項目等について学系別に検討を行い、「学系別の記載項目のガイドライン」の作成に向けて、準備を進めた。</p> <p>評価の実施に向け、国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者を選出するため、専門委員の推薦依頼を行い、専門委員の選考方針及び配置方針を審議・決定するとともに、専門委員選考委員会委員を選出した。</p> <p>データ分析集及び入力データ集については、10月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会を開催し、第3期の評価における指標や定義、評価への活用方法等の取扱いを審議・決定した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
		<p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>

平成30年度計画

2 教育研究活動等の評価

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、パブリックコメントの意見を踏まえて「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。

また、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の作成・公表に向け検討を行う。

さらに、評価の実施に向けた体制の整備やデータベースの活用方法等について検討を行う。

実績・参考データ

第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討

平成30年3月～4月にかけて実施した「評価実施要項（案）」のパブリックコメントに対する意見を検討し、平成30年6月に開催した国立大学教育研究評価委員会において「評価実施要項」を審議・決定し、社会に公表した。「評価実施要項」の公表後、7月には東京及び大阪の2会場で国立大学法人等評価実務担当者に対して説明会を実施し、第2期からの変更点や「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に向けた検討状況について説明を行った。

「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に向けて、6月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ、国立大学教育研究評価委員会を開催し、パブリックコメントでの意見や第2期中期目標期間における教育研究評価の検証アンケート等を踏まえて審議を行い、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に向けて検討すべき事項の精査を行った。

これらの検討すべき事項については、10月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会を開催し、方向性を審議・決定した。12月には、この方向性に基づき策定した「実績報告書作成要領（案）」及び「評価作業マニュアル（案）」について、国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会において審議・決定し、パブリックコメントを開始した。パブリックコメントでの意見を踏まえ、平成31年3月に開催した国立大学教育研究評価委員会において審議・決定し、社会に公表した。

国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループの下に置く学系別検討チームにおいては、平成30年8月に開催した人文科学系の検討チームを始めとして、12月までに全11学系の検討チームを開催し、現況分析における記載項目等について学系別に検討を行い、国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループに報告した。また、学系別に具体的な記載内容の例示等を示す予定である「学系別の記載項目のガイドライン」の作成に向けて、準備を進めた。

評価の実施に向け、国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者を選出するため、平成30年11月に専門委員の推薦依頼を行い、体制の整備に向けた準備を進め、平成31年3月に開催した国立大学教育研究評価委員会において、専門委員の選考方針及び配置方針を審

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

議・決定するとともに、専門委員選考委員会委員を選出した。

データ分析集及び入力データ集については、平成30年10月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会を開催し、第3期の評価における指標や定義、評価への活用方法等の取扱いを審議・決定した。

- 国立大学教育研究評価委員会
第50回 平成30年6月26日
 - ・第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る評価実施要項（案）に関する意見募集への対応、実績報告書作成要領及び評価作業マニュアルの策定にあたり検討すべき事項についての審議
- 第51回 平成30年10月18日
 - ・第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る実績報告書作成要領及び評価作業マニュアルの策定にあたり主な検討すべき事項への方向性についての審議
- 第52回 平成30年12月19日
 - ・達成状況評価に関するポイント、学系別の記載項目構成及び判定方法等、「実績報告書作成要領（案）」及び評価作業マニュアルについての審議
- 第53回 平成31年3月19日
 - ・「実績報告書作成要領（案）」及び「評価作業マニュアル（案）」に関する意見募集の結果への対応、専門委員の選考についての審議

- 国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ
第1回 平成30年6月6日、第2回 平成30年10月1日、第3回 平成30年12月13日
第4回 平成31年3月13日
 - ・第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討等についての審議

- 第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」の決定及び意見募集の結果について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3367.html

- 「国立大学法人等評価実務担当者説明会」の実施について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3439.html

- 第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「実績報告書作成要領（案）」、「評価作業マニュアル（案）」及び「実績報告書作成要領、評価作業マニュアルの策定に伴う評価実施要項の改正（案）」に関する意見募集の実施について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3587.html

- 第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の決定、「評価実施要項」の改訂及び意見募集の結果について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3658

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行う。
- ② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付の審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。
- ③ 交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論を取りまとめる。
また、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関と連携し、外部有識者、専門家を講師とする「資産活用に関する勉強会」を開催する。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051	9,388,395
経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271	7,387,702
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
従事人員数（人）	7	7	11.0(3)	13.1(4)	13.1(4)

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
 表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>3 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p> <p>③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p> <p>④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。 また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。</p> <p>⑤ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。</p> <p>⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。</p>	B	<p>施設費貸付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。</p> <p>施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。</p> <p>施設費貸付事業については、「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査する体制を構築しており、内部統制の強化及び審査の向上に努めつつ、適正に実施している。</p> <p>貸付金の回収にあたっては、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行っている。また7法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行っている。国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はともに100%であり、適切に実施している。</p> <p>資金調達に係る債券の発行に際し、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に個別投資家訪問を26箇所実施している。</p> <p>「病院経営分析検討チーム」、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催し、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行っている。また、その成果として、ワークショップの開催や冊子・データのとりまとめを行い、国立大学法人へ提供している。</p> <p>さらに、各国立大学法人の前事業年度の財務諸表等について、国立大学の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行い、当該成果物である「国立大学法人の財務」を年度末に刊行している。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標</p>

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

		を達成したと判断し、Bとした。
		<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
(2) 施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。 ③ 交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論を取りまとめる。 また、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関と連携し、外部有識者、専門家を講師とする「資産活用に関する勉強会」を開催する。	B	施設費交付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。 各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、14法人に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。 国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、「資産活用に関する勉強会」を開催している。また、交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論をとりまとめたものを基にした「施設費交付事業の概要」を作成し、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成30年5月及び9月）における資料として活用した。また、交付先訪問調査（現地調査）の際に土地処分の可能性について直接確認を行うとともに、交付事業の趣旨について周知を図った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。
		<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。

平成30年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行う。

実績・参考データ

施設費貸付事業の実績

「平成30年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について」（平成30年4月2日付け）による文部科学大臣の定めに基づき、国立大学法人に対し、附属病院の施設整備等に必要な資金として、平成31年3月末までに30大学、65件、46,488百万円の貸付を行った。（平成30年度計画：31大学、68件、54,836百万円）

なお、翌年度繰越額4,844百万円については、地耐力を確保するための地盤改良工事及び工事による周辺地域への影響に配慮する必要性が生じたことにより不測の日数を要したこと、施設工事の遅延に伴い病院設備の年度内納入が困難となったこと等によるものであり、貸付不用額3,503百万円については、病院再開発事業を一時中断したこと、落札価格と予定価格との差額により貸付を行う必要がなくなったこと等によるものである。

また、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成30年5月、9月及び平成31年1月）において、当該貸付に係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対し、貸付事業の留意点等について説明を行った。平成30年8月には各国立大学法人に対して事務連絡を発出し、平成30年度最終貸付のスケジュールについて周知徹底を図った。

○ 平成30年度施設費貸付事業（繰越額・不用額含む）

（単位：百万円）

	当初計画額	貸付実績額	繰越額	不用額
平成30年度	(31法人/68事業) 54,836	(30法人/65事業) 46,488	(8法人/11事業) 4,844	(25法人/35事業) 3,503

※当初計画額、貸付実績額には前年度繰越額を含む。

※単位未満を四捨五入しており、各欄の計と表示合計は一致しない場合がある。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 施設費貸付事業による整備例



【診療棟・病棟】
(山口大学)



【外来棟・中央診料棟・病棟】
(福井大学)

- ◆ 中核医療機関としての各種指定、大規模災害時の被害想定の見直しなどに対応するため、手術室、ICU、総合周産期母子医療センター、急性期病棟等の機能を備えた建物の整備を実施。高度先進医療を推進するとともに、災害時の救急医療拠点としてBCP等の機能を強化。

- ◆ 快適・安全な医療空間の提供、プライバシー確保も含めた患者療養環境の飛躍的向上を図ることを目的として既存病院の改修を実施。外来患者の増加による狭隘化の解消、通院治療センター及び血液浄化療法部の整備拡充により機能を強化。



【ロボット手術支援システム】
(徳島大学)



【ハイブリッドOR】
(山口大学)

- ◆ 安全かつ迅速な診断と低侵襲医療を提供するため、ロボット支援下低侵襲外科手術における最先端システムであり、広範囲な手術部位への対応が可能となる機器に更新。

- ◆ 救急医療の更なる質の向上を図るため、手術と血管撮影を同時に行うことにより、より安全かつ効率的な手術を可能とする設備を設置。

平成30年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。

その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

実績・参考データ

施設費貸付事業の財源

《長期借入れによる資金の調達》

施設費貸付事業の財源として、平成31年3月末までに、財政融資資金から42,185百万円の長期借入れを行った。

(平成30年度計画：50,532百万円(平成29年度からの繰越額632百万円を含む。))

《債券発行による資金の調達》

第3回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券(5年債・50億円)を平成31年2月に発行した。発行に向けては、8月に主幹事証券会社、受託会社及び格付け機関の選定を行い、IR(インベスター・リレーションズ)資料を作成し、ウェブサイトへ掲載するとともに、11月から1月にかけて個別投資家訪問を行うなど、IR活動を積極的に実施した。また、投資家向けの債券内容説明書を作成し公開することで、機構の事業内容や財務状況等の透明性の確保に努めた。発行体(機構)及び債券の信用格付取得のため格付会社による調査を受審し、発行体及び債券の信用格付は、ともに前年度までと同じAAを取得した。

○ 平成30年度の資金調達実績

(単位：百万円)

区分	調達額				不用額等	
	財政融資資金			債券発行	財政融資資金	
	借入額	前年度繰越借入額	計		繰越額	不用額
施設整備費	27,549	345	27,894	—	4,032	3,150
病院特別医療機械整備費	14,111	180	14,291	4,304	812	353
合計	41,660	524	42,185	4,304	4,844	3,503

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※債券発行額は、既発行債券の償還分(696百万円)を除いた額である。

○ IR資料<抜粋>



独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券について

● 機構の位置づけ

- 大学等の教育・研究活動の評価、国立大学等の施設整備支援、大学以外の高等教育施設での学習成果の評価に基づく学位授与等を行う政策執行機関

● 信用力のポイント

- 全額政府出資**
- 貸付対象である国立大学附属病院は、我が国の医療及び教育政策上重要な役割を果たしており、貸付先の国立大学法人の信用力は高く、貸倒実績は1件も発生していない

● 債券の性質

- 格付 : AA (R&I) (取崩見込み)
- BISリスクウェイト : 10%
- 本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する
- 一般債権者制度に対応
- 資金使途 : 全額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第2号に定める施設費貸付事業のうち、国立大学法人の附属病院の医療設備の設置に必要な資金貸付の一部及び機構法第19条第2項で定める債券の償還に充てる

● 地域医療及び教育への貢献

- 地域医療における「先進医療の提供と、地域の急性期医療対応」の為の施設及び設備整備支援
- 我が国の教育分野において重要な役割を担う国立学校法人に対する施設及び設備整備支援

多目的デジタルX線TVシステム

さらなる地域貢献のできる病院へ

平成30年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

実績・参考データ

償還確実性の審査等

貸付けの審査にあたり「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、「施設費貸付規則」、「貸付金債権管理規則」、「施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力及び公的使命を果たしているか等を総合的に審査する体制を構築しており、平成31年3月末までに12回の開催及び審査を行った。

○ 平成30年度貸付審査会開催概要

開催回	開催日	議 事
第1回	平成30年4月13日	1. 第1・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第2回	平成29年5月21日	1. 平成30年6月借入申込み時審査について 2. 第2・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について 3. 施設費貸付事業（設備整備）に係る貸付金利（平成30年6月～平成31年2月）の決定について
第3回	平成30年6月20日	1. 平成30年7月借入申込み時審査について
第4回	平成30年7月4日	1. 平成31年度借入事業要求時審査 2. 平成30年8月借入申込み時審査について 3. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の発行により調達する資金の管理運用手続き第6に基づく施設費貸付事業に係る収支状況の確認について
第5回	平成30年8月20日	1. 平成30年9月借入申込み時審査について 2. 第3・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第6回	平成30年9月20日	1. 平成30年10月借入申込み時審査について 2. 施設費貸付事業に係る見直し金利（平成30年9月20日見直し分）の決定について
第7回	平成30年10月26日	1. 平成30年11月借入申込み時審査について 2. 平成29年事業年度貸付後の確認（事業状況等の確認）について
第8回	平成30年11月20日	1. 平成30年12月借入申込み時審査について 2. 第4・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第9回	平成30年12月20日	1. 平成31年1月借入申込み時審査について
第10回	平成31年1月21日	1. 平成31年2月借入申込み時審査について 2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の発行により調達する資金の管理運用手続き第6に基づく施設費貸付事業に係る収支状況の確認について
第11回	平成31年2月27日	1. 平成31年3月借入申込み時審査について

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第12回	平成31年3月15日	<ol style="list-style-type: none">1. 施設費貸付事業に係る貸付金利（平成31年3月）及び見直し金利（平成31年3月20日見直し分）の決定について2. 貸付規則等の改定について3. 平成31年度貸付審査会の体制・スケジュール等について
------	------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成30年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

実績・参考データ

債権回収及び債務償還の確実な実施

「貸付金債権管理規則」等に基づき、平成30年度分（319億円）の国立大学法人からの貸付金債権の回収及び財政融資資金への長期借入金債務の償還を確実に行った。（回収及び償還は毎年度9月及び3月）

貸付金の回収については、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行った。平成30年度の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はこれまでどおり100%である。（平成29年度末債務残高：5,911億円（内、財投機関債分250億円）、平成30年度償還予定額：319億円、平成30年度償還実績：319億円）

貸付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案して、9法人を対象に平成30年8月から10月にかけて実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行った。

○ 平成30年度の債権回収実績

（単位：百万円）

元金回収額	年度末債権額	利子回収額
36,222	601,330	2,803

○ 平成30年度の債務償還実績

（単位：百万円）

区分	前年度末債務残高	借入額	前年度繰越借入額	元金償還額	年度末債務残高	利子支払額
財政融資資金	566,064	41,660	5,243	31,919	576,330	2,623
債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	30

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人からの元金回収額と財政融資資金への元金償還額の差額は、債券償還財源に充当している。

※国立大学法人からの利子回収額と財政融資資金への利子支払額の差額は、債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当している。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成30年度現地調査実績（施設費貸付事業）

No.	法人名	調査日
1	千葉大学	平成30年8月31日（金）
2	山形大学	平成30年9月7日（金）
3	岐阜大学	平成30年9月10日（月）～11日（火）
4	富山大学	平成30年9月11日（火）
5	浜松医科大学	平成30年9月12日（水）
6	東京大学	平成30年9月26日（水）
7	熊本大学	平成30年10月24日（水）
8	鹿児島大学	平成30年10月25日（木）
9	岡山大学	平成30年10月30日（火）

平成30年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

実績・参考データ

IR活動の実績

貸付事業に係る民間資金調達としての機構債券の発行に際し、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき、中央及び地方の個別投資家訪問を計26箇所実施した。また、投資家と直接対話する主幹事証券会社の販売担当者に対する説明を実施した。

また、主幹事証券会社による施設費貸付先訪問を実施し、国立大学附属病院の役割や意義について、主幹事証券会社のレポートを通じて投資家へ発信した。

○ IR訪問実績

訪問日時	訪問先・件数
平成30年11月29日（木）～30日（金）	関西 5箇所
平成30年12月17日（月）～18日（火）	北海道 5箇所
平成30年12月21日（金）	関東 2箇所
平成31年1月17日（木）～18日（金）	九州 5箇所
平成31年1月22日（火）	関東 3箇所
平成31年1月23日（水）～24日（木）	中部 5箇所
平成31年1月29日（火）	関東 1箇所
計	26箇所

平成30年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

実績・参考データ

国立大学の財務に係る調査、分析

《病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG》

「病院経営分析検討チーム」とその下に設置された「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」について、平成31年3月末までにチーム会議を3回、WG会議を8回開催した。また、WGを国立大学附属病院セグメントの貸借対照表について検討するユニット（BSユニット）及び「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」の開催について検討を行うユニット（WSユニット）に分け、平成31年3月末までにBSユニット会議を8回、WSユニット会議を10回開催した。

WGのBSユニットにおいては、前年度に全国国立大学病院事務部長会議総務委員会から全国国立大学病院に作成を依頼し、提出いただいた「貸借対照表」について、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会と連携してとりまとめを行い、各国立大学附属病院における経営判断等に寄与することを目的に国立大学附属病院の病院経営企画担当者や大学本部の財務担当者に対して全国3会場（東京、名古屋、福岡8月）で説明会を実施した。説明会には延べ42大学、272人の参加があった。

また、各附属病院の平成29年度決算情報を基に、「国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等について（新版）」を作成し、平成31年3月に各大学へ提供した。

WGのWSユニットにおいて、全国国立大学病院事務部長会議及び国立大学附属病院長会議事務局と連携して、病院経営改革を推進し得る人材及びデータを基に経営分析を行うことのできる人材を養成することを目的とした「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（平成31年2月）を企画・開催し、課長・課長補佐級及び係長・主任・係員級を対象に、財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法について検討を行った。ワークショップには、各病院から75人の参加があった。また、病院の経営改善に必要な数値を即座に計算し、可視化することが出来る「CVPシミュレータ」について、高度化・実用化に向けた検討を行い、平成31年2月に全国国立大学病院への配付を行った。

○国立大学附属病院セグメントの「貸借対照表」に関する説明会（概要）

平成29年度に機構が設置する病院経営分析検討チームがとりまとめた「国立大学附属病院セグメントの貸借対照表の試作について」を基に、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会から全国国立大学病院に作成を依頼し、各国立大学附属病院で試作した国立大学附属病院セグメントの「貸借対照表」から、どのようなことが読み取れるのかといった分析手法について理解を深め、各国立大学病院及び各国立大学法人が自らの経営判断に資するための内部分析資料として「貸借対照表」を活用できるようになることを目的として、平成

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

30年8月に全国3会場（東京・名古屋・福岡）で説明会を実施し、計272人の参加を得た。

○ 国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等（新版）（概要）

各国立大学附属病院における経営判断等に寄与することを目的に、42国立大学附属病院（歯学部附属病院等含む）の財務諸表等から見た病院経営のアラームとなる財務指標をとりまとめ平成28年3月から毎年度発行している「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等について－これからの病院経営をサポートするために－」に関して、今回、国立大学附属病院の現状に即した経営判断の指標等の提案を行うべく、「附属病院セグメント貸借対照表」から得られるデータを盛り込むなどの内容の全面的なリニューアルを行った。平成29年度決算値を基に作成を行い、平成31年3月に各大学に配布した。



○ 平成30年度国立大学附属病院経営分析ワークショップ（概要）

本ワークショップは、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会及び国立大学附属病院長会議事務局と連携し、病院経営改革を推進し得る人材及びデータを基に経営分析を行うことのできる人材の裾野を広げることを目的として開催し、各病院から課長・課長補佐級及び係長・主任・係員級の職員等75人の参加を得た。開催にあたっては、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」においてワークショップのコンテンツ作りを行った。

具体的には、事前にモデル大学病院のデータを基に現在の収益と費用の課題及び今後の見込みを分析した上で、当日のグループワークにおいて各自分析した内容を基に、CVPシミュレータ等を利用しながら議論を進めた。その後、各グループ別に作成した財務計画及び経営改善のためのストーリーボードについて発表を行い、経営改善策のための様々なデータ分析の手法の確認を行った。

【グループワーク】



【各グループの発表】



○CVPシミュレータの高度化・実用化

CVPシミュレータは、現行の収益額・費用額から導かれる損益分岐点と患者数等を可変させることで算出されるシミュレーション上の損益分岐点を比較することで、経営改善に必要な数値が即座に計算され、可視化されるものである。また、各国立大学附属病院の現行実績を参照することが可能であるため、自大学のウィークポイントや強みを見出すきっかけともなるものである。年度収支計画の立案、病院全体の目標値算出、病院へ配属された新人職員等への研修等への利活用等が期待される。平成29年度に開催した「病院経営次世代リーダー養成塾」でのグループワークにおいて使用されたシミュレータについて、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」において、各国立大学大学への配付を目指し、内容の高度化及び実用化に向けた検討を重ね、平成31年2月にCVPシミュレータ（ver.1.0）及び基本操作マニュアルを全国立大学病院へ配付した。

《国立大学法人の財務等に関する勉強会》

国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図るため、国立大学施設支援センターが行う支援事業の在り方について検討することを目的とした「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を、平成31年3月末までに3回開催し、国立大学法人の土地活用や資金運用、電力の共同調達について取組事例の紹介を行った。また、平成30年度を取組事例をとりまとめ、国立大学法人等専用ページを通じて、令和元年度に各国立大学法人へ提供することとしている。その他、統合報告書の取組紹介や、国立大学法人の監査経験に基づく監査法人からの講演等を通じ、国立大学法人のコスト分析についての理解を深めた。

《国立大学法人の財務》

貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等の集計・分析結果について、平成29年度の財務データを平成30年9月末までに整理した。国立大学法人へ、より有用な情報を提供していくため、財務分析指標の有用性や妥当性等について有識者から助言を得ることを目的として「国立大学法人の財務」に係る有識者会議を設置し、平成30年9月末までに会議を2回（6月、7月）開催、各委員からの意見を踏まえ、一部指標を見直した。また、利用状況について、国立大学法人へアンケートを行い、国立大学法人からの要望を受けて、「平成30年度版国立大学法人の財務」の収録内容の一部を「速報版（①法人別概要財務諸表、②必要度の高い財務分析比率（17指標）」として9月末までにとりまとめた。国立大学法人へは10月上旬に、国立大学法人等専用ページを通じて、提供を行った。平成31年3月には、国立大学法人の財務に係る調査、分析結果をとりまとめ、当該成果物を刊行し、文部科学省及び各国立大学法人へ配付した。

平成30年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

実績・参考データ

施設費交付事業の実績

「平成30年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事業について」（平成30年4月2日付け）による文部科学大臣の定めに基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として、平成31年3月末までに90法人、90件、3,750百万円の交付を行った。（平成30年度計画：90法人、90件、3,750百万円）

○ 施設費交付事業による整備例



【校舎外壁等改修工事】
(弘前大学)

- ◆ 附属学校について、老朽化・機能劣化が進んでいたため、生徒の生活に支障を来たすことがないように外壁等の改修工事を実施。



【トイレ改修工事】
(福岡教育大学)

- ◆ 附属学校について、老朽化・機能劣化が進んでいたため、生徒の生活に支障を来たすことがないようにトイレの改修工事を実施。

平成30年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

実績・参考データ

施設費交付事業の適正な実施

「大学改革支援・学位授与機構法（平成15年7月16日法律第114号）」及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認し、平成30年度分の交付決定を行った。また、平成29年度事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、事業が上記法令等に違反することなく実施されたか、交付決定の内容、及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行った。

文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成30年5月、9月及び平成31年1月）において、当該交付に係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び財産処分制限について説明を行った。

交付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案し、14法人を対象に平成30年8月から10月にかけて実施した。

○ 平成30年度現地調査実績（施設費交付事業）

No.	法人名	調査日
1	茨城大学	平成30年8月27日（月）
2	宇都宮大学	平成30年8月28日（火）
3	千葉大学	平成30年8月31日（金）
4	福島大学	平成30年9月6日（木）
5	山形大学	平成30年9月7日（金）
6	上越教育大学	平成30年9月10日（月）
7	岐阜大学	平成30年9月10日（月）～11日（火）
8	富山大学	平成30年9月11日（火）
9	浜松医科大学	平成30年9月12日（水）
10	東京大学	平成30年9月26日（水）
11	熊本大学	平成30年10月24日（水）
12	鹿児島大学	平成30年10月25日（木）
13	岡山大学	平成30年10月30日（火）
14	奈良教育大学	平成30年10月31日（水）

平成30年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

- ③ 交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論を取りまとめる。

また、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関と連携し、外部有識者、専門家を講師とする「資産活用に関する勉強会」を開催する。

実績・参考データ

施設費交付事業の財源の確保

《資産活用に関する勉強会》

国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、平成31年3月末までに「資産活用に関する勉強会」を1回開催した。

開催回	開催日	講演内容
第14回	平成30年5月31日	「国立大学法人の資金運用についてー昨今の動向も踏まえー」

【平成30年5月31日開催 第14回資産活用に関する勉強会の様子】



《施設費交付事業財源の確保等に関する検討会》

交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論をとりまとめたものを基にした「施設費交付事業の概要」を作成し、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成30年5月及び9月）における資料として活用した。

また、交付先訪問調査（現地調査）の際に土地処分の可能性について直接確認を行うとともに、交付事業の趣旨について周知を図った。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、独立行政法人国立美術館同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。
- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051	9,388,395
経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271	7,387,702
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
従事人員数（人）	7	7	11.0(3)	13.1(4)	13.1(4)

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
 表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
4 国から承継した財産等の処理 (1) 旧特定学校財産の管理処分等 ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。 ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。 (2) 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。	B	東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、未売却の土地については、使用契約を締結し、使用料を徴収している。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。 平成30年度の国立大学法人からの債権回収及び財政融資資金への債務償還については、回収率及び償還率はともに100%であり、適切に実施している。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。
		<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。

平成30年度計画

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、独立行政法人国立美術館同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。

実績・参考データ

東京大学生産技術研究所跡地の売却等

東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度から独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で段階的に売却を行っているところであり、平成30年5月には、土地全体面積（29,974.81㎡）のうち2.63%（788.96㎡）を1,810百万円で売却した。これにより、土地全体面積の89.54%（26,838.26㎡）の売却が完了し、未売却の土地は10.46%（3,136.55㎡）となった。未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、6月に使用料※を徴収した。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、令和3年度に完了する見込みである。

※土地使用料には、当該土地に係る固定資産税相当分が含まれる。

年度	土地全体 評価額	土地全体 面積	売却額	既売却 面積	当該年度 売却面積	未売却 面積	当該年度 売却持分 比率	売却持分 累計比率	未売却 持分 比率
30 年 度	68,765 百万円	29,974.81 ㎡	1,810 百万円	26,838.26 ㎡	788.96 ㎡	3,136.55 ㎡	2.63%	89.54%	10.46%

平成30年度計画

- 4 国から承継した財産等の処理
 - (1) 旧特定学校財産の管理処分等
 - ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

実績・参考データ

処分後の財産の利用状況の適切な把握

平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられ、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めているところであり、平成31年3月末現在において、令和2年7月に事業完了予定と把握している。

平成30年度計画

4 国から承継した財産等の処理

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。

実績・参考データ

承継債務の償還等の確実な実施

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、平成30年度分（合計330億円）の国立大学法人からの債権の回収及び財政融資資金への債務の償還を確実に行った。（回収及び償還は毎年度9月及び3月、又は5月及び11月）

平成30年5月23日、9月27日、11月21日及び平成31年3月27日の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はこれまでどおり100%である。（平成29年度末債務残高：1,642億円、平成30年度償還予定額：330億円、平成30年度償還実績：330億円）

○ 平成30年度承継債務償還額

（単位：百万円）

	元金相当額	利息相当額	合計償還額
平成30年度	33,038	2,391	35,429

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。

⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与と制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	345,190	297,417	275,082	258,404	263,678
経常収益（千円）	345,190	297,417	275,731	274,214	272,738
うち運営費交付金収益（千円）	205,005	159,369	149,947	143,468	135,591
うち手数料収入	124,433	121,912	118,404	123,002	130,753
うちその他収入（千円）	15,752	16,135	7,380	7,743	6,394
従事人員数（人）	23.5(5)	20.4(5)	19.3(4)	17.3(6)	17.4(4)

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
 なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>5 学位授与</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。</p> <p>また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。</p> <p>② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申請に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。</p> <p>また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。</p> <p>また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月</p>	B	<p>単位積み上げ型による学士の学位授与について、年度計画のとおり確実に学位授与を行った。</p> <p>また、インターネットを利用した電子申請の利用率は平成29年度に比較して上昇しており、特例による学位授与申請においてはすべて電子申請により受け付けている。また、不合格者に対する個別理由の通知を行った。</p> <p>申出のあった短期大学及び高等専門学校の専攻科について、年度計画のとおり、審査を行い認定を行った。</p> <p>また、認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。</p> <p>特例の適用を希望する専攻科の審査については、機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科からの申請を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い適用認定を行った。また、特例適用専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。</p> <p>さらに、4月期と10月期に特例による学位授与申請を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い、6月以内に学位を授与した。</p> <p>事業の効率化・合理化として、学位審査会など関連会議をタブレット端末によるペーパーレス会議として実施することを前年度に引き続き推進し、専門委員会・部会においては、段階的にパソコンを活用した会議として実施し、コピー用紙の削減につなげた。また、平成29年度の関係規程改正により、専攻科の認定等の各種審査に必要な書類の提出部数を変更し、提出部数を大幅に削減させ短期大学や高等専門学校などの事務負担の軽減にも努めた。さらに、特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査における、特例適用専攻科の変更の届出について平成29年度新設の内規に基づき審査の簡素化を図った。加えて、審査スケジュールの見直しにより繁忙期における業務の集中化の回避や準準化に努</p>

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

<p>以内に、合格者に対し学位を授与する。</p> <p>④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。</p> <p>⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。</p>		<p>め、必要に応じて、専門委員会・部会を郵送審査とすることにより、機構に集合しての部会の開催を平成29年度と比べ、約20%減となる61開催とした。これらの取組により事業全体の効率化及び合理化を図った。</p> <p>学位取得者に対するアンケート調査を実施し、その結果は、研究開発部と共有し、学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等を行う際のデータとして確実に蓄積している。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
<p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。</p> <p>また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。</p> <p>修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。</p> <p>③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。</p>	<p>A</p>	<p>認定を受けている課程に対し、教育の実施状況等の審査を実施した。また、教育課程について重要な変更が生じると認められた課程に対し、再審査を実施した。</p> <p>認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。</p> <p>口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることや、審査スケジュールの見直しと併せて平成29年度より導入した遠隔会議システムについて、音声伝達機能の工夫・改善のほか、審査担当委員への事前説明や接続テストを行うなど、円滑に利用する環境の整備等を推進するとともに、対象校を拡大（1校8人）し、利用率も平成29年度申請者の4.8%から25.6%に上がったことで、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制し、年度計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図りつつ、利用者の拡大とさらなる利便性の向上が実現した。</p> <p>平成29年度に引き続き、3月修了者のうち留学生等配慮が必要な者に対しては、限られた期間内において、口頭試問の集中開催や遠隔会議システムの積極的な利用により、3月末までに希望者全員について論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者の利便性を高めた。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aとした。</p>
<p>(3) 学位授与事業についての広報</p> <p>単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。</p>	<p>A</p>	<p>学位授与制度を紹介するリーフレット（『学士をめざそう！』）及び機構が授与する学位を説明したリーフレット（『機構が授与する学士の学位』）について、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、効果的に配布先を見直した。また今後の申請者の増加につなげるため、学位授与申請者数の傾向を分析し今後の広報活動などに活かすこととした。</p> <p>さらに、学位授与制度や学位授与申請、認定等の手続に係る説明会を3回以上開催した。</p> <p>学士を取得した者を対象とした「学位取得者</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	<p>表彰制度」については、平成29年度の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者2人を選考の上、学位取得者表彰式を平成30年9月に実施するとともに、報道発表や文教ニュース・文教速報に記事を掲載するなど、学位授与事業に関する情報の発信に努めた。</p> <p>また、上記の説明会において、受賞者による体験談の披露や個別相談への対応は参加者から好評を博し、次年度以降の事業展開につながるものであった。</p> <p>そのほか、「機構ニュース」により、学位授与事業の活動内容について情報発信を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成30年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

実績・参考データ

単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校卒業生、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学位授与を以下のとおり行った。

① 申請の受付

4月期は平成30年4月1日から4月7日まで、10月期は9月25日から10月5日まで申請の受付を行った。

また、電子申請のデータ入力については、申請者の利便を考慮して、4月期は3月13日から開始し4月6日まで、10月期は9月11日から10月4日までとした。平成30年度4月期の電子申請の利用率は78.5%（特例による学位授与申請を除く通例申請分のみ。10月期同じ。）であり、平成29年度4月期の77.9%と比較して0.6ポイント上昇、10月期は82.1%であり、平成29年度10月期の81.2%と比較して0.9ポイント上昇した。

② 修得単位の審査

申請のあった専攻の区分を担当する専門委員会及び部会を開催し、専攻の区分ごとに、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを判定した。

③ 学修成果・試験の実施及び審査

申請者が提出した学修成果（レポート・作品等）に基づいて、4月期は6月10日に小論文試験及び面接試験を実施し、10月期は12月9日に面接試験、12月16日に小論文試験を実施した。専門委員会及び部会において専攻の区分ごとに、各申請者が当該専攻に係る学士の学力の水準を有していると認められるか（学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか）を判定した。

④ 合否判定

各専門委員会・部会の判定案をとりまとめ、4月期は8月24日に開催した学位審査会において、通例申請者312人のうち269人を合格と判定し、9月末までに学士の学位を授与した。

10月期は、平成31年2月15日に開催された学位審査会において、通例申請者582人の

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

うち508人を合格と判定し、修了見込みでの申請者に対しては、修了及び単位の修得の確認を行い、結果507人に3月末までに学士の学位を授与した。

⑤ 不合格者に対する配慮

学修成果・試験で不可となった申請者全員（試験欠席者を除く。）に対して、個別に具体的な不可判定の理由を通知している。

4月期は、不合格者43人のうち学修成果・試験で不可となった39人に対して、不可判定の理由通知文を作成・送付した。

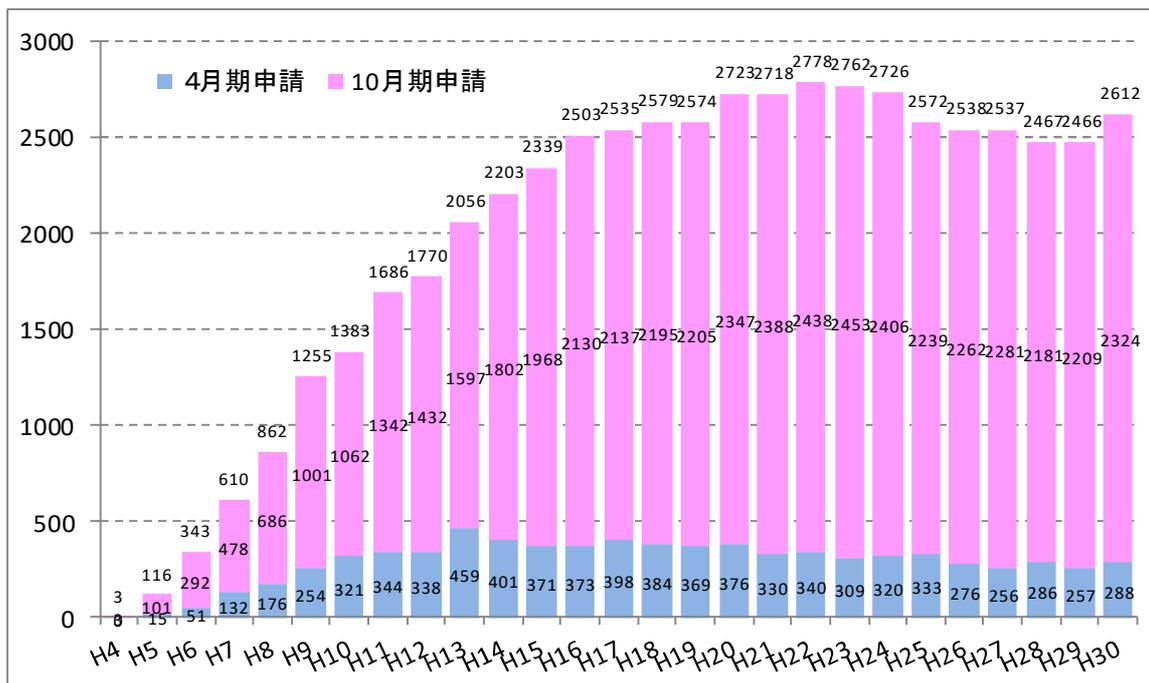
10月期は、不合格者75人のうち、学修成果・試験で不可となった63人に対して、不可判定の理由通知文を作成・送付した。

⑥ 法改正に伴う学士の学位授与における資格要件の見直しについて

平成31年4月1日施行の学校教育法及び学位規則の一部改正に伴い、専門職大学が設置されるなどにより、単位積み上げ型による学士の学位授与における資格要件について見直しを行い、平成31年2月の学位審査会、3月の企画調整会議での審議・承認を経て、関係する規則等の一部改正を行った。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 短期大学・高等専門学校卒業生等に係る学士の学位取得者数の推移



○ 試験会場



○ 学位記



平成30年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

実績・参考データ

専攻科の認定及び教育の実施状況等の審査

平成31年度に組織改編を予定し、「特例の適用認定」と併せて「専攻科の認定」を希望する高等専門学校1校1専攻から、4月末までに申出を受け付けた。

5月17日に開催された学位審査会において審査を付託し、5月及び7月に開催した専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、8月24日に開催された学位審査会において、認定の申出のあった1校1専攻を「可」と判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

また、審査対象専攻に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

教育課程について重要な変更が生じると認められた短期大学の1校1専攻について、「特例適用専攻科の変更に係る審査」と併せて専攻科の認定に係る再審査を実施するため、9月末までに書類の提出を受け付けた。

また、平成30年度の教育の実施状況等に関する審査については、短期大学4校6専攻の審査を実施するため、5月末及び9月末までに書類の提出を受け付けた。

8月24日又は11月9日に開催された学位審査会において審査を付託し、11月及び平成31年1月に専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、平成31年2月15日に開催された学位審査会において、再審査を実施した1校1専攻を「可」、教育の実施状況等に係る審査を実施した4校6専攻を「適」と判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成31年度認定専攻科（組織改編による認定）

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
阿南工業高等専門学校	創造技術システム工学専攻	16	2	独立行政法人国立高等専門学校機構

○ 再審査実施専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
倉敷市立短期大学	保育臨床専攻	5	2	倉敷市

○ 平成30年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査実施専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
聖徳大学短期大学部	保育専攻	45	2	学校法人東京聖徳学園
	通信教育部保育専攻	50	2	
帝京短期大学	養護教諭専攻	15	2	学校法人沖永学園
	臨床工学専攻	40	1	
藍野大学短期大学部	地域看護学専攻	40	1	学校法人藍野大学
九州女子短期大学	子ども健康学専攻	20	2	学校法人福原学園

平成30年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

実績・参考データ

特例の適用認定の申出に係る審査

特例の適用を希望する、短期大学1校1専攻から4月末までに申出を受け付けた。また、平成31年度に組織改編を予定し、「専攻科の認定」と併せて「特例の適用認定」を希望する、高等専門学校1校1専攻からも4月末までに申出を受け付けた。

5月17日に開催された学位審査会において審査を付託し、5月及び7月に開催した専門委員会・部会において、大学学部教育に相当する概ね4年間の教育課程が機構の定める基準と適合しているかどうか、「学修総まとめ科目」が適切に設定されているかどうか等について審査が行われた。

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、8月24日に開催された学位審査会において、特例の適用認定の申出のあった2校2専攻を「可」と判定し、設置者に通知した。また、一部の審査対象専攻に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

特例適用専攻科の変更に係る審査

平成31年度から科目表又は学修総まとめ科目に変更が生じるものについて、平成30年9月末までに届出を受け付けた。

11月9日に開催された学位審査会において審査を付託し、11月及び平成31年1月に専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成31年2月15日に開催された学位審査会において、判定の結果に基づく特例の適用認定の変更の可否を判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査

平成 30 年度の特例適用専攻科の教育の実施状況等に関する審査については、短期大学 3 校 3 専攻及び高等専門学校 10 校 23 専攻の審査を実施するため、5 月末及び 9 月末までに書類の提出を受け付けた。

8 月 24 日に開催された学位審査会において審査を付託し、11 月及び平成 31 年 1 月に専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成 31 年 2 月 15 日に開催された学位審査会において、特例適用専攻科の教育の実施状況等に関する審査を実施した 13 校 26 専攻を「適」と判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

また、平成 31 年度に実施予定の特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、8 月 24 日に開催された学位審査会で対象となる専攻を決定し、設置者に通知した。

特例適用による学士の学位授与

特例適用による学位授与の申請及び受付について、以下のとおり行った。

① 申請の受付

申請はすべて電子申請システムを利用し、4 月期はデータ入力及び送信を平成 30 年 3 月 20 日から 4 月 12 日まで、書類送付を 4 月 6 日から 4 月 13 日の期間として 19 件を受け付けた。10 月期はデータ入力及び送信を 9 月 19 日から 10 月 11 日まで、書類送付を 10 月 5 日から 10 月 12 日の期間として 1,830 件受け付けた。

電子申請システムにおいて、申請者の修得単位とあらかじめ専門委員会・部会で審査した科目表との照合により、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを確認した。

② 学修総まとめ科目の履修に関する審査

申請者が提出した学修総まとめ科目の履修計画書について、専門委員会及び部会において審査した。また、4 月期は 8 月から 9 月にかけて、10 月期は 2 月から 3 月にかけて学修総まとめ科目の履修終了時に申請者が提出した成果の要旨等により履修に関する審査を行った。

③ 合否判定

4 月期は、8 月 24 日に開催された学位審査会において申請者 19 人全員を、単位修得、学修総まとめ科目の成果の要旨等及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定するものとして合格と判定し、確認の結果 19 人全員に 9 月末までに学士の学位を授与した。

また、平成 29 年度 10 月期の学位授与申請者に係る審査結果に基づき、各特例適用専攻科の学修総まとめ科目の実施状況等について学位審査会で検証し、必要に応じて各特例適用専攻科に改善を求めた。

10 月期は、平成 31 年 2 月 15 日に開催された学位審査会において 1,830 人を、単位修得、学修総まとめ科目の成果の要旨等及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定するものとして合格と判定し、確認の結果 1,817 人に 3 月末までに学士の学位を授与した。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成31年度特例適用専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
常葉大学短期大学部	音楽専攻	20	2	学校法人常葉学園

○ 平成31年度特例適用専攻科（組織改編による認定）

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
阿南工業高等専門学校	創造技術システム工学専攻	16	2	独立行政法人国立高等専門学校機構

○ 平成30年度特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査実施専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
大分県立芸術文化短期大学	造形専攻	24	2	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学
日本大学短期大学部	食物栄養専攻	20	2	学校法人日本大学
広島文化学園短期大学	栄養専攻	5	2	学校法人広島文化学園
旭川工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	応用化学専攻	4	2	
秋田工業高等専門学校	生産システム工学専攻	8	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	環境システム工学専攻	8	2	
石川工業高等専門学校	電子機械工学専攻	12	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	環境建設工学専攻	8	2	
豊田工業高等専門学校	電子機械工学専攻	8	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	建設工学専攻	8	2	
	情報科学専攻	4	2	
鳥羽商船高等専門学校	海事システム学専攻	4	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	生産システム工学専攻	8	2	
広島商船高等専門学校	海事システム工学専攻	4	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	産業システム工学専攻	8	2	

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
宇部工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	物質工学専攻	4	2	
	経営情報工学専攻	4	2	
大島商船高等専門学校	海洋交通システム学専攻	4	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	電子・情報システム工学 専攻	8	2	
弓削商船高等専門学校	海上輸送システム工学専 攻	4	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	生産システム工学専攻	8	2	
鹿児島工業高等専門学校	機械・電子システム工学 専攻	8	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	電気情報システム工学専 攻	8	2	
	建設工学専攻	4	2	

平成30年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。

実績・参考データ

事業の効率化及び合理化

学位授与事業の実施にあたっては、質的な内容と水準を的確に保証しながら、効率化及び合理化を図った。

- 平成29年度より、学位審査会など関連会議において、配付資料をタブレット端末によるペーパーレス会議とし、専門委員会・部会においても、段階的にパソコンを活用した会議とすることで、平成29年度の同時期（3月現在）と比べ、約13万枚のコピー用紙を削減するとともに、平成30年度当初から複写機の契約台数を削減し、経費削減を図ったことにより、事務の業務の効率化及び合理化につなげた。
- また、専門委員会・部会のペーパーレス化を導入・推進したことに伴い、専攻科の認定等の各種審査に必要な書類の提出部数を変更し、過去に比べ、紙媒体での提出を約90%削減させ、年間に約2,000冊提出されていたうち、約1,800冊以上のファイルの削減につなげ、短期大学や高等専門学校などの事務負担の軽減にも努めた。
- さらに、審査項目の見直しを行い、平成29年度に関係内規を新設した特例適用専攻科の変更の届出について、関係機関から、9月末までに申請書類を受理し、専門委員の審査の効率化及び合理化に努めている。
- 加えて、審査スケジュールの見直しとして、学位授与試験日の後ろ倒し、10月申請受付期間の前倒しなどにより、繁忙期における業務の集中化の回避や平準化に努めるとともに、必要に応じて、専門委員会・部会を郵送審査とすることにより、機構に集合しての部会の開催を平成29年度と比べ、約20%減となる61開催とした。
- 上記の事務合理化などの結果、平成26年度にいた学位審査課職員27人（非常勤職員含む）が平成30年度には20%以上の減の21人になるなど、人件費の抑制にも努め、目標の1年前倒しとなる平成29年度の運営費交付金の負担割合を50.9%まで引き下げている。なお、平成30年度当初予算に比べ、上記の事務合理化などの効果により、学位授与審査経費が8.5百万円以上削減し、申請者数が過去5年間で最多となったことにより、学位授与審査手数料が11百万円以上増加となり、負担割合が49.2%に減少した。

平成30年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。

実績・参考データ

アンケート調査の実施

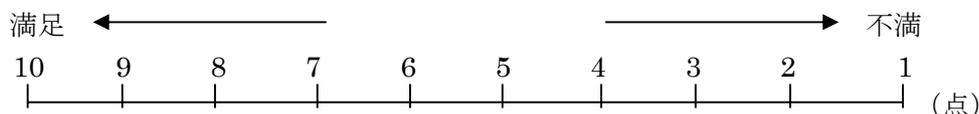
今後の学位授与業務の改善の参考とするため、学位取得者の満足度、「新しい学士への途」の分かりやすさ等に関するアンケート調査を、学位取得者に学位記を送付する際に同封し実施した。4月期には288人に送付し、202人から回答を得た。

なお、通例による学位取得者269人については、オンラインでの回答も可能とした。

また、10月期については、研究開発部と調査項目を精査の上、通例による学位取得者507人については、4月期と同様の方法によりアンケートを実施し、特例適用による学位取得者1,817人については、オンラインによるアンケート調査を実施した。なお、10月期については年度末に調査協力等を依頼しているため、回答は翌年度となる。

○ アンケート調査結果 (抄)

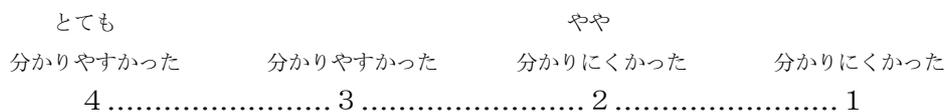
問) 学士の学位を取得したことに対する現時点での満足度は10点満点で何点くらいですか。下のスケールのあてはまる点数に○をつけてください。



結果) 平成29年度10月期：平均8.6点 (当該項目の回答者数1,245人の平均)

平成30年度4月期：平均8.8点 (当該項目の回答者数202人の平均)

問) 「新しい学士への途」の中の単位の履修方法、学修成果の作成などの説明文や「学位授与申請書類」の中の記入方法は分かりやすいものでしたか。(通例申請者のみ)



結果) 平成29年度10月期：平均2.8点 (当該項目の回答者数413人の平均)

平成30年度4月期：平均2.7点 (当該項目の回答者数190人の平均)

問) 分かりにくいと思われた点を具体的に御記入ください。

回答例)

- ・すべての専攻区分が記載されているため自分に関係しない部分が多く含まれていた。
- ・修得単位の分類が分かりにくかった。

など

平成30年度計画

5 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

実績・参考データ

省庁大学校の課程の教育の実施状況等の審査及び再審査

省庁大学校の認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、防衛医科大学校医学教育部医学科及び同校医学教育部医学研究科の計2課程から、5月末までに書類の提出を受け付けた。

書類の提出に合わせて学位審査会に審査を付託し、7月、11月に専門委員会・部会において、大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部又は大学院の博士課程に相当する水準を有しているか審査が行われた。

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成31年2月15日に開催された学位審査会において、教育の実施状況等に関する審査を実施した2課程を「適」と判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。

また、教育課程について重要な変更が生じると認められた防衛大学校総合安全保障研究科前期課程及び後期課程の計2課程の再審査を行い、9月末までに書類の提出を受け付けた。

11月9日に開催された学位審査会において審査を付託し、11月及び平成31年1月に専門委員会・部会において、大学院設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学院の修士課程及び博士課程に相当する水準を有しているか審査が行われた。

専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、平成31年2月15日に開催された学位審査会において、再審査を実施した2課程を「可」と判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 認定課程一覧（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（1）大学の学部に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称
防衛医科大学校医学教育部医学科	6	平成 3年 8月30日	医学
防衛大学校本科	4	平成 3年12月18日	理学、工学、社会科学
		平成13年 3月12日	人文科学
水産大学校本科	4	平成 3年12月18日	水産学
海上保安大学校本科	4	平成 3年12月18日	海上保安
気象大学校大学部	4	平成 3年12月18日	理学
職業能力開発総合大学校長課程*	4	平成 3年12月18日	工学
国立看護大学校看護学部看護学科	4	平成13年 3月26日	看護学
職業能力開発総合大学校総合課程	4	平成24年 2月13日	生産技術
防衛医科大学校医学教育部看護学科	4	平成29年 2月15日	看護学

* 平成 28 年度末廃止

（2）大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称
防衛大学校理工学研究科前期課程	2	平成 3年12月18日	理学、工学
職業能力開発総合大学校研究課程*	2	平成 3年12月18日	工学
水産大学校水産学研究科	2	平成 6年 6月23日	水産学
防衛大学校総合安全保障研究科前期課程	2	平成 9年 3月11日	安全保障学
国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程	2	平成17年 2月10日	看護学
職業能力開発総合大学校長養成課程職業能力開発研究学域	2	平成28年 2月12日	生産工学

* 平成 24 年度末廃止

（3）大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4	平成 3年 8月30日	医学
防衛大学校理工学研究科後期課程	3	平成13年 3月12日	理学、工学
防衛大学校総合安全保障研究科後期課程	3	平成21年 2月13日	安全保障学
国立看護大学校研究課程部看護学研究科後期課程	3	平成27年 2月13日	看護学

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成30年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査実施課程

1. 大学の学部に対応する教育を行う課程

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所管省庁
防衛医科大学校	医学教育部医学科	80	6	防衛省

2. 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所管省庁
防衛医科大学校	医学教育部医学研究科	30	4	防衛省

○ 再審査実施課程

1. 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所管省庁
防衛大学校	総合安全保障研究科前期課程	20	2	防衛省

2. 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所管省庁
防衛大学校	総合安全保障研究科後期課程	7	3	防衛省

平成30年度計画

5 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

実績・参考データ

省庁大学校修了者に対する学位授与

省庁大学校の認定課程の修了者に対し、以下のとおり審査を実施した。

① 学士

10月に水産大学校本科の修了者5人から申請を受け付け、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、11月9日に開催した学位審査会において5人全員を合格と判定し、学位を授与した。

また、平成31年3月に各大学校の課程修了者1,126人から申請を受け付け、審査終了後、1,126人全員に学位を授与した。

② 修士

平成30年3月修了者のうち、前年度3月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した留学生等配慮が必要な38人及び前年度保留となっていた者1人を併せて、5月17日に開催した学位審査会において39人を合格と判定し、合格者に修士の学位を授与した。

また、平成30年3月及び4月に4省庁大学校の認定課程5課程の修了者21人の申請を受け付け、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、8月24日に開催した学位審査会において21人全員及び平成29年3月の認定課程修了者のうち、保留となっていた1人の計22人を合格と判定し、合格者に修士の学位を授与した。

さらに、省庁大学校3校4課程から、平成31年1月に修了見込者等25人の申請を受け付け、平成31年2月に論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に証明書により単位修得と課程修了を確認し、学位審査会において24人を合格、1人を保留と判定し、合格者に学位を授与した。なお、保留となった1人については、論文の修正期限をつけて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととなった。

加えて、留学生等配慮が必要な平成31年3月修了者44人の申請を受け付け、3月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。今後、証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度の開催の学位審査会で判定を行うこととなった。

③ 博士

平成30年3月修了者のうち、前年度3月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した留学生等配慮が必要な2人及び前年度保留となっていた者1人を併せて、5月17日に開催した学位審査会において3人を合格と判定し、合格者に博士の学位を授与した。

平成30年3月に防衛大学校の理工学研究科及び総合安全保障研究科を修了した5人の申

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

請を受け付け、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、8月24日に開催した学位審査会において5人全員及び平成29年3月の認定課程修了者のうち、保留となっていた1人の計6人を合格と判定し、合格者に博士の学位を授与した。

また、平成30年10月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者22人について申請を受け付け、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、12月から平成31年1月にかけて論文審査と面接による口頭試問を実施し、平成31年2月15日に開催した学位審査会において、22人全員を合格と判定し、学位を授与した。

さらに、平成30年12月に防衛大学校理工学研究科後期課程及び同校総合安全保障研究科後期課程修了見込者4人の申請を受け付け、平成31年2月に論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に証明書により単位修得と課程修了を確認し、学位審査会において、4人全員を合格と判定し、博士の学位を授与した。

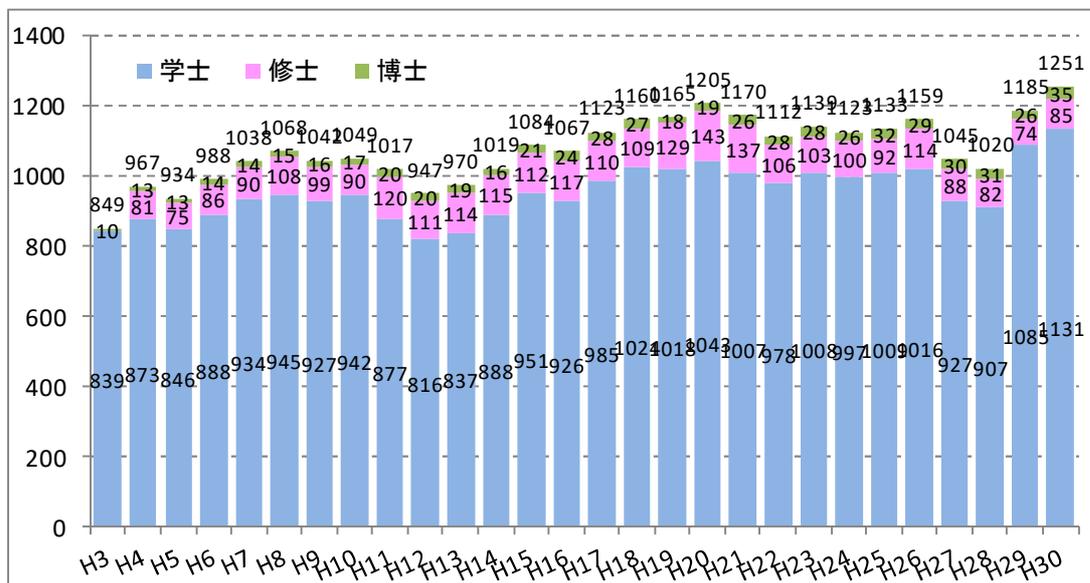
加えて、留学生等配慮が必要な平成31年3月修了者1人の申請を受け付け、3月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。今後、証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度の開催の学位審査会で判定を行うこととなった。

④ 学位記の伝達

省庁大学校の修士及び博士の学位の授与にあたっては、8月24日に開催した学位審査会において合格と判定された者の学位の授与について、9月7日に学位記伝達式を開催し、関係の省庁大学校の代表者に伝達を行った。

また、平成31年2月15日に開催した学位審査会において合格と判定された者の学位の授与について、平成31年2月22日に学位記伝達式を開催し、関係の省庁大学校に伝達を行った。

○ 省庁大学校修了者に係る学位別取得者数の推移



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 平成 30 年度省庁大学校修了者の学位取得者数一覧
学士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛大学校本科	4	503
防衛医科大学校医学教育部医学科	6	76
水産大学校本科	4	197
海上保安大学校本科	4	44
気象大学校大学部	4	11
国立看護大学校看護学部看護学科	4	100
職業能力開発総合大学校総合課程	4	88
防衛医科大学校医学教育部看護学科	4	112
合 計		1,131

修士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛大学校理工学研究科前期課程	2	42 (3)
防衛大学校総合安全保障研究科前期課程	2	10 (8)
水産大学校水産学研究科	2	11 (4)
国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程	2	10 (8)
職業能力開発総合大学校長期養成課程職業能力開発研究学域	2	12 (0)
合 計		85 (23)

※ () は内数で、課程修了見込みでの申請者のうちの取得者数。

博士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4	22 (0)
防衛大学校理工学研究科後期課程	3	11 (3)
防衛大学校総合安全保障研究科後期課程	3	2 (1)
合 計		35 (4)

※ () は内数で、課程修了見込みでの申請者のうちの取得者数。

平成30年度計画

5 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ③ 学位授与事業の実施にあたっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

実績・参考データ

事業の効率化及び合理化

学位授与事業の実施にあたっては、質的な内容と水準を的確に保証しながら、効率化及び合理化を図った。

口頭試問に係る日程について、専門委員会・部会の日程を考慮しながら適切に割り振り、平成30年度の口頭試問の実施については、6月から7月、12月から平成31年3月において、集中開催を行った。これにより、審査担当委員の移動の負担や旅費支出の抑制に努めた。

また、遠隔会議システムの利用を希望する委員に対して、システムの接続テストを実施するとともに、円滑にシステムが利用できる環境を整備するなど、遠隔会議システムを利用して口頭試問を実施することを推進し、審査担当委員の移動の負担の軽減や審査に係る業務の効率化及び合理化を図った。口頭試問で活用した。

上記の結果、平成29年度に引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡を図った。

平成30年度計画

5 学位授与

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。

実績・参考データ

学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう!』について、これまで配布していた短期大学、高等専門学校、専門学校、都道府県の公立図書館及び生涯学習センター等の関係機関のほか、近年、基礎資格に追加された高等学校専攻科にも送付するなど、申請者の拡大に資するため配布先を見直した。また、機構が授与する学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、大学のほかハローワークや商工会議所などの産業界へも配布した。

なお、今後どのような対象者にアピールし申請者の増加につなげるかを検討するため、過去の申請者数などを分析した結果、①看護学の申請が長期的に増加傾向、②放送大学との合同説明会を開催した地域からの申請が増加傾向、③短期大学における認定専攻科の入学定員が減少傾向であることを、平成30年3月の学位審査会に報告し、この分析結果を踏まえ、都道府県看護協会にもリーフレットを配布した。さらに、放送大学各学習センターに対する送付状には、機構職員の派遣による出前説明会の実施について追記し、平成30年9月2日に放送大学大阪学習センターのオープンキャンパスにおいて、説明会及び個別相談を実施した。加えて、認定専攻科を置かない公私立短期大学に対し、機構の学位授与制度の理解の促進についてアンケートも同封し、興味を示した短期大学には詳細な関係資料を送付するとともに、一部の短期大学には訪問の上、学位授与事業の説明を直接行うなど、将来的な申請者の拡大に努めた。

○ 各種広報物の配布先

名 称	配布数	主な配布先
新しい学士への途	4,252部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、都道府県
学位授与申請書類	3,136部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、国会図書館
学士をめざそう!	16,463部	短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等専攻科
機構が授与する学士の学位	8,951部	大学、都道府県、学位取得者

申請者の拡大に資するため、放送大学との連携事業として機構の学位授与制度に関する説明会を研究開発部との協働により平成31年2月24日に放送大学東京文京学習センターにて開催し、研究開発部教員及び学位審査課職員から参加者149人に対し学位取得までの流れについて説明を行ったほか、説明会終了後、参加者に対し個別相談会を実施した。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

また、平成31年度に認定専攻科の教育の実施状況等の審査の対象となっている短期大学3校6専攻の事務担当者を対象として、審査書類の作成等に関する説明会を平成31年2月28日に開催した。

さらに、平成31年度に特例適用専攻科の教育の実施状況等の対象となっている短期大学3校3専攻、高等専門学校8校17専攻の事務担当者を対象として、審査書類の作成等に関する説明会を平成31年2月28日に開催した。

平成29年度の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者2人を選考の上、平成30年度機構設立以来初めてとなる学位取得者表彰式を平成30年9月7日に実施するとともに、報道発表や文教ニュース・文教速報に記事を掲載するなど、学位授与事業に関する情報の発信に努めた。また、受賞者には継続して広報事業への協力を依頼しており、受賞者から寄稿されたメッセージを、11月号の広報誌で紹介したほか、平成31年3月に発行したリーフレットにも掲載した。

また、上記の放送大学との連携事業として開催した機構の学位授与制度に関する説明会において、受賞者による体験談の披露や個別相談への対応は参加者から好評を博し、次年度以降の事業展開につながるものであった。

○ 「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」



これらの様々な広報などの効果として、平成30年度の単位積み上げ型の学位授与申請者数は、第3期中期目標期間の5年間で最も多い2,743人となった。

学位授与事業に関する情報発信

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査した。

ウェブサイトにおいて毎月発行する広報誌「機構ニュース」（第179号～第190号）により、学位授与事業に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 広報誌 機構ニュース

https://www.niad.ac.jp/publication/kikou/kikou_news/

学位授与事業

短期大学・高等専門学校卒業者を対象とする単位積み上げ型の学位授与関係

○平成30年度10月期学位の学位授与申請に係る申請方法、受付期間及び試験日程等

1. 申請方法
申請は、インターネットを利用した「電子申請」で行ってください。ただし、電子申請の場合であっても、送付書類や卒業成績等の複製書類は、別途、印刷または複製に郵送（郵送）する必要があるものとします。また、インターネットを利用できないなど、電子申請をすることができない場合は、すべての申請書類を期限までに機関に郵送（書証）する「郵送申請」を行うこともできます。

2. 受付期間等

(1) 電子申請

申請時期	受付期間
10月期申請	○ データ入力 平成30年9月11日（火）～平成30年10月4日（木） （最終日は17時までに送信完了） ○ 書類送付 平成30年9月25日（火）～平成30年10月5日（金） （最終日は当日消印有効）

(2) 郵送申請

申請時期	受付期間
10月期申請	○ 書類送付 平成30年9月25日（火）～平成30年10月5日（金） （最終日は当日消印有効）

※ 次年度（2019年度）より新制として電子申請のみとなります。

(3) 申請書類等の送付先
〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構管理型学位審査課

(4) 学位審査手数料払込み

申請時期	受付期間
10月期申請	○ 平成30年9月1日（土）～平成30年10月5日（金）

※ ATMでの払込みはできませんので、窓口の営業日・営業時間に注意してください。

○平成30年3月認定課程修了者等に係る学位記伝達式を開催

当機構は、平成29年3月及び平成30年3月・4月に防衛大学校、水産大学校、国立看護大学校及び職業能力開発総合大学校の大学院に相当する教育課程を修了した者のうち、当機構における審査(学位論文及び口頭試験)を受け、合格した修士22名、博士6名に対して、9月7日（金）千代田区一ツ橋の当機構付橋オフィスにおいて、学位記伝達式を開催しました。

伝達式では、各関係者列席のもと、各大学校の代表者へ学位記が伝達され、福田機構長から「当機構としても、学位の質を保証し、学位の国際的な通用性が担保されるよう引き続き努めるとともに、学位を授与された方々の今後の活躍を祈念したい。」の挨拶により伝達式は締めくくられました。

また、伝達式終了後、講評が行われ、研究開発部の教員との意見交換が行われました。



平成30年度学位記伝達式

(第185号（平成30年10月発行）掲載記事)

(第184号（平成30年9月発行）掲載記事)

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。

イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。また、学習履歴の国際的な認証（recognition）促進のため、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理を行う。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。

③ 複数の国立大学法人と教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトを実施し、国立大学法人の大学経営力強化に向けた取組を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。

② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。

また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	415,468	483,222	441,961	509,416	543,915
経常収益（千円）	415,468	483,222	438,335	511,989	645,577
うち運営費交付金収益（千円）	254,948	293,026	259,289	330,751	463,941
うち補助金等収益（千円）	28,592	17,138	0	0	0
うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047	181,238	181,636
従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)	30.6(2)	30.7(1)

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
 なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
<p>6 質保証連携</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。</p> <p>イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。また、学習履歴の国際的な認証（recognition）促進のため、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理を行う。</p> <p>ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に力をつけて、必要な取組を進める。</p>	B	<p>国公立大学・公立短期大学の大学基本情報について、平成30年度の情報を収集・整理し、ウェブサイトにて公表した。</p> <p>学位授与状況等調査を実施し、また、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧（平成30年度版）」を作成・公開した。「2019年度科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成・公開については、引き続き実施するとともに、機構の学位授与事業に関して掲載している、「特別なプログラム等の開設大学紹介」についても内容を充実させた。</p> <p>諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供については、国際連携連絡会議のアクションプランに基づき、教職協働のもと、諸外国の質保証動向の収集、発信を積極的に行った。質保証概要等について、韓国第2版、タイ更新版を作成・刊行した。</p> <p>広報用フライヤー（チラシ）を作成して幅広く広報した結果、平成30年度末のメールマガジン登録数が1,266人（前年度1,076人）、国際連携ウェブサイトの月平均アクセス数が計29,587件（前年度26,221件）といずれも過去最高値を更新した。</p> <p>「大学質保証フォーラム」を開催し、参加者対象のアンケート結果で高い評価を得た。</p> <p>外国学修履歴の国際的な認証促進のための教育情報整理に向けた調査については、NIC調査研究ワーキンググループを設置（平成31年3月末までに計7回開催）し、日本の教育制度情報の調査や高等教育機関一覧の情報整備を行った。また、これらの所期の業務に加え、将来のNICに資する調査研究として、日本の教育制度・機関等の情報を一元的に国内外に発信するためのウェブサイトの公表の準備を進めたほか、「日本における外国資格評価の需要等に関する調査」で外国資格評価（FCE）をパイロット的に実施し、「外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査」では、全大学・短大、専門学校（一部）にアンケート</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	<p>調査を行った。また日本への留学生が増加傾向にある「ネパール、スリランカの教育・質保証制度に関する調査」等積極的に調査を実施した。</p> <p>大学ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、情報提供の充実に努めた。大学ポートレート国際発信版ウェブサイト公表に先立ち、参加大学に対して調査票入力作業を依頼し、平成30年10月16日に同ウェブサイトの公表を開始した。</p> <p>大学ポートレートへの参加大学・短期大学数は180校（平成29年度178校）と増加している。また、大学ポートレートへのアクセス数、新規訪問者数はいずれも増加傾向にある。</p> <p>《大学ポートレートの利用促進及び利便性向上の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者への広報チラシの配布や文部科学省メーリングリストによる周知、機構twitterによる寄稿等を行った。 ・大学ポートレート国内版ウェブサイトの検索機能の操作性改善やデザイン一新を含む平成31年4月の大学ポートレートのリニューアルに向け、3月にシステム開発を完了した。 <p>《大学情報の利活用について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証評価機関連絡協議会と連携して認証評価へ利用するための統一様式により大学ポートレートデータを各大学に提供する準備を進めた。 ・大学ポートレートにおける大学情報の活用に関する今後の展望及び平成29年度に大学に提供した「大学における情報活用ガイドブック」について、各種会合で説明・周知を行うとともに、事務負担軽減について大学担当者と意見交換を実施した。 ・平成31年度に提供を予定している大学情報の分析環境の構築に向け、BIツールやデータ共有のノウハウを有する業者と協同し、サイト及びコンテンツ作成の準備を進めた。 <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>② 質保証人材育成</p> <p>大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。</p>	<p>B</p> <p>大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの自己評価担当者向けの研修を実施するとともに、研修後のアンケートにおいては、概ね肯定的な回答が得られた。</p> <p>評価事業部、大学ポートレートセンター及び研究開発部が連携し、大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修プログラムとして、平成30年度人材育成セミナー「IRデータ分析ワークショップ」を平成30年11月12日（月）と平成31年2月1日（金）に開催し、国立大学の教職員を中心に57人（2回合計）が参加した。</p> <p>また、本ワークショップの試行として、平成30年9月26日に機構内職員研修を実施し、17</p>

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	<p>人が参加した。</p> <p>ワークショップ及び機構職員研修の終了後に行ったアンケートにおいては、いずれも概ね肯定的な回答が得られた。</p> <p>大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的としたウェブサイト「大学質保証ポータル」について、内容を充実させるとともに、広報用チラシを作成し、機構が主催する各種会合で配布するなど、大学関係者等への周知に取り組んだ。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組</p> <p>① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。</p> <p>② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。</p> <p>また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。</p> <p>③ 複数の国立大学法人と教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトを実施し、国立大学法人の大学経営力強化に向けた取組を行う。</p>	<p>B</p> <p>国内の評価機関との連携においては、社会認知度向上のための情報発信、大学ポートレートの活用の検討、研修の実施、調査研究の成果の提供、文部科学省との意見交換など、国内の認証評価機関との連携により、質保証向上への取組を進めた。</p> <p>海外の質保証機関等との連携においては、年度当初に策定した国際連携連絡会議のアクションプランのもと、年度途中においても計画の充実を図りながら、教職協働で国際的な質保証ネットワーク会議等へ積極的に参加した。</p> <p>覚書締結機関等との連携については、14機関等と29件の国際連携活動を行った。香港HKCAAVQ、台湾HEEACT、豪州TEQSAとはスタッフ交流プログラムによる受入及び派遣を実施し、台湾HEEACT、韓国KCUE-KUAIと新たな共同研究を実施した。また、機構が中心となりAPQN事業として、用語集プロジェクトを実施し、平成31年3月に開催されたAPQN2019総会にて成果発表を行った。</p> <p>日中韓の三カ国の質保証機関で実施しているキャンパス・アジアの共同モニタリングについては、平成28年より「キャンパス・アジア」の本格実施として、日中韓政府より継続8件、新規9件の日中韓大学コンソーシアムが採択され、機構を含む3カ国の質保証機関は、新たなモニタリング手法により、名称を「キャンパス・アジア」モニタリング+と改称した上で、平成30年より翌年にかけて新規9件を対象にモニタリングを実施した。なお、同モニタリングの3カ国での円滑な実施を図るため、機構は平成30年6月に中国HEECを訪問し、モニタリングに関する打合せを実施するとともに、9月に日中韓3者会合を東京で開催し、各種報告書の様式等に関する協議を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>

平成30年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。

実績・参考データ

国内の評価等に関する情報の収集、整理、提供

国公立大学・公立短期大学の平成30年度の大学基本情報を平成30年5月に収集・整理し、9月27日に公表した。(国立大学86校、公立大学92校、公立短期大学15校)

○ 大学基本情報

<http://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html>

大学基本情報 2018(H30)		
学生教職員等	(7-A) 学生数	DOWNLOAD
	(7-B) 教員数(本務者)	DOWNLOAD
	(7-1) 教員数(本務者)(再掲)	DOWNLOAD
	(7-Z) 教員数(兼務者)	DOWNLOAD
	(7-C) 職員数	DOWNLOAD
学部学生内訳	(8-D) 学科別学生数 入学志願者数 入学者数	DOWNLOAD
	(8-2) 学科別学生数のうち休学者数	DOWNLOAD
	(8-3) 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数(編入学者は除く。)	DOWNLOAD
	(8-G) 出身高校の所在地県別入学者数	DOWNLOAD
	(8-O) 年齢別入学者数(再掲)	DOWNLOAD
	(8-7)専攻科, 別科及び科目等履修生等の学生数	DOWNLOAD
	(8-R) 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等学校等専攻科からの編入学者数	DOWNLOAD
大学院学生内訳	(9-H) 専攻別学生数 左記のうち社会人	DOWNLOAD

第3期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価に係るデータ分析集を作成するため、法人からの情報収集を実施した。収集した情報を基に、データ分析集及び入力カデータ集を平成31年3月に作成した。

質保証連携等に関する情報提供

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査した。

ウェブサイトにおいて毎月発行する広報誌「機構ニュース」(第179号～第190号)により、認証評価や大学等における内部質保証に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

○ 広報誌 機構ニュース

https://www.niad.ac.jp/publication/kikou/kikou_news/

TOP NEWS

○平成30年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修の開催について

平成30年4月23日(月)に平成30年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修を学術総合センターにて開催しました。

当研修は、我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実等を図るため、加盟13機関により構成される「認証評価機関連絡協議会」が主催し、その連携・協力事業の一環として、認証評価機関職員間の連携及び情報共有の促進と職員の資質を向上させることを目的とし、各機関の若手職員が研修内容を企画・実施しています。

当日は、当機関の長谷川理事による開会挨拶の後、大学基準協会事務局長(兼)評価研究部長の工藤雅夫氏、文部科学省高等教育政策推進部長補佐の竹中千尋氏にお越しいただき、初任者向けと経験者向けに分かれて、認証評価制度や高等教育改革をめぐる最近の動向についてご講演いただきました。

また、認証評価事業における「事務局の担う役割」についてのカンパセーションを行った後、認証評価事業の負担軽減をテーマとしたグループディスカッションを実施し、各グループに予め設定された「大学の負担軽減」「評価委員の負担軽減」「事務局の負担軽減」の3つのテーマについて活発な意見交換が行われました。

研修の参加者は94名にも上り、認証評価制度に関する理解及び認証評価の情報共有につながる研修となりました。



長谷川理事による開会挨拶
大学基準協会 事務局長(兼) 評価研究部長 工藤雅夫氏による講演
文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策推進 部長補佐 竹中千尋氏による講演



カンパセーションの様子
グループディスカッションの様子

(第180号(平成30年5月発行)掲載記事)

TOP NEWS

○平成30年度人材育成セミナー「Rデータ分析ワークショップ(第1回)」を開催

当機構では、大学及び評価機関等の質保証に係る活動を有効性のあるものとするため、大学等と連携して質保証に係る人材の能力向上を目的として、昨年度より「人材育成セミナー」を開催しています。平成30年度は、大学の実践において重要性が高まっている「R(インスティテュショナル・リサーチ)」をテーマに、当機構が各大学から収集し、公表している「大学基本情報」を例に用いたデータ分析の手法と、Rに関する基礎的な知識習得を目指す内容のワークショップ(2回開催)を企画しました。

当ワークショップの第1回は、平成30年11月12日(月)に、竹橋オフィス1112会議室にて開催しました。当日は、講師として山形大学学術研究助教授の浅野成氏と同教授の藤原祐司氏を招き、大学等の高等教育機関や関係機関においてR業務に携わっている方々を中心に、29名の参加がありました。

午前のプログラムでは、山形大学学術助教授の浅野成氏に続き、当機構大学ポートレートセンター事務局による「大学における情報活用ガイドブック」の解説、浅野氏による「山形大学における公開データを例にしたR分析事例」と題した事例紹介、藤原氏による「Power Queryエディターを用いたデータ形式の変形について」と題した講義が行われました。藤原氏の講義では、BIツール(Microsoft Power BI Desktop)で分析するための大学基本情報の変形方法について、参加者が実際にパソコンを操作しながら学びました。



開会挨拶をする山形大学学術助教授



講義を行う浅野教授
講義を行う藤原教授

午後のプログラムでは、当機構評価企画課によるBIツールの操作説明の後、参加者が大学基本情報を活用した簡単な分析レポートの作成を通じて、BIツールの基本的な操作方法を習得しました。続いて、参加者と浅野、藤原両氏との質疑応答が行われ、BIツールの操作方法について会場全体で理解を深めました。最後に、藤原氏による「山形大学 OPIE による大学基本情報の可視化事例」と題した事例紹介では、山形大学で実際に作成している分析レポートが紹介され、より発展的な分析事例や今後の展望等について、会場内で活発な意見交換が行われました。

(第187号(平成30年12月発行)掲載記事)

平成30年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。また、学習履歴の国際的な認証（recognition）促進のため、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理を行う。

実績・参考データ

諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供

諸外国等の高等教育や質保証の動向に関する情報収集、整理、及び発信については、教職協働の下、国際連携連絡会議にて設定した「平成30年度国際連携アクションプラン」（以下、アクションプラン）に基づき実施した。また、情報収集活動の成果物である「インフォメーション・パッケージ」や記事等を、国際連携ウェブサイトを集約して掲載するとともに、これらの周知を図るため、広報用フライヤー（チラシ）の作成・配布やメールマガジン配信等により幅広い広報を行った。

《1. 国際連携連絡会議》

国際連携連絡会議では、教員及び事務職員が協働し、諸外国の質保証に係る制度情報や動向についての収集、整理及び提供等の方針等をまとめたアクションプランを設定した上で、国際連携活動を実施した。また活動の進捗状況も同会議にて毎回確認した。

○ 平成30年度 国際連携アクションプランのテーマ

- (1) 海外の高等教育及び質保証に関する情報発信（国内発信）
- (2) 日本の高等教育及び質保証に関する情報発信（海外発信）
- (3) 共同プロジェクトを含めた海外の質保証機関やネットワークとの連携事業の実施
- (4) 国際連携にかかる重点的調査研究

(a) 年間の国際連携連絡会議開催数：平成30年4月から平成31年3月にかけて計11回開催

《2. 諸外国の質保証動向に関する情報収集と発信》

アクションプランに基づき、海外関係機関への現地調査、ウェブサイト等の文献調査、国際ネットワーク会議等への参加等を通じ、積極的に幅広い手段で情報収集を行った。

収集した情報のうち、最新の質保証動向については、我が国の高等教育関係者の質保証活動等に資するよう、日本語の記事を作成し、国際連携ウェブサイト等で発信するとともに、機構内の各種会議でも配布し、教職員間の情報共有を図った。また、教育系新聞への紹介記事の投稿も行った。諸外国の高等教育制度や質保証制度に関する基本的な情報は、「インフォメーション・パッケージ」の作成・改訂作業に活用した。このほか、海外の高

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

等教育に関するセミナーを開催した。

広報活動として「インフォメーション・パッケージ」や国際連携ウェブサイトの周知を図るため、これらのフライヤー類を作成・改訂し、大学関係者の集うフォーラムや会議（他機関主催も含む）で配布した。

さらに、平成27年より開始したメールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した。メールマガジン登録者数は毎年着実に増加しており、平成31年3月末現在で約1,300人が登録している。メールマガジンの発信を正確かつ効率的に行うため、平成30年11月にメールマガジンの外部発信ツールを導入した。また、メールマガジン等を通じて、質保証動向配信サイト「QA UPDATES」に閲覧するユーザーの利便性を高めるため、本サイトのスマートフォン対応の実現に向けた準備を行った。



「QA UPDATES」
トップページ

- (a) 情報収集に関する会議等への参加： 国際会議22件、国内会議15件
- (b) 国際連携ウェブサイトによる諸外国の質保証の動向記事の発信実績： 92件
- (c) 教育学術新聞への記事投稿： 4件
- (d) 諸外国の質保証に関する概要資料の作成・提供：

概要資料については、通常数か月から数年の編集期間を要し、現在は日本、英国の各質保証概要の改訂作業及び米国の追補資料の作成に向けた調査を進めている。また、韓国の質保証概要第2版、中国の追補資料のほか、タイのブリーフィング資料を作成した。

- (e) 海外の高等教育に関するセミナー等の開催
香港HKCAAVQスタッフによる講演会（平成30年6月）

- (f) 国際連携事業報告会（機構内教職員向け）： 4回

- (g) 広報活動

フライヤー配布： 17件、記事掲載： 6件

- (h) メールマガジン配信

配信回数： 17回（特別号含む）

登録者数： 1,266人（平成29年度末：1,076人）

- (i) 国際連携ウェブサイトアクセス数：月平均（平成30年4～平成31年3月）：29,587件
（平成29年度月平均：26,221件）



韓国質保証概要
（第2版）

《3. 国内の質保証動向に関する情報収集と発信》

国際会議での発表や海外からの来訪者への説明等を通じて、日本の高等教育に関する質保証制度や機構が行う質保証の取組について発信した。

- (a) 国際会議における発信

- ・第1回東京規約締結国委員会（平成30年10月、韓国）
- ・INQAAHE 隔年次総会2019（平成31年3月）
- ・APQN2019総会（平成31年3月）

- (b) 海外からの主な来訪者への情報提供

- ・在日豪州大使館ペタ・アーバックル教育・科学担当参事官による機構長表敬訪

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(平成30年5月)

- ・マレーシアMalaysia Board Of Technologists (MBOT)文部科学省訪問への対応
(平成30年5月)
- ・政策研究大学院大学「台湾若手人材育成プログラム」フェロー来訪
(平成30年5月)
- ・韓国専門大学教育協議会高等職員教育評価認証院来訪(平成30年6月)
- ・米国フィンドレー大学の研究者グループ来訪(平成30年7月)
- ・タイ教育省高等教育局(OHEC)来訪(平成30年9月)
- ・タイ全国教育水準・質評価局(ONESQA)来訪(平成30年10月)
- ・台湾国立台北大学研究者来訪(平成31年2月)

(c) 海外発信向け資料等の作成実績

- ・機構事業ニュースの英訳記事： 14件
- ・定期的にNews and Eventsを更新
(平成31年3月末現在の累計： 18件)
- ・3巡目の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の英訳の刊行



大学機関別認証評価：
実施大綱、大学評価基準

(d) 海外機関誌等を通じた発信

- ・APQNews(平成30年6月、12月)
- ・INQAAHE Bulletin(平成30年6月、平成31年3月)
- ・Higher Education Evaluation and Development(平成30年8月)
- ・INQAAHE Newsletter(平成30年12月)
- ・インドNAAC(平成31年2月)

(e) 「高等教育に関する質保証関係用語集」の改訂作業

用語集(第5版)作成プロジェクトワーキング(第1回)を平成30年5月に開催し、7月末～9月上旬にかけて国内の大学等を対象に新規収録用語等の要望についてのオンライン・アンケートを実施し、9月末にアンケート結果のとりまとめを行った。10月に開催したワーキング(第2回)では、アンケート結果についての検討を行い、改訂版に新規収録する用語や解説文等の修正を要する既存用語を決定し、現在、用語集日本語版原案の作成を行っている。

《4. 大学質保証フォーラムの開催(平成30年8月・東京)》

毎年、質保証に関する時宜を得たテーマを取り上げ、国内外の有識者の講演等を通じて、我が国の質保証文化の定着や大学等の質保証活動の改善に繋げることを目的とした「大学質保証フォーラム」を開催している。

平成30年度は、平成30年8月6日、「国境を越える大学」をテーマに開催し、国内外の事例から海外キャンパス展開の世界的動向や、その取組に付随するメリット及び課題について学び、国内大学における経営の戦略的選択肢としてどのような視点から海外キャンパス展開を検討すべきか等について活発な議論が行われた。高等教育の関係者等、200人を超える参加があった。また、翌日



大学質保証フォーラムの様子

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

7日に、本フォーラムのテーマに関連した公開研究会を開催した。

(a) 参加者のアンケート結果

「とても良かった」「良かった」との回答が90.3%（※）だったほか、「大学の海外展開について日本の大学の方向性を考えさせるフォーラムだった」や「今後国際化を進める中で検討すべき課題について、現在は取組事例の情報が少ない中で、貴重な情報を得られる機会となった」等、高い満足度を示す結果が得られた。

（※）満足度は5段階で調査。回答数93件

《5. 学習履歴の国際的な認証促進のための、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理》

(a) 機構内ワーキンググループ

平成30年4月、平成29年度に引き続き教職協働による機構内ワーキンググループを設置（平成31年3月末までに計7回開催）し、日本の教育情報の発信手法の検討や高等教育機関一覧の情報整備、各種調査の実施手法等について検討を行った。

(b) 日本の教育制度に関する調査

日本の教育制度概要の作成にあたり、文部科学省と連携し、主要項目の検討を行った。平成31年3月末までに日本語版の作成を行うとともに並行して英語版の作成も行った。

(c) 日本の教育機関情報整備

高等教育機関一覧については、専修学校専門課程を含む日本の全高等教育機関約4,000校の機関名リスト（日本語・英語）の作成のため、文部科学省から大学、短期大学、高等専門学校に関する情報を取得し、データを整理した。また、平成29年度に実施した専修学校専門課程に関する調査（対象校2,903校）に未回答の機関を対象に追加調査を実施し、全体の約90%（2,601校）からの回答を得た。平成30年度においても情報更新のため前年度と同様に調査を実施した。当該調査については機構内ワーキンググループや文部科学省と連携し、収集項目や調査実施の詳細等を検討した上で、情報収集を実施した。

(d) 日本の教育情報発信ウェブサイトの構築

資格の円滑な承認に資するため、機構で収集した日本の教育情報等を、一元的に発信するツールとしてウェブサイトの構築を企画した。機構内の情報システムに知見を持つ教職員と国際課で「ウェブサイト検討チーム」を組織し、上半期にシステムの仕様を策定した。平成30年9月にはシステム構築業者を決定し、システムの要件定義等やデザインを確定させ平成31年3月末にシステム構築を完了するとともに、公表の準備を進めた。

(e) 国際的な学生移動や外国資格評価に関する国内外動向の調査・情報収集

東京規約への日本政府の締約を受け、今後日本のNIC等で期待される役割として今後必要になる情報収集等の調査を4件（①日本における外国資格評価の需要等に関する調査（外部委託調査）、②外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査、③（日本への留学生が増加傾向にある）ネパール、スリランカの教育・質保証制度に関する調査（外部委託調査）、④ディプロマ・サプリメント

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

トに関する調査（機構国際課まとめ））実施した。この他の企画、資格の承認に関する国際会議への参加、文献調査等を積極的に行った。

平成30年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

実績・参考データ

学位授与状況等調査

高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況についての調査を実施している。

文部科学省と調整の上、平成30年9月11日付で、大学院を置く各国公私立大学（全635大学）へ調査票を送付した。平成31年1月末までにすべての対象大学から回答を回収し、集計の上、平成31年2月28日付で調査結果を文部科学省に提出した。

なお、調査結果については、文部科学省より公表されることとなっている。

学習機会等に関する情報の収集・整理及び提供

機構が認定した短期大学及び高等専門学校専攻科の学生募集の概要について照会し、出願資格、選考方法、受験料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成して、平成30年8月にウェブサイトで公開した。

なお、「2019年度科目等履修生制度の開設大学一覧」については平成31年2月に作成し、公開するとともに、機構の学位授与事業に関して掲載している、「特別なプログラム等の開設大学紹介」の中に、新たに、「高等専門学校を卒業後に、専門に係る学修を継続したい方に向けて、通信教育課程を開設する大学の紹介」を追記した。

- 大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧（平成30年度版）
（掲載ページ）
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html
- 2019年度科目等履修生制度の開設大学一覧（掲載ページ）
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/
- 特別なプログラム等の開設大学紹介（掲載ページ）
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/1323201_3711.html

平成30年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。

実績・参考データ

大学ポートレートによる教育情報の公表

日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、情報提供の充実を図った。なお、大学ポートレートの掲載情報のうち国公立大学・公立短期大学等に関する情報については機構が、私立大学・私立短期大学に関する情報については日本私立学校振興・共済事業団が、それぞれ担当している。

- 大学ポートレートウェブサイト

<https://portraits.niad.ac.jp/>

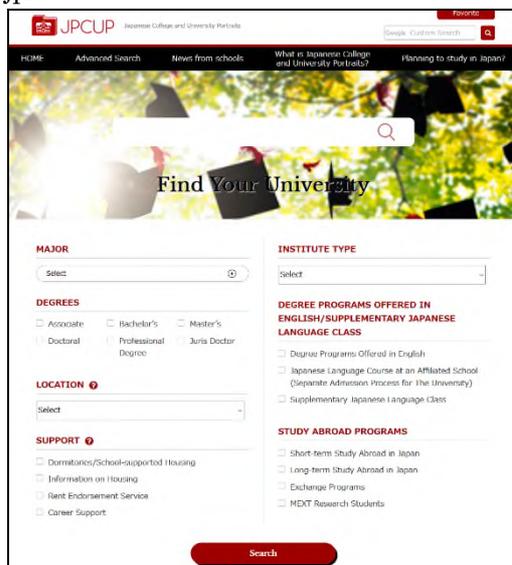
大学ポートレート公表のWEBサイト



大学ポートレートによる国際発信

大学ポートレート（国際発信版）について、運用開始に向けて大学に調査票入力作業を依頼するとともにウェブサイトの表示内容等について業者と調整を行い、平成30年10月16日に公表した。

- 大学ポートレート（国際発信版）ウェブサイト
<https://jpcup.niad.ac.jp/>



参加大学数及びアクセス件数

平成31年3月末日の参加大学数は、国立大学86校、公立大学78校、公立短期大学13校、株式会社立大学3校で参加割合は91.4%であった。私立大学は586校、私立短期大学は295校が参加しており、国公立立全体の参加割合は96.0%である。また、大学ポートレート（国際発信版）の参加大学数は、国立大学81校、公立大学41校、公立短期大学2校、株式会社立大学3校で参加割合は64.5%であった。

なお、平成30年4月1日から平成31年3月末日までのアクセス件数は856,136件、新規訪問者数は351,760件である。日本私立学校振興・共済事業団の運用ページを含めた国公立立全体のアクセス件数は4,514,585件であった。

利用促進及び利便性向上のための取組

大学ポートレートの利用を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、学校関係者へのチラシ配布を行った。また、文部科学省メーリングリストによる周知や機構Twitterへの寄稿・投稿などにより、進学希望者等を視野に入れた広報を実施した。また、大学ポートレート（国際発信版）の利用を促進するため、大学関係者へのチラシ配布や各国大使館へのメールによる周知等を実施した。

大学ポートレート国内版ウェブサイトの検索機能の操作性改善やデザイン一新を含む平成31年4月の大学ポートレートのリニューアルに向け、平成31年3月にシステム開発を完了した。

大学情報の利活用について

認証評価機関連絡協議会と連携し、大学ポートレートデータの認証評価への利用に向け、業者との打合せを行い、認証評価共通基礎データ様式が利用できる新システムの構築を進めた。

大学ポートレートシステムを通じ各大学に提供している教育研究データについて、各大学におけるIR（インスティテューショナル・リサーチ）等での活用促進のため、大学ポートレートにおける大学情報の活用に関する今後の展望の及び平成29年度に大学に提供した「大学における情報活用ガイドブック」について、各種会合で説明・周知を行うとともに、事務負担軽減について大学担当者と意見交換を実施した。

平成31年度に提供を予定している大学情報の分析環境の構築に向け、BIツールやデータ共有のノウハウを有する業者と協同し、サイト及びコンテンツ作成の準備を進めた。

平成30年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。

実績・参考データ

大学等の評価関係者等に対する研修等

大学等の自己評価担当者等に対し、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価、高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価並びに法科大学院認証評価のそれぞれについて研修を実施し、大学で306人、高等専門学校で125人、法科大学院で39人が参加した。

研修終了後にアンケート調査を行い、研修内容の改善を図った。

研修会終了後に行ったアンケート調査の結果（回答率：大学75%、高等専門学校23%、法科大学院67%、各設間に対する4段階評定の平均値）は次のとおりであり、概ね肯定的な回答が得られた。（【 】内は大学の数値、〔 〕内は高等専門学校の数値、[]内は法科大学院の数値）

「自己評価書作成の理解度」	:	【3.36】	〔3.38〕	[3.42]
「説明の分かりやすさ」	:	【2.94】	〔2.79〕	[3.46]
「資料の分かりやすさ」	:	【3.15】	〔3.10〕	[3.50]
「研修内容の分量」	:	【3.01】	〔2.86〕	[3.46]
「進行の適切性」	:	【設問無】	〔2.21〕	[設問無]
「研修会の満足度」	:	【3.04】	〔2.90〕	[3.54]

質保証人材育成事業

近年、大学等において重要性が高まっているIR（インスティテューショナル・リサーチ）をテーマに、評価事業部、大学ポートレートセンター及び研究開発部が連携し、大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修プログラムとして、平成30年度人材育成セミナー「IRデータ分析ワークショップ」を2回（平成30年11月12日・平成31年2月1日）開催した。

ワークショップ終了後に実施したアンケート結果（①＝第1回、②＝第2回）は以下のとおりであり、ワークショップ全般について概ね肯定的な評価が得られた。

<アンケート結果（回答率：①86.2% ②82.1%、5段階評定の平均値）>

- ・全体を通じた理解度：①4.52 ②4.35
- ・内容の有用度：①4.60 ②4.39
- ・説明の分かりやすさ：①4.68 ②4.43
- ・ワークショップ全体の満足度：①4.76 ②4.52

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ワークショップに対する主な意見・要望：
 - 「演習中心のプログラムで有意義だった」
 - 「説明がわかりやすく、サポートスタッフの対応が丁寧だった」
 - 「今後の業務に活用できると感じた」
 - 「今回の演習の中級編・上級編を定期的を開催してほしい」
 - 「機構でレポートのテンプレートを作成し、公開してほしい」

また、「IRデータ分析ワークショップ」の試行として、「平成30年度大学等の質保証に関する機構職員研修」（参加者数17人）を平成30年9月26日に開催した。研修では、公開データを活用したIR業務の実践事例の紹介、Microsoft社が無料で提供するBIツールを用いた分析方法やその事前準備となるデータの整形方法等の演習、各自が作成した分析レポートの発表等を行った。本研修を踏まえ、「IRデータ分析ワークショップ」のプログラム内容や実施方法等の改善を図ることとした。なお、研修後に実施したアンケート結果は以下のとおりであり、研修全般について概ね肯定的な評価が得られた。

<アンケート結果（回答率：94.1%、5段階評定の平均値）>

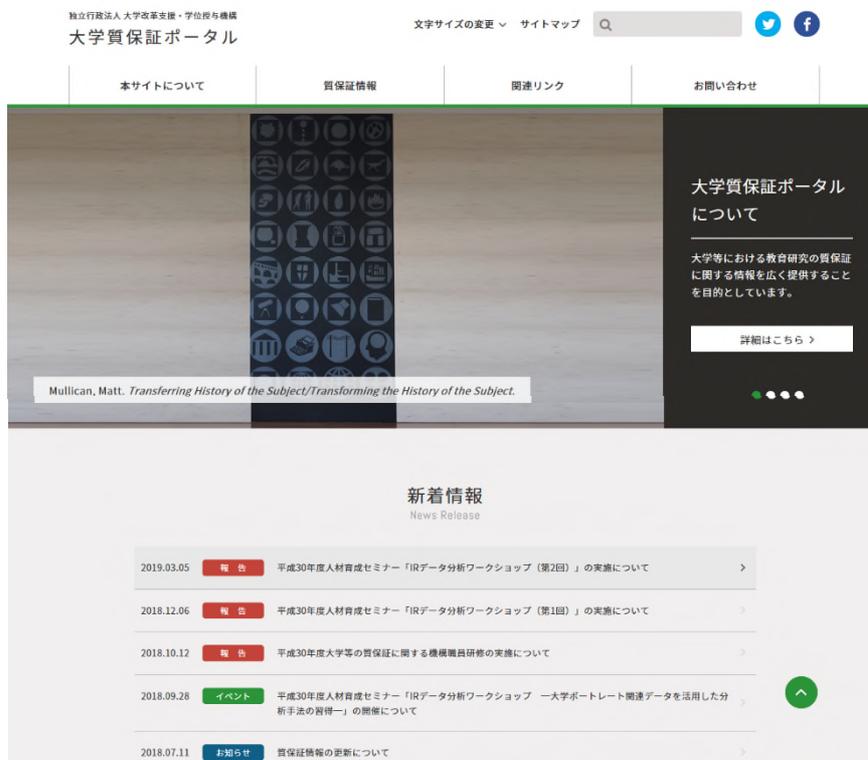
- ・全体を通じた理解度：4.56
- ・研修内容の有用度：4.50
- ・説明の分かりやすさ：4.63
- ・研修全体の満足度：4.38
- ・研修に対する主な意見・要望：
 - 「大学におけるIR業務の具体的な事例が紹介されたのが良かった」
 - 「演習でサポートスタッフが多く配置されていたのが良かった」
 - 「研修の内容を定着させるために、同様の内容を複数回行うことができれば良い」

大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的とした「大学質保証ポータル」について、掲載準備中としていた「認証評価」及び「国立大学法人評価」のページを完成させ、平成30年7月に公開した。また、広報用チラシを作成し、機構が開催した会議や説明会等において配布するなど、大学関係者等への周知に取り組んだ。

- 人材育成セミナー「IRデータ分析ワークショップ」
（第1回：平成30年11月12日（月）／第2回：平成31年2月1日（金）開催）
<https://www.niad.ac.jp/event/event2018/entry-3491.html>
https://www.niad.ac.jp/media/011/201812/no9_1_news187.pdf
https://www.niad.ac.jp/media/011/201903/no9_1_news190.pdf
<https://niadqe.jp/report/1264/>
<https://niadqe.jp/report/1336/>
- 大学等の質保証に関する機構職員研修（平成30年9月26日（水）開催）
<https://niadqe.jp/report/1233/>

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 大学質保証ポータル
<https://niadqe.jp/>



平成30年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

- ③ 複数の国立大学法人と教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトを実施し、国立大学法人の大学経営力強化に向けた取組を行う。

実績・参考データ

教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法のモデル開発に向けた取組

国立大学法人の大学経営力強化が強く求められている中、複数の国立大学法人と教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト（共同パイロット事業）を実施するため、平成30年5月にプロジェクト推進委員会及びプロジェクト推進チームを設置した。平成31年3月末までにプロジェクト推進委員会を5回開催し、教育・研究コストの算定及び教育研究情報と財務情報を活用した指標について検討を重ね、プロジェクト推進委員会として一定の方向性を得た。また、複数大学との共同パイロット事業を開始した。

平成30年度計画

6 質保証連携

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

- ① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。

実績・参考データ

国内の評価機関との連携

平成30年4月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、平成29年度における各認証評価機関の評価結果と評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公表し、文部科学省記者クラブにプレス発表を行った。

平成30年4月に同協議会主催による「平成30年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を実施した。研修では、初任者向けと経験者向けに分かれて大学基準協会事務局長及び文部科学省担当者による講演が行われた後、各機関の業務上の課題や取組等の情報共有や意見交換を行う場として、カンバセーション及びグループディスカッションを行った。研修終了後のアンケート結果は以下のとおりであり、概ね肯定的な評価が得られた。

<アンケート結果（回答率：63%、5段階評定の平均値）>

- ・研修の必要性：4.46
- ・研修の定期的実施の必要性：4.19
- ・講演内容の今後の業務への有用度：4.30
- ・カンバセーションの今後の業務への有用度：3.90
- ・グループディスカッションの今後の業務への有用度：4.02
- ・研修全体の満足度：3.94

平成30年9月6日に認証評価機関連絡協議会を開催し、上記取組や高等教育政策動向等の共有を行った。また、同協議会において次年度も研修の実施が決定されたことを受け、研修の意義の再確認や参加者に修得して欲しい知識等の検討のため、11月8日に認証評価機関連絡協議会ワーキンググループを開催した。ワーキンググループにおいては、研修内容の検討のほか、中央教育審議会大学分科会将来構想部会で審議されていた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を踏まえた今後の認証評価機関の課題について、文部科学省と意見交換を行った。

大学基準協会、短期大学基準協会及び日本高等教育評価機構との4機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会を輪番制により4回（平成30年5月、7月、12月及び平成31年2月）開催し、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有等を行った。また、平成30年3月に刊行した「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」のオランダ版（第2版）を他の認証評価機関にも配付し、専門的知見の提供を行った。

各認証評価機関と連携し、平成31年3月に令和2年度に実施する認証評価にあたっての

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

認証評価共通基礎データ様式の検証及び提供を行った。

平成30年度計画

6 質保証連携

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

- ② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。

また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

実績・参考データ

国際的な質保証ネットワークへの参画及び海外の質保証機関との交流・取組

国際的な質保証ネットワークへの参画及び諸外国の質保証機関との交流については、教職協働の下、国際連携連絡会議にて、関係機関等との連携事項等をまとめたアクションプランを設定し、連携方針を随時協議しながら実施した。また、毎月進捗等を同会議において共有した。

《1. 国際ネットワーク及び海外の質保証機関との連携を通じた交流》

高等教育の質保証に関する国際会議への参加や、覚書締結機関等との連携活動を通じて、海外の質保証の取組に関する情報収集を行うのみならず、日本の取組の情報発信を行いながら、人的ネットワークを構築し、国際的な連携強化を図った。

(a) 国際ネットワークとの主な実績

- ・ INQAAHE2018隔年次フォーラム（モーリシャス）への参加（平成30年5月）
- ・ APQN第7回オンライン・フォーラムへの参加（平成30年8月）
- ・ APQNNewsへの投稿（平成30年6月、12月）
- ・ INQAAHE Bulletinへの投稿（平成30年6月、12月）
- ・ CHEA・CIQG2019年次会合（米国ワシントンDC）への参加（平成31年1月）
- ・ INQAAHE隔年次総会2019（スリランカ）への参加・発表（平成31年3月）
- ・ APQN年次総会2019（スリランカ）への参加・発表（平成31年3月）
- ・ APQN用語集プロジェクト（※）の実施

（※）アジア・太平洋地域（APQN加盟機関）を対象に、各国・機関における質保証関係用語の定義を収集し、その結果を共有することで、域内の質保証に関する用語やシステム等の理解増進を図ることを目的とし、機構が中心となり行うプロジェクト。11月にAPQN側からプロジェクトの正式承認を得た後、機構の用語集を基に定義を収集する用語を選定するとともに、各国にオンラインアンケートフォームを送付し、現在、調査を実施中（平成31年度継続実施）。調査の概要及び経過等について、平成31年3月の



国際会議での発表の様子：
INQAAHE 隔年次総会 2019（上）
APQN 年次総会 2019（下）

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

APQN2019総会（スリランカ）で機構から成果発表を行った。

(b) 海外の質保証機関との共同研究

・台湾HEEACTとのINQAAHE研究プロジェクトの実施

平成30年2月に採択された、INQAAHE研究プロジェクトを、台湾HEEACTと共同で実施した。文献調査、相互の質保証制度責任者等に対するインタビュー、及びテレビ会議を実施し、平成30年7月に中間報告書を作成、提出した。その後、アンケート調査・分析（平成30年6～11月）、HEEACTとのメール打合せ及びテレビ会議（10月～12月）を経て、12月に最終報告書を作成し、INQAAHE事務局に提出した。本研究の成果については、平成31年3月に開催されたINQAAHE隔年次総会2019（スリランカ）で機構からポスター発表を行った。

・韓国KCUE-KUAIとの質保証枠組に関する比較共同研究

機構と韓国KCUE-KUAIとの質保証枠組に関する比較を共同で研究し、両機関の取組の相互理解を図るとともに、その結果を共著論文等で公表することとし、平成30年9月に両機関で打合せを実施した。また、平成31年3月に開催されたAPQN2019総会でプロジェクトの発表を行った。

(c) 他の海外の質保証機関等との連携・交流実績

<アジア関連>

- ・香港HKCAAVQとのスタッフ交流（受入れ）の実施（平成30年6月）
- ・香港HKCAAVQが実施するプログラム・アクレディテーションに国際委員の候補者を推薦（平成30年6月）
- ・BAN-PT 2018グローバルサミット（インドネシア・バリ）への参加（平成30年8月）
- ・MQA主催インターンシッププログラム2018への参加（マレーシア）
- ・台湾HEEACTとのスタッフ交流（派遣）を実施（平成30年11月）
- ・香港HKCAAVQとの覚書更新（平成31年1月）
- ・香港HKCAAVQ主催質保証研修会への参加（平成31年3月）

<欧米、オーストラリア関連>

- ・豪州TEQSAとのスタッフ交流（派遣）を実施（平成30年10月）
- ・ドイツ・アクレディテーション協議会（GAC）への訪問（ドイツの質保証制度に関する調査）（平成30年11月）
- ・英国QAAとのオンライン会議を実施（平成31年2月）



香港 HKCAAVQ とのスタッフ交流：関係者の集合写真

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

《2. 日中韓三カ国の質保証機関による「キャンパス・アジア」共同モニタリングの成果発信》

日中韓三カ国の質保証機関が共同で実施している「キャンパス・アジア」モニタリングについては、平成28年より「キャンパス・アジア」の本格実施として、日中韓政府より継続8件、新規9件の日中韓大学コンソーシアムが採択された。3カ国の質保証機関は、新たなモニタリング手法により、名称を「キャンパス・アジア」モニタリング+と改称した上で、平成30年より翌年にかけて新規9件を対象にモニタリングを実施している。

実施に向けて、平成30年4月～5月に日中韓各国においてモニタリング採択校説明会を開催した上で6月に自己評価書の作成依頼を行った。10月に提出された自己評価書について11月～12月に部会委員による書面調査を行い、12月には国内部会を開催した。平成31年1月～3月に実施した訪問調査の内容も含め、平成31年度に共同モニタリング報告書を完成させる予定。なお、6月に中国HEECを訪問し、モニタリングに関する打合せを実施するとともに、9月に日中韓3者会合を東京で開催し、各種報告書の様式等に関する協議を行った。

(a) 「キャンパス・アジア」モニタリングに関する情報発信等

- ・政策研究大学院大学「台湾若手人材育成プログラム」フェローインタビュー対応（平成30年5月）
- ・日中韓における学位の相互認証に関する共同研究に係る専門家会合（東京）（平成30年8月）

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追求するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的性に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基盤及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。また、大学等と連携して、質保証に係る教育研究情報及び財務情報の活用による大学のマネジメント機能向上の支援に資する調査研究を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1)で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566	323,298	270,778
経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575	331,319	332,889
うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874	324,681	327,727
うちその他収入（千円）	4,247	264,829	4,702	6,638	5,162
従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)	17.3(3)	14.3(2)

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>7 調査研究</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究次の調査研究を行う。</p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究 我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究 機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。</p>	B	<p>「ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究」において、これまで行ってきた第二期国立大学法人評価における学系別「参考例」を基に、第三期の国立大学法人評価の現況分析における分野別の教育・研究水準の評価基準策定・記載事項の基礎となる学系別記載事項について、関連分野の最新の答申や提言等を基に分野別に精査した研究は、評価実施のための「実績報告書作成要領」等に反映されており、事業と調査研究が一体化したもとして評価できる。</p> <p>内部質保証システムについて機構以外の評価機関との比較を含めた比較分析を進めていることは、今後の認証評価において重視されている内部質保証の導入を学術的にも実務的にも促進するものであり、我が国の質保証の課題に対応した先導的な役割として評価できる。</p> <p>平成28年度に機構が実施した国立大学法人等の教育研究活動の評価に関して実施した検証は、次期の法人評価の在り方の検討に資する調査研究として認められる。</p> <p>本調査研究にあたっては、調査研究の成果を学会発表等8件、報告書等4編で公表するとともに、説明会（2回）で普及を行った。</p> <p>「イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究」において、第2巡目の法科大学院認証評価の実施及びその結果に関する報告、並びに平成29年度に終了した第2巡目の高等専門学校機関別認証評価の実施及びその結果に関する報告について、オーバービューを作成して公表し、評価方法の適切性と評価の効果の検証を行い2編の報告書としてとりまとめ、評価の改善に反映させるための資料としたことや、「学習成果」、「内部質保証」、「学生支援」等の評価結果の中の重要なテーマについて分析を行っていることは、今後の評価基準の策定にも資する重要な取組として評価される。また、高等教育質保証機関の国際的ネットワークであるINQAAHEからFunding Schemeを採択され、他国と国際共同研究を行った結果を、査読付き国際雑誌へ投稿して掲載されたことは、学問的にも評価の普及という社会的な観点</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	<p>からも、先端的な取組といえる。</p> <p>本調査研究の成果は学術論文等3編、学会発表等17件、報告書等3編で公表するとともに、説明会（4回）、研修会（9回）で普及を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究</p> <p>学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。</p> <p>イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究</p> <p>高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>B</p> <p>「ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究」で実施した《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》においては、ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」の日本締結及び発効を踏まえてユネスコ地域規約と学位・高等教育資格の承認に関する基礎的研究を行い、第1回東京規約締約国委員会において、機構が日本の高等教育に係る情報の収集・調査を実施し、今後設立予定の国内情報センター（NIC）に引き継ぐ準備が整えられていることを発表した。また、日本の大学、短期大学及び専門学校を対象に「外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査」を国際課と協働して実施し、外国での学習歴を有する者（外国人留学生）への入学資格審査の実施状況と、判断の難しい個別案件に対する第三者機関による助言サービスのニーズ等を把握して結果の概要をまとめた。《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》では、外国での学習履歴を持つ学習者からの照会1件（中国1件）に対して調査を行った。</p> <p>本調査研究にあたっては、研究講演会を1回開催し、国際会議1件で発表した。</p> <p>「イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究」において実施した《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》では、平成27年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）に関して、平成29年度申請者の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」結果を分析し、平成30年度専門委員会・部会における審議の資料とした。また、特例適用専攻科における教育活動の一層の充実を支援するため、申請者の「学修総まとめ科目履修計画書」に対する専門委員からのすべてのコメントを各申請者に伝え、さらに、毎年度の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」で専門委員がコメントを付した指導教員の教育指導、各専攻科の指導体制等に係る指摘内容を、3～5年ごとの「特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）」で教員審査を行う際に参照情報として活用する方策について検討を行い、次年度の実施に向けて必要な基盤を整えた。</p> <p>《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》では、単位積み上げ型による学士の学位取得者を対象に、通例（従来の審査方式）と</p>

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	<p>特例（新たな審査方式）の双方についての学位取得直後のアンケート調査と、学位審査会専門委員会の退任委員への自由記述によるアンケートを実施し、その結果を分析して学位授与事業の改善に活かした。学位授与事業の検証に係るこれらの調査に加えて、修士課程の多様化と学位審査に関する実態調査を継続し、平成 29 年度に全国の大学の教務担当職員と各専攻の専攻長等の教員を対象に実施したアンケートの回答データを分析して、修士論文を課さずに特定の課題についての研究の成果の審査に基づき修士の学位を授与している各専攻の教育体制、研究指導と学位審査の実情等を報告書にまとめた。</p> <p>《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》では、我が国の大学で授与する学位に付記する専攻分野の名称の調査を継続して機構ウェブサイト上で平成 29 年度のデータを公表し、また、付記名称とディプロマ・ポリシーの整合性を検証するアンケート及び機械学習に基づく調査を実施して国内外の学会等で発表した。</p> <p>本調査研究の成果は事業関連説明会等（2 回）を通じて関係者に説明するとともに、学会発表 2 件、報告書等 2 件で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究</p> <p>ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究</p> <p>質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。</p> <p>イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究</p> <p>我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。また、大学等と連携して、質保証に係る教育研究情報及び財務情報の活用による大学のマネジメント機能向上の支援に資する調査研究を進める。</p> <p>ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究</p> <p>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。</p>	<p>B</p> <p>「ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」において実施した《大学ポートレートのための技術開発》では、大学ポートレートでの情報提供方法など大学ポートレートの改良・開発に資する実務的な研究開発を行った。</p> <p>《大学情報の活用のための分析ツールの開発》では、評価指標を探索するための支援システムの開発や大学基本情報に対する分析システムの整備と改良を行った。また、大学情報のテキスト分析による情報活用ツールとしてニューラルネットワークによる分析手法を提案した。さらに、高等教育機関に関する公表情報の整理や大学の財務情報の分析における注意点を示した。機構事業に対して、評価における情報技術による支援システムの開発、大学情報に関連する人材育成法を他の部署と連携して行うとともに大学情報の活用に関する教育方法の検討と提案を行った。</p> <p>本調査研究にあたって、調査研究の成果を学術論文 3 編、学会発表 3 件で公表した。</p> <p>「イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究」においては、《学習成果の評価手法の検討》、《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》、《3 ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》を実施し、特に内部質保証に関する基礎的かつ実証的な調査研究を推進して、それぞれの目的に叶った成果をあげている。</p> <p>《学習成果の評価手法の検討》では、学習成果の設定に際して特定の教科分野を取りあげ、</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	<p>適切的な教授学習法・評価法の検討を進めた。研究協力者との研究会合を1回開催し、検討作業の前進がみられた。平成27年度から継続されている《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》では、研究の焦点を内部質保証に不可欠なプログラム・レビューを大学の現場で実効的に実施する方策の検討を続ける一方、大学の一般教職員向けの入門書「機構の大学評価早わかり」（仮称）の作成に着手した。《3ポリシーの整合性と学位の付記名称に関する研究》では、学位に付記する専攻分野の名称とディプロマ・ポリシーの間の整合性を検証するアンケート及び機械学習に基づく調査を実施し、結果を公表すると共にさらなる分析を継続している。《大学運営のモデル構築と情報の活用に関する調査研究》では、大学の教育研究活動の成果を可視化し、かつ財務情報を活用した大学運営のモデル化に向けて検討を進め、その成果について機構教職員と情報を共有した。</p> <p>「ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」においては、《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》として、平成28年度までに遂行した東アジア中心の調査研究を基に、国際的な共同学位プログラムの質保証に資するような「チェックリスト」の開発に努め、その経過を質保証の実務者の会合等で報告した。また、Webinarを開催した。《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》では、平成26年度から実施しているNICの実態及びニーズに関する調査に基づき、我が国における国際的な高等教育の資格の承認に関する現状について国内外への成果の発信に努めた。《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》では、外国での学習履歴を持つ学習者からの照会について、機構の学位授与制度への申請資格の有無に関して調査を行い、結果を得た。</p> <p>本調査研究の成果は学術論文5編、学会発表14件、報告書等1編で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
<p>(2) 調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用</p> <p>大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供</p> <p>質保証のための評価システムに関する研究成果、学</p>	<p>＜課題と対応＞</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p> <p>B</p> <p>「① 機構の事業への調査研究の成果の活用」においては、大学評価及び学位授与の各事業、及び質保証連携に関して、研究開発部が中心となって実施する調査研究を事業担当部課との協働で行うことによって、その成果を事業に反映させた事例が多く見られるとともに、事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて事業の改善に活用した実績も得られ、機構の事業への調査研究の成果の活用が図られたといえる。</p> <p>「② 社会への調査研究の成果の提供」におい</p>

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<p>位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価</p> <p>基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。</p>	<p>ては、平成30年度の調査研究の各課題の中で社会への情報提供が適切に行われるとともに、機構が主催するフォーラムやシンポジウムを通じて、調査研究の成果の普及が図られたといえる。さらに、研究成果刊行物編集委員会による学術誌の編集・公開が適切に行われるとともに、学術情報リポジトリを利用した成果の公表が行われたことから、平成30年度の計画は達成されたといえる。</p> <p>「③ 調査研究の成果と実績の評価」においては、事業関連説明会・研修会11件、研究会2回により、機構の事業と密接に関連する調査研究の成果を公表し、基盤的研究及び実践的研究の成果を学協会等で学術論文11編、学会発表等43件、報告書等9編として公表した。さらに、調査研究をもとに、「平成30年度大学質保証フォーラム 国境を越える大学」を開催した。また、機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、学術誌『大学評価・学位研究』第20号に投稿された論文等のうち、掲載が決定した2編について「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」による早期公開を行い、また、平成29年度に発行した第19号について、科学技術振興機構の「J-STAGE」への掲載を開始し、広く研究成果の公表・提供を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成30年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

実績・参考データ

大学機関別認証評価や国立大学法人評価との関係を含め、我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究を行った。平成30年度には、主に第二期国立大学法人評価における学系別参考例の開発、内部質保証システムの在り方、第二期国立大学法人評価の検証、について重点的に研究を進めた。なお、本年度の研究は国立大学法人評価の事業に直結していることから、年度末に実施要項等として公表された以外は、国立大学法人等への影響を考慮し、論文としての公表は差し控えた。

我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究（第二期国立大学法人評価における学系別参考例の開発）

事業担当部課と協働し、国立大学法人評価の現況分析の評価方針策定に資する「参考例」に係る研究を平成28年度に実施し、平成29年度には、その成果を活用し、第三期の現況分析における分野別の教育・研究水準の評価基準策定・記載事項のための分析を実施した。平成30年度は以上の成果を活用し、法人評価における学系別記載事項について、関連分野の最新の答申や提言等を基に分野別に精査した。人文系分野については、8月下旬に開催された「学系別検討チーム（人文科学系）」において会議資料として活用した。人文科学系以外の分野に関しても、各分野別の検討資料を作成し、12月までに開催された人文系以外の10学系を含む、11学系の学系別検討チームにおいて活用した。その資料を基に「学系別記載項目のガイドライン」の素案を作成し、学系別検討チームへの意見照会を行い、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」に反映させた。これらは、令和2年度の評価実施時に活用する。

また、研究業績判定結果に関して8月下旬にアンケート調査を行い、評価結果の高校生、社会への発信の仕方や、卓越した業績の特性について分析を行った。

内部質保証システムの在り方、ならびに内部質保証システムを中心とする機関別認証評価の在り方に関する調査研究

大学機関別認証評価については、内部質保証システムやその中核となるプログラム・レビューのあり方について、これまで計7回の研究会や国内・英国の大学への訪問調査を通じて検討を行い、「教育の内部質保証に関するガイドライン」を策定してきた。これを踏

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

まえ、第3・4サイクルの認証評価の設計に資する研究として、大学改革支援・学位授与機構以外の認証評価機関を含めて、認証評価制度の2巡目を対象とした総合的分析を行った。第1、2巡目の評価に関連し、認証評価機関（3機関）の評価結果報告書を整理し、内部質保証に関連する記載の内容分析による比較結果の可視化を進めた。その結果の一部は、INQAAHE Funding Schemeの最終報告書に反映させた。

第二期国立大学法人評価の検証と第三期のあり方に関する調査研究

第二期国立大学法人評価についての教育研究活動の定量的分析として、科学技術振興機構（JST）との共同研究の下で日本語論文についてのピアレビュー支援情報の検討や、現況分析の水準判定結果についての分野間の傾向の違いについての分析を行ってきた。これを受け、平成29年度に評価事業部と連携して行った事後アンケート調査のデータや、評価結果等を基に、第3期の設計に資する基礎的な分析を進めている。分析結果は査読付き国際会議を含む4件の学会発表として公表を行うとともに、機構内研究会においても発表し、議論を行った。

○ 事業関連説明会・研修会等

国立大学法人等評価実務担当者説明会①，平成30年7月17日，一橋講堂。

国立大学法人等評価実務担当者説明会②，平成30年7月27日，梅田スカイビル。

○ 学術論文・学会発表等

（学会発表等）

林隆之，渋井進，蝶慎一，土屋俊（2018）「国立大学法人の第二期中期目標期間評価の検証」，日本高等教育学会第21回大会，2018年6月2日，桜美林大学。

Shibui, S. (2018) Investigation of video-conference communication in an evaluation interview, 41st European Conference on Visual Perception, 2018年8月28日, Trieste University, Trieste.

渋井進（2018）「大学評価の面談におけるテレビ会議の活用と効果」，第23回日本顔学会大会，2018年9月1日，明治大学。

蝶慎一（2018）「学生支援の理論的モデルを考える—今後の大学評価に向けて—」，大学行政管理学会第22回定期総会・研究集会，2018年9月2日，桜美林大学。

渋井進（2018）「テレビ会議を通じた面談におけるコミュニケーション—国立大学法人等の教育研究の状況の評価におけるヒアリング調査を通して」，日本心理学会第82回大会，2018年9月25日，仙台国際センター。

遠藤健，八田弘，石田有紀子，戸村理，蝶慎一（2018）「現代日本の大学団体における研究・研修の在り方に関する考察—国立大学協会の活動を事例に—」，大学教育学会2018年度課題研究集会，2018年12月1日，長崎国際大学。

渋井進（2019）「顔で評価する～顔学と大学評価の融合～」，平成30年度第10回研究開発部研究会，2019年1月15日，大学改革支援：学位授与機構。

野田文香（2019）「認証評価からみる内部質保証と学習成果」，東北大学内部質保証セミナー，2019年2月8日，東北大学。

（報告書等）

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

Ayaka Noda, Susumu Shibui, Sounghee Kim, Takanori Saito, Angela Yung Chi Hou, Shaw Ren Lin, Sheng-Ju Chan, Christopher Hill, Hua Chi Chou, Grace Lu, Wen Hsing, Mei Hua, Chia Yi. (2018) *Assessment of Learning Outcomes and Internal Quality Assurance Building in Higher Education in Japan and Taiwan: The Role of External Quality Assurance Agencies and Universities*. INQAAHE Funding Scheme Research and Innovation 2018 Final Report, 2018年12月.

大学改革支援・学位授与機構 (2019)『実績報告書作成要領 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価 (2020 年度実施：4年目終了時評価)』.

大学改革支援・学位授与機構 (2019)『評価作業マニュアル 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価 (2020 年度実施：4年目終了時評価)』.

大学改革支援・学位授与機構 (2019)『評価実施要項 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価 2018年6月 2019年3月改訂』.

平成30年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

実績・参考データ

平成29年度に実施した各種の認証評価について、評価方法の適切性並びに評価の効果の検証を行うことにより、評価事業の説明責任を果たすとともに、評価の改善に反映させるための調査研究を行った。

機構の実施する評価の有効性に関する検証

機構で実施した大学機関別認証評価、高等専門学校認証評価、及び法科大学院認証評価、並びに選択評価について、毎年、評価事業部と研究開発部が協働して、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を実施し、評価の有効性を確認するための検証を行ってきた。これを踏まえ、第3巡目の認証評価の検証アンケートの設計として、1、2巡目に実施された認証評価に関する評価者と対象機関に対するアンケート調査に基づいて評価項目の精選と新規追加項目について検討を行った。また、平成28年3月の細目省令改正に対応した認証評価に関する自己点検・評価のための資料作成及び検討を実施し、9月30日までに報告書を作成、提出した。

第3巡目の認証評価の検証アンケートの設計を12月までに検討を終了させて、高等専門学校機関別認証評価の評価者に対する検証アンケートを1月末までに実施するとともに、大学及び法科大学院についても、平成29年度と同様の評価者へのアンケートを実施した。

また、第2巡目の法科大学院認証評価の実施及びその結果に関する報告、並びに平成29年度に終了した第2巡目の高等専門学校機関別認証評価の実施及びその結果に関する報告について、オーバービューを作成して公表した。

認証評価における重要テーマの分析

第2巡目の認証評価の実施方法・結果の検証として、平成28年度までの第2巡目の評価結果報告書について、質保証の重要テーマである「単位制度の実質化」、「学習成果」、「成績評価の厳格化」に関する観点を対象に内容分析を行い、その成果を発表してきた。これを踏まえ、国際的な比較の観点を含めた分析を行い、台湾の評価機関である、台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）と共同で採択されたINQAAHE（高等教育質保証機関の国際的ネットワーク）Funding Schemeの中間報告書を、7月下旬に提出した。以上に関連し、国内の10校の大学及び、評価機関の関係者に、「学習成果」と「内部質保証」の評価の現状に関するヒアリングを実施した。共同研究の成果の一部は、国際雑誌に掲載さ

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

れ、最終報告書をHEEACTとのテレビ会議等を通じて12月に作成し、INQAAHEに提出するとともに、INQAAHE 15th Biennial Conference 2019にて招待を受けて発表を行った。

また、近年着目されているテーマとして、学修支援の評価方法に関する基礎的な研究に着手し、文献等の調査及び米国大学等への調査を実施した。得られた知見は図書1件、学会発表2件として公表を行った。

○ 事業関連説明会・研修会等

(説明会)

法科大学院認証評価説明会，平成30年6月4日，学術総合センター。

大学機関別認証評価説明会①，平成30年6月7日，学術総合センター。

大学機関別認証評価説明会②，平成30年6月13日，学術総合センター。

高等専門学校機関別認証評価説明会，平成30年8月21日，学術総合センター。

(研修会)

法科大学院認証評価自己評価担当者に対する研修会①，平成30年6月4日，学術総合センター。

大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会①，平成30年6月7日，学術総合センター。

大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会②，平成30年6月13日，学術総合センター。

大学機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成30年6月18日，学術総合センター。

高等専門学校機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成30年6月22日，学術総合センター。

高等専門学校機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成30年8月21日，学術総合センター。

平成31年度から実施する大学機関別認証評価に関する研修会，平成30年10月5日，TKPガーデンシティ竹橋大ホール。

大学機関別認証評価に関する研修会，平成30年12月18日，岐阜大学。

大学機関別認証評価に関する研修会，平成31年2月27日，秋田大学。

○ 学術論文・学会発表等

(学術論文等)

蝶慎一 (2019)「カリフォルニア大学バークレー校の学習支援に関わる担い手の考察— Student Learning Center (SLC) の取組を中心に—」，『高等教育研究叢書』149，広島大学高等教育研究センター，pp.95-105。

蝶慎一 (2019)「日本における学寮の歴史的展開と特徴—『教育』と『厚生』の視点からみた戦後初期の『学寮像』—」，『高等教育研究叢書(学寮プログラムの現代的展開)』145，広島大学高等教育研究センター，pp. 53-65。

Noda, A., Hou, A.Y.C., Shibui, S., & Chou, Hua-shi. (2018) Restructuring quality assurance frameworks: A comparative study between NIAD-QE in Japan and HEEACT in Taiwan. *Higher Education Evaluation and Development*. 12(1), pp. 2-18.

(学会発表等)

蝶慎一 (2018)「学生支援における質保証とその評価指標」，大学教育学会第40回大会 2018年6月10日，筑波大学。

- Cho, S. (2018) Academic Advising in Japan~Programs and Challenges~, Presentation: The Center for the Study of Higher Education (CSHE), 2018年8月2日, Pennsylvania State University, University Park, Pennsylvania.
- 土屋俊 (2018)「内部質保証と分野別評価: 大学改革支援・学位授与機構の取組」, 高等教育質保証学会第8回大会, 2018年8月26日, 中央大学.
- 野田文香 (2018)「"Qualifications"とインテグリティー国家資格枠組みに期待される役割」, 専門職高等教育質保証機構「学修成果の測定に向けた職業分野別コンピテンシー体系の研究」, 合同分科会 2018年8月29日, 専門職高等教育質保証機構.
- 野田文香 (2018)「認証評価からみた学修成果—大学卒業時に求められる力とは—」(基調講演) 信州大学高等教育研究センターシンポジウム, 2018年10月19日, 信州大学.
- 野田文香 (2018)「フランスにおける大学間連携と質保証システム改革: フランスの高等教育における質保証改革」, 2018年10月10日, 国立大学協会.
- Tutiya, S. (2018) Paywall: The Business of Scholarship. パネル討論提題. Melbourne School of Design. 2018年10月26日 Melbourne University, Melbourne.
- 土屋俊 (2018)「学術コミュニケーションの動向 2017-2018: 尾をひく『オープンアクセス』」, 第20回図書館総合展, 2018年10月30日, パシフィコ横浜.
- Shibui, S. (2018) Visualization of indicators to enhance the internal quality assurance system in Japanese universities, The International Conference on Research in Education, Teaching and Learning, 2018年11月3日, Sorbonne University, Paris.
- 土屋俊 (2018)「内部質保証はこれだけで十分: 大学改革支援・学位授与機構3巡目基準の観点から」, 東北大学大学教育支援センターPDセミナー, 2018年12月12日, 東北大学.
- 土屋俊 (2019)「高等教育の『資格枠組み』とアジア太平洋地域規約発効と今後の展開: 入学資格・単位・学位等の相互承認と資格枠組」, 地域科学研究会高等教育情報センター「高等教育の「資格枠組み」と質保証の展開」, 2019年1月23日, 大妻女子大学.
- Tutiya, S. (2019) Toward informed decisions and choices. Expert Meeting for the preparation of the discussion on the “Availability of information online to promote mobility of Higher Education in the ASEAN Plus Three region”, 7th Working Group on Student Mobility and Quality Assurance of Higher Education among ASEAN Plus Three Countries (APTWG), 2019年3月3日, Mita Conference Hall, Tokyo.
- 土屋俊 (2019)「学位・履修証明の現在と未来」, TIESシンポジウム2018-2『ブロックチェーンが教育を変える』, 2019年3月9日, 一橋講堂.
- Noda, A., Saito, T., Kim, S., & Shibui, S. (2019) University Accreditation and Student Learning Outcomes. The Asian Conference on Education. 2019年3月25日, Toshi center, Tokyo.
- Kim, S., & Shibui, S. (2019) Assessment of Learning Outcomes and Internal Quality Assurance Building in Higher Education in Japan and Taiwan: The Role of External Quality Assurance Agencies and Universities. INQAAHE 15th Biennial Conference 2019, 2019年3月26日, Bandaranaike Memorial International Conference Hall, Colombo.
- Kim, S., Cho, S., Oh, Yejin. & Seo, Jiyoung. (2019) External and Internal Quality Assurance Systems in Higher Education: A Comparative Study between NIAD-QE in Japan and KUAI in Korea. APQN Academic Conference 2019, 2019年3月29日, Bandaranaike Memorial International Conference Hall, Colombo.
- Tutiya, S. (2019) An Invitation to Terminological Alignment. APQN Academic Conference 2019, 2019年3月29日, Bandaranaike Memorial International Conference Hall, Colombo.

(報告書等)

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

大学改革支援・学位授与機構（2018）『認証評価事業に関する自己点検・評価報告書』.

大学改革支援・学位授与機構（2018）『法科大学院認証評価結果に関する2巡目の検証結果報告書』.

大学改革支援・学位授与機構（2019）『高等専門学校機関別認証評価に関する2巡目の検証結果報告書』.

平成30年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

実績・参考データ

我が国の学位が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するために必要な制度的条件を明らかにすること、及び学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位・単位制度に関する理論的基底を把握することを目的として、機構の学位授与制度と我が国の高等教育政策に資する調査研究を行った。

学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究

ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」の日本締結（2017年12月）及びユネスコ加盟5か国締結による発効（2018年2月、締約国：オーストラリア、中国、ニュージーランド、日本及び韓国）を踏まえて、学位・高等教育資格が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保する上で必要な制度的条件とユネスコ地域規約との関係について基礎的研究を行った。これに関連して、第1回東京規約締約国委員会（2018年10月17日～18日、韓国ソウル）に研究開発部教員が出席し、機構が文部科学省の依頼を受けて高等教育に係る情報（日本の教育制度、高等教育機関種の概要、高等教育機関一覧等）の収集・調査を実施し、今後日本に設立予定の国内情報センター（National Information Centre, NIC）に引き継ぐ準備を整えていることを発表した。

また、日本の大学、短期大学及び専門学校を対象に、「外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査」を国際課と協働の下に実施した（平成30年8月～12月）。入学資格審査の担当部署（学部・研究科等）に回答を依頼し、大学は全大学に対して、また、専門学校は4校に1校の割合で無作為抽出した学校に対して質問票を送付した。1,825機関のうち1,033機関からオンラインで回答を得て（大学：585機関、回答率75.8%、短期大学：163機関、回答率50.9%、専門学校：285機関、回答率39.0%）結果の概要をまとめ、日本の大学・高等教育機関における外国での学習歴を有する者（外国人留学生）への入学資格審査の実施状況と、判断の難しい個別案件に対する第三者機関による助言サービスのニーズ等を把握した。

さらに、ドイツ・ライプツィヒ大学教授を招へいしてドイツとザクセン州の高等教育の現状に関する研究講演会を開催するとともに、諸外国の大学における継続教育・成人教育に関する調査の一環としてドイツ・ベルリン州を訪問し、州政府関係者とベルリン自由大学、フンボルト大学の教職員への聞き取り調査と情報収集、及び意見交換を行った。

機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会1件（中国1件）に対して調査を行い、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼して基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修を要する年数と必要な単位数）を慎重に確認し、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。また、外部機関からの問い合わせに応じ、モンゴルでの学習履歴に関して、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断するための調査と検討を開始した。（③ウにも記載）

○ 研究会等

（研究講演会）

「ドイツとザクセン州における高等教育の現状と動向」平成31年3月15日，大学改革支援・学位授与機構。

バルバラ・ドリンク（Prof. Dr. Barbara Drinck），ドイツ・ザクセン州立ライプツィヒ大学教育学部教授

○ 学術論文・学会発表等

（学会発表等）

YOSHIKAWA, Yumiko (2018) "Road to establish NICs and the APNIC Network. A Case of Japan", First Session of the Committee of the Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education, 18 October 2018, Seoul, Republik of Korea.

平成30年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

実績・参考データ

学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学修の成果を単位として認めるための調査研究を実施した。また、我が国の大学の授与する学位の状況、及び学位に付記する名称を調査して、機構の授与する学位、及び学位の国際通用性を検討するための情報収集とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させるための調査研究を行った。

学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討

平成27年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）に関して、平成29年度申請者の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」の結果を分析し、平成30年度専門委員会・部会における審議の資料とするとともに、課題の整理と改善に向けての検討を行った。

平成29年度申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」と「学修総まとめ科目成果の要旨等」、ならびに特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」に係る専門委員の審査結果から、各専門委員が申請者の学修総まとめ科目の履修について付したコメントと、特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況について付したコメントを分析し、平成30年5月開催の専門委員会・部会による平成29年度各特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況に関する審議の資料とした。

また、専門委員のコメントの分析結果から、特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、当該特例適用専攻科に8月下旬に通知した。

「新たな審査方式」は平成27年度の導入以降、この審査方式に応じて特例適用専攻科での教育・学修が展開され、機構における学位授与審査もおおむね順調に実施されている。一方、専攻科での学修の成果により着目した形で学士の学位授与審査を行うことを通じて、特例適用専攻科の教育活動の一層の充実に資する、という当初の目的達成には未だ課題が残されている。そのため平成30年度から、申請者が「学修総まとめ科目」の学修・探究に基づく成果（論文、あるいは演奏・創作または作品）及び「成果の要旨」（あるいは「成果の説明書」）をまとめる際に参考になるように、「学修総まとめ科目履修計画書」に対する専門委員からのすべてのコメントを各申請者に特例適用専攻科を介して伝えることにした。「学修総まとめ科目履修計画書」に関して申請件数1,828件のうち、16件に再提出を求め、695件に対してコメントを返した。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

また、毎年度の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」で専門委員がコメントとして付した指導教員の教育指導、各専攻科の指導体制等に係る指摘内容を、3～5年ごとの「特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）」で教員審査を行う際に参照情報として活用する方策について検討を行った。これにより、申請者個人の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」から把握された専攻科での指導教員による教育指導の状況を、各特例適用専攻科の「学修総まとめ科目の実施状況等に関する審査」の資料として活用することが可能になる。10月期開催の専門委員会・部会で説明し了承を得て、次年度の実施に向けて必要な基盤を整えた。

機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証

平成29年度10月期及び平成30年度4月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課が協働して実施し、その結果を分析した。通例申請による合格者（29年度10月期591名、30年度4月期269名）への学位取得直後アンケートの結果を分析して（29年度10月期回答者数413名、回答率69.9%、30年度4月期回答者数190名、回答率70.6%）、学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。また、特例申請による合格者（29年度10月期1,618名、30年度4月期19名）の学位取得直後アンケートの結果の分析を行い（29年度10月期回答者数832名、回答率51.4%、30年度4月期回答者数12名、回答率63.2%）、学位取得者は新たな審査方式についておおむね満足しているという結果を得た。

これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の平成29年度退任委員（72名）への自由記述によるアンケートを実施し、平成30年12月末までに回答（37名）を得た。

また、「平成30年度学位審査会専門委員協議会」を研究開発部と学位審査課の協働の下に開催し（平成30年4月19日）、新任の専門委員（出席44名）に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明した。

さらに、機構が認定した教育施設（省庁大学校）の修了者への修士の学位授与に関して、修士論文を課さずに特定の課題についての研究（以下、課題研究）の成果の審査に基づく修士の学位授与の要望を踏まえて、平成29年度に着手した修士課程の多様化と学位審査に関する実態調査を継続し、結果の分析を行った。課題研究を実施している大学の教務担当職員及び各専攻の専攻長等の教員を対象とするアンケート調査（平成29年12月から平成30年1月にかけて実施）の回答の最終的な整理を行うとともに（教務担当職員回答数243、回答率90.3%、専攻長等の教員回答数574、回答率73.3%）、データのクリーニング作業を行った。このデータを基に単純集計及びクロス集計を行い、課題研究の成果の審査により修士の学位を授与している各専攻の教育体制、研究指導と学位審査の実情等と傾向を詳細に把握した。これらの分析結果については機構内の調査研究報告会において発表し、情報共有を行うとともに、平成29年度に実施した課題研究に関する他の調査（7大学の9大学院研究科・専攻への訪問調査と規定の実際の運用状況についてのアンケート調査）の結果と合わせて報告書にまとめた。

学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

平成29年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

に関して、平成29年12月から平成30年1月にかけて全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を実施した結果の分析を進め、学位に付記する専攻分野の名称は、学士729種、修士714種、博士465種であることなどを明らかにした。また、付記名称を学科系統別（「学科系統分類表」における中分類ごと）に分類するための集計作業を遂行し、ウェブサイト上で29年度のデータを公表した。また、並行して30年度の調査の発送を行った。

さらに、付記名称の情報と各大学のディプロマ・ポリシーの情報の整合性を検証するため、人間及びコンピュータによるマッチング能に関する調査に着手し、分析の結果をまとめて国内外の学会等で発表した。（③イにも記載）

○ 事業関連説明会・研修会等

（説明会）

大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会，平成31年2月24日，放送大学東京文京学習センター。

菊池和朗 「学修成果の作成及び試験についての留意事項」

（研修会）

平成30年度学位審査会専門委員協議会，平成30年4月19日，大学改革支援・学位授与機構。

吉川裕美子 「学位授与制度の概要」

森 利枝 「単位積み上げ型の学位授与と審査」

菊池和朗 「専攻科の認定及び特例適用認定と修了者への学位授与」

宮崎和光 「省庁大学校の課程認定と学位授与」

○ 学術論文・学会発表等

（学会発表等）

宮崎和光，高橋望，森利枝（2018）「Character-level CNNを用いたディプロマ・ポリシーマッチングテスト」，計測自動制御学会 システム・情報部門学術講演会2018，2018年11月25日。（③イにも記載）

Miyazaki, Kazuteru/Takahashi, Nozomi/Mori, Rie (2019) “Research on Consistency between Diploma Policies and Nomenclature of Major Disciplines: Deep Learning Approach,” 7th International Conference on Information and Education Technology (ICIET 2019), 2019年3月30日。（③イにも記載）

（報告書等）

大学改革支援・学位授与機構研究開発部（2019）『修士課程の多様化と学位審査に関する調査研究報告書』，2019年3月。

学位に付記する専攻分野の名称（平成31年2月1日公開）

平成29年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（学士・日本語）

http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_H29meishou_bachelor.pdf

平成29年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（修士・日本語）

http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_H29meishou_master.pdf

平成29年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（博士・日本語）

http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_H29meishou_doctor.pdf

平成29年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（学士・英語）

http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_2017data_fuki_Bachelor_English.pdf

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

平成29年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（修士・英語）

http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_2017data_fuki_Master_English.pdf

平成29年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（博士・英語）

http://www.niad.ac.jp/media/001/201901/no9_13_2017data_fuki_Doctor_English.pdf

平成30年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究
次の調査研究を行う。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

実績・参考データ

大学ポートレートとその基盤情報としての大学情報のデータベースの開発及び運用支援を通じて、高等教育の質保証や大学評価等に有効な情報の活用に関する研究を行った。また、発展性のあるデータベースと情報処理システムの研究、機構の事業に対する情報技術による支援のための技術開発を行った。

大学ポートレートのための技術開発

大学情報の収集・分析・提供システムの改良に資する研究開発として、平成30年度にシステム改修を行った大学ポートレートシステムの設計開発に研究により得られた知見（WebAPIの設計等）を反映させた。

大学情報の活用のための分析ツールの開発

各大学がプロフィールを把握し相対的位置の確認等により自らを特徴づける評価指標を探索するための支援システム（XU-Profiler）及び大学基本情報に対するPower BI分析システムの整備を行った。大学情報のテキスト分析による情報活用ツールの研究開発として、大学ポートレートで公表されている各大学・学部のディプロマ・ポリシー等の3ポリシー間の整合性を検討するための新たなニューラルネットワーク（Character-level CNN）による分析手法を提案した。また、高等教育機関に関する各種の公表されている情報の整理を行った。さらに、大学基本情報や財務情報を用いたデータ分析方法（正準相関分析等）と分析システムの検討を行った。また、大学の特許情報に関する分析を進めて大学間の特性の検討を行った（主成分分析やトピックモデルによるデータの可視化と分析）。さらに、大学の財務情報に関して多変量解析とその分析における問題点の検討を行い可視化における注意点を示した。これらの成果は国内外の学会等で発表した。

機構事業に対する情報技術による支援方法の企画及び研究開発としては、大学ポートレートの大規模改修及び国際発信版システムの設計開発への参画に加えて、国立大学法人評価における支援システムの開発（評価担当委員候補者の整理作業、研究業績評価関連システムの開発）及びこれまでに開発してきた情報提供システムの管理（大学ニュース：RSS/ATOM、Web版質保証用語集）を年間通して実施した。

大学情報及び情報技術に関連する人材育成法の検討と企画としては、機構内の他の部署と連携していくつかの人材育成事業に参画した（平成30年度若手プロパー職員研修、大学

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

等の質保証に関する機構職員研修)。また、社会科学系におけるオープンデータとWeb APIの活用に関する教育方法の検討と提案を行い、国内学会で発表した。

○ 学術論文・学会発表等

(学術論文等)

M. Ida (2018) “Integration of Data Providing and Analyzing System and its Application to Higher Education Institutional Data”, Proceedings of the Fourth International Conference on Fundamentals and Advances in Software Systems Integration, pp.16-19.

K. Miyazaki, M. Ida (2018) “Consistency Assessment between Diploma Policy and Curriculum Policy using Character-level CNN”, Proceedings of SCIS-ISIS2018, 2018 Joint 10th International Conference on Soft Computing and Intelligent Systems and 19th International Symposium on Advanced Intelligent Systems, pp.626-631.

M. Ida (2018) “Consideration on the Variation of Financial Data of Institutions for Canonical Correlation Analysis”, Proceedings of the 21st International Conference on Advanced Communication Technology, pp.569-572.

(学会発表等)

井田正明 (2018) 「高等教育機関に関する公表情報の収集と分析」, 第34回ファジィシステムシンポジウム講演論文集, pp.156-158.

宮崎和光, 井田正明 (2018) 「Character-level CNNを用いたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性判定」, 第28回インテリジェント・システム・シンポジウム講演論文集, pp.41-46.

井田正明, 高萩栄一郎 (2019) 「社会科学系のプログラミング教育におけるオープンデータとWeb APIの利用方法」, 第29回ソフトサイエンス・ワークショップ講演論文集, pp.44-45.

平成30年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。また、大学等と連携して、質保証に係る教育研究情報及び財務情報の活用による大学のマネジメント機能向上の支援に資する調査研究を進める。

実績・参考データ

高等教育の質保証を確立するために、評価機関等による外部質保証の位置付けを明確にしつつ、大学等の内部質保証システムも含めて、自律的な質保証システムの構築に向けた検討を行うとともに、質保証のためのさまざまな手法について調査を行った。また、学習成果の評価手法を追究するとともに、3ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する調査を行った。

高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発

具体的な調査研究の対象として、ドイツの大学における内部質保証制度を取りあげ、ハイデルベルク大学のheiQUALITY制度と、エアランゲン大学の「モニタリング」制度を分析した。特に前者については、同大学が編纂したハンドブックを基に、制度の詳細を明らかにした。この成果は、機構の研究開発部研究会で報告した。また、11月上旬にドイツにて調査を行い、これら両大学や、ドイツ認証評議会やドイツ学長会議などその他関係機関を訪問して、聞き取りを行った。また、内部質保証に関連して、その制度的背景となっている大学内部の統制・監査制度についても関連資料を基に調査を行った。

学習成果の評価手法の検討

歴史学を対象にした、個別教科レベルでのコンピテンスと学修成果の設定、それに基づく教授学習・評価法の検討を、研究協力者との研究会で引き続き進めている。平成30年度後半には、現時点での暫定的な成果をとりまとめる作業に入り、これに関連して、研究会合を開催し、中間報告書の構成等の骨子を決定した。また、「日中韓三国協力事務局」主宰の共同研究に参加し、国際連携教育プログラムにおける学習成果のあり方と評価について考察を進めた。考察の結果は、CJK Joint Research Report on Mutual Recognition of Degreesと題するレポートにまとめ、上記事務局に提出した。

質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供

大学の現場における質保証活動と、それに必要な人材・能力のあり方について調査研究を進めた。その成果の一端は、九州工業大学の管理職研修で、大学の教育研究の現場での内部質保証という観点で発表した。11月上旬のドイツでの調査（上記参照）では、ドイツの大学において、学部や学科のレベルでいかなる背景を持つ人材が質保証業務に携わり、またそれらの人材がいかに配置されているか等について聞き取り調査を行った。

3 ポリシーの整合性と学位の付記名称に関する研究

平成29年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、平成29年12月から平成30年1月にかけて国公私立大学を対象にオンライン調査を実施した結果の分析を進め、学位に付記する専攻分野の名称は、学士729種、修士714種、博士465種であることなどを明らかにした。また、付記名称を学科系統別（「学科系統分類表」における中分類ごと）に分類するための集計作業を遂行し、ウェブサイト上で29年度のデータ公表を完了した。また、並行して30年度の調査の発送を行った。

さらに、付記名称の情報と各大学のディプロマ・ポリシーの情報の整合性を検証するため、人間及びコンピュータによるマッチング能に関する調査に着手し、分析の結果をまとめて国内外の学会等で発表した。（②イにも記載）

大学運営のモデル構築と情報の活用に関する研究

大学の教育研究活動の成果を可視化し、かつ財務情報を活用して、新たな大学運営のモデルを構築することを目的として国立大学施設支援課が進めているプロジェクトに、研究開発部からも教員が参画し、教育研究活動の費用計算について、試行的なモデルの開発が進行している。この成果について、機構内で研究会と成果報告会「大学経営手法に関する共同プロジェクト発表会」を開催して機構教職員と共有した。

○ 事業関連説明会・研修等

（研修会）

九州工業大学管理職研修，平成30年7月23日，九州工業大学。

竹中亨「内部質保証体制の構築に向けて」

○ 研究会等

（研究会）

次世代歴史教育研究会，平成31年3月22日，大阪大学。

○ 学術論文・学会発表等

（学術論文等）

山本進一（2019）「大学マネジメントと産学連携」，『産学連携学』15-(1)，pp1-7.

（解説等）

山本進一（2018）「我が国へのURAの導入—その経緯、活動と課題」，『大学評価・学位研

究』20, pp.1-12.

(学会発表等)

山本進一 (2018)「第III期法人評価に向けてー 地方農学系学部の機能強化と将来構想」, 三重大学生物資源学研究科FD講演会, 2018年6月25日.

山本進一 (2018)「大学マネジメントと研究戦略」, 群馬大学研究戦略講演会, 2018年7月3日.

山本進一 (2018)「研究大学コンソーシアムの活動について」, 第2回研究大学コンソーシアムシンポジウム「研究大学の戦略立案について ~国際化と研究IRを例として~」, 2018年10月25日.

竹中亨 (2018)「ドイツの認証評価制度と大学の内部統制」, 平成30年度第8回研究開発部研究会, 2018年11月13日, 大学改革支援・学位授与機構.

宮崎和光, 高橋望, 森利枝 (2018)「Character-level CNNを用いたディプロマ・ポリシーマッチングテスト」, 計測自動制御学会 システム・情報部門学術講演会 2018, 2018年11月25日.

山本進一 (2019)「我が国へのURAの導入ーその経緯、活動と課題ー」, 九州大学主催カンファレンス「リサーチ・アドミニストレーションの課題とこれからー米・欧・豪のURAの経験に学ぶー」, 2019年3月19日

Kazuteru MIYAZAKI, Nozomi TAKAHASHI, Rie MORI (2019) "Research on Consistency between Diploma Policies and Nomenclature of Major Disciplines: Deep Learning Approach," 7th International Conference on Information and Education Technology (ICIET 2019), 2019年3月30日.

平成30年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

実績・参考データ

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みの検討を行った。

国際的な共同学位プログラムの質保証手法の開発

国際的な共同教育プログラムの立案、計画、実施を支援することを目的に、平成29年度までに完了した、世界展開力事業に採択された国内の48事業の担当者へのヒアリング調査の結果の分析を進め、共同プログラムを実施する大学の具体的なニーズの把握及び質の高いプログラムの継続的な実施に要求される要素の抽出に努めた。さらに分析結果の各大学への還元とともに、より広い国際共同教育プログラムに関わる関係者への情報提供と意見交換を行うため、大学の国際化事業担当者及び国際機関の責任者を講師としたWebinarを開催した。Webinar終了後に登録者から全体内容及び形式等についてフィードバックを受けた。これらの内容は「国際共同教育プログラムにおける質保証の在り方」に関する調査研究報告書としてとりまとめ、当日の資料と共にウェブサイトに掲載する準備を完了した。

また、平成29年度までに作成した、東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証に関わるチェックリストをさらに広範囲に適用させることを目的とした、外国の質保証機関へのアンケート調査を行い、12機関から回答を得てその分析を進めた。

学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討

我が国における国際的な高等教育の資格の承認に関する現状に関わる調査の結果を分析した結果を、研究開発部教員がフィリピン高等教育局とUMAPが主催する国際会議で基調講演として報告し、パネルでの議論に参画して情報の発信と収集に努めた。

また、ユネスコ主催の国家資格枠組みに関する国際会議において、研究開発部教員が我が国の高等教育資格と学術資格の接続に関し事例発表を行い、パネルでの議論に参画して情報の発信と収集に努めた。さらに、ユネスコが11月に発行した2019 GEM Report - Migration, displacement and educationのために、研究開発部教員がバックグラウンド・ペーパーを執筆してレポートに参照されると共に、バックグラウンド・ペーパーそのものはユネスコのウェブサイトでご公表された。このほか、学生の国際的な流動と情報提供につ

いて研究開発部教員が講演を行い、加えてINQAAHEの隔年総会において、学生の国際的な移動を支援するシステムに関するパネルディスカッションに登壇した事例発表も行った。

機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会1件（中国1件）に対して調査を行い、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼して基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修する年数と修得単位数）を慎重に確認し、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。また、外部機関からの問い合わせに応じ、モンゴルでの学習履歴に関して、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断するための調査と検討を開始した。（②アにも記載）

○ 学術論文・学会発表等

（学術論文等）

Mori, Rie (2018) “Higher Education Possibilities for and Constraints on International Students in Japan,” *Background paper prepared for the 2019 Global Education Monitoring Report*, UNESCO, pp. 1-23.

Saito, Kiyoko (2018) “Expert Qualifications in Japan: The Role of Higher Education,” *International Journal of Higher Education*, 7-(3), pp.183-196.

金性希 (2019) 「2040년을 바라 본 일본의 고등교육 미래상 구축과 대학개혁 (2040年に向けた日本の高等教育の未来像構築と大学改革)」, 『대학교육 (大学教育)』 203, pp. 118-123.

（学会発表等）

森利枝 (2018) 「留学生交流の質保証と情報インフラ——学修履歴・資格の相互認定／各国での情報公開の深化」, 地域科学研究会高等教育情報センター・高等教育セミナー, 2018年12月20日, 日本教育会館.

Mori, Rie (2018) “Reporting a Case of Absence,” *UNESCO’s Asia-Pacific Expert Meeting: Implementing National Qualification Frameworks (NQF) at Programme Level*, August 24, 2018, Bangkok, Thailand.

齋藤聖子, 金性希 (2018) 「国際共同教育プログラムにおける課題」, グローバル人材教育学会, 2018年10月21日, 名城大学.

齋藤聖子 (2018) 「ローカルコミュニティにおけるグローバル教育」, グローバル人材教育学会, 2018年10月21日, 名城大学.

Kim, Sounghhee/Shibui, Susumu/Noda, Ayaka/Saito, Takanori (2019) “Assessment of Learning Outcomes and Internal Quality Assurance Building in Higher Education in Japan and Taiwan: The Role of External Quality Assurance Agencies and Universities,” *15th INQAAHE Biennial Conference 2019*, March 27, 2019, Poster presentation, Colombo, Sri Lanka.

Kim, Sounghhee/Oh, Yejin/Cho, Shinichi/Seo, Jiyoung (2019) “External and Internal Quality Assurance Systems in Higher Education: A Comparative Study Between NIAD-QE in Japan and KUAI in Korea,” *15th APQN Annual Academic Conference 2019*, March 29, 2019, Paper presentation, Colombo, Sri Lanka.

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

Mori, Rie (2019) “UNESCO Global Convention and Establishment of an NIC in Japan,”
15th INQAAHE Biennial Conference 2019, March 27, 2019, Colombo, Sri Lanka.

(報告書等)

大学改革支援・学位授与機構研究成果報告書 (2019) 『国際共同教育プログラムにおける質保証の在り方』 161頁.

平成30年度計画

7 調査研究

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1)で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

実績・参考データ

研究開発部が中心となり事業担当部課と連携して実施し、その成果を直接、各事業に反映させた調査研究課題、及び成果を事業の改善に活用した事業の実施結果に対する実践的研究として、以下の事例が挙げられる。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

《大学等の教育研究の評価の在り方に関する調査研究》

学系別参考例の開発に関し、第三期国立大学法人評価の現況分析における分野別の教育・研究水準の評価基準策定・記載事項のための分析として、関連分野の最新の答申や提言等を基に分野別に精査した。その結果は、国立大学法人評価委員会WGの下に設置された、11学系の学系別検討チームにおいて活用された。その資料を基に「学系別記載項目のガイドライン」の素案を作成し、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」、「評価実施要項」に反映され、第三期法人評価における評価項目を設計するための検討材料となっている。

《機構の実施する評価の有効性に関する検証》

機関別認証評価の検証については評価企画課と協力し、法科大学院認証評価及び高等専門学校機関別認証評価に関して、第2巡目のオーバービューをそれぞれ刊行し、認証評価事業全体に関して、認証評価事業に関する自己点検・評価報告書を刊行した。また、これまでの分析結果を踏まえて検証アンケート調査項目の改訂を行い、評価支援課と協力して高等専門学校認証評価の評価者に対してアンケート調査を実施した。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会1件（中国1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。

《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》

平成27年度に開始された特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）について、専門委員が付した各申請者に対するコメントと特例適用専攻科

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

に対する学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析し、分析結果から特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、当該特例適用専攻科に8月下旬に通知した。また、申請者個人の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」から把握された専攻科での指導教員による教育指導の状況を、各特例適用専攻科の「学修総まとめ科目の実施状況等に関する審査」の資料として活用するための基盤を整えた。

《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》

平成29年度10月期及び平成30年度4月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方についての学位取得直後のアンケート調査を実施し、また学位審査会専門委員会の平成29年度退任委員への自由記述によるアンケートを実施し、その結果を分析して学位授与事業の改善に活かした。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

《大学ポートレートのための技術開発》

大学ポートレートセンター事務室と連携し、大学ポートレートのリニューアルシステム及び国際発信版システムの設計開発事業に参画した。

《大学情報の活用のための分析ツールの開発》

評価企画課と連携し、国立大学法人評価における支援ツールの開発（評価担当委員候補者の整理作業等）を行った。また今後の国立大学法人評価における支援システムの開発事業に参画した。さらに、日本の教育情報発信ウェブサイトの開発事業に参画した。

《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》

研究開発部と国際課の協働で、我が国の高等教育機関における外国での学習履歴を有する学生の受入れの実態に関する調査を行うとともに、近年我が国への留学生得送り出し数の増加しているアジア諸国の教育制度に関する調査を完了し、分析の準備を整えた。

平成30年度計画

7 調査研究

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的を開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

実績・参考データ

調査研究の成果のうちで、社会及び高等教育関係者への参照情報として提供したものには、以下のような事例が挙げられる。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

《大学等の教育研究の評価の在り方に関する調査研究》

内部質保証については、第1、2巡目の評価に関連し、認証評価機関（3機関）の評価結果報告書を整理し、内部質保証に関連する記載の内容分析による比較結果の可視化を進めた結果の一部を、セミナー等で高等教育関係者に提供するとともに、INQAAHE Funding Schemeの最終報告書に反映させた。国立大学法人評価の検証については平成29年度に作成した報告書を基に分析を加えた結果を高等教育学会、大学教育学会等で発表することで、法人評価が実際にどのように行われ、大学や評価者から適切なものと受け止められているのかについての情報を提供した。

《機構の実施する評価の有効性に関する検証》

認証評価の検証については、法科大学院認証評価及び高等専門学校機関別認証評価に関し、第2巡目のオーバービューを公表し、認証評価の有効性が分かる情報を社会に提供した。また、現在の高等教育の質保証における重要テーマの一つである学生支援、学習成果等について、学术论文等を発表し、高等教育質保証学会や大学における講演会等の依頼講演により公表することで、高等教育関係者が参照できる情報を提供した。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》

ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」第1回東京規約締約国委員会に研究開発部教員が出席し、機構が文部科学省の依頼を受けて高等教育に係る情報の収集・調査を実施し今後日本に設立予定の国内情報センター（National Information Centre, NIC）に引き継ぐ準備を整えていることを発表した。

《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》

平成29年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

に関して、全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を実施した結果の分析を進め、付記名称を学科系統別（「学科系統分類表」における中分類ごと）に分類するための集計作業を行い、ウェブサイト上で29年度のデータを公表した。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

《大学ポートレートのための技術開発》

システムの設計開発事業に参画してきた大学ポートレートの国際発信版のウェブサイトが平成30年10月から、大学ポートレートのリニューアル版が平成31年4月から一般公開された。

《大学情報の活用のための分析ツールの開発》

大学情報のテキスト分析による情報活用ツールの研究開発として、大学ポートレートで公表されている各大学・学部のディプロマ・ポリシー等の3ポリシー間の整合性を検討するための新たな分析手法を提案した。また、大学基本情報や財務情報を用いたデータ分析方法と分析システムの検討を行った。これらの成果は国内外の学会等で公表した。

《3ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》

学位に付記する専攻分野の名称の情報と各大学のディプロマ・ポリシーの情報の整合性を検証するため、人間及びコンピュータによるマッチング能に関する調査を基に、これら二者の整合的情報伝達能に関する分析を行った。この結果は国内学会及び国際学会で公表し、付記名称及び3ポリシーの検討に資することを企図した。

《国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》

国際的な共同教育プログラムの内部質保証に関するWebinarを開催して知見の共有と意見交換の機会とした。

《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》

国内大学における外国での学習履歴と外国で修得した単位の認定業務の実態や課題に関して、分析を行って国内のセミナーでの講演、国際会議での発表及び国際機関のオンライン出版による論文を通じて公表を行った。

これらの個別課題によるもののほか、機構が社会へ公開する以下の会合で、調査研究の成果について情報提供を行った。

大学質保証フォーラム

「平成30年度大学質保証フォーラム 国境を越える大学」（シンポジウム）を、海外から3人、国内から2人のパネリストを招いて平成30年8月6日に開催した。フォーラムでは、主として日本の大学にとっての海外キャンパスの可能性、並びに海外キャンパスやその他の国際教育での質保証の在り方について議論を行った。また8月7日には、質保証フォーラムのテーマをより深めるため、公開研究会を開催した。研究会では、外部からの参会者を含め、小人数で活発な議論を行った。これらの成果はウェブサイト等を通じて公表し、普及を図った。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

さらに、調査研究に関わる以下の活動によって、社会における成果を公表した。

学術誌等による調査研究の成果の提供

大学評価及び学位授与を中心に、関連する高等教育の諸課題・諸理論について国内外の高等教育関連の研究者から投稿された論文、研究ノート・資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』の第20号について、論文1件、研究ノート・資料3件の投稿があり、第20号分より「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」において、掲載が決定した2編の早期公開を開始した。

また、平成29年度に発行した『大学評価・学位研究』第19号について、科学技術振興機構の「J-STAGE」への掲載を開始し、広く研究成果の公表・提供を行った。

各研究者の研究業績等については、科学技術振興機構の「researchmap」サービス等を利用して社会に公表した。

- 学術誌「大学評価・学位研究」
<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>
- 「大学評価・学位研究」第20号早期公開画面



平成30年度計画

7 調査研究

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

実績・参考データ

関連学協会等の論文誌等に査読を受けて公表した学術論文等、関連学協会等の学会発表等、機構が発行した報告書等、及び研究会開催の状況、並びに事業関連説明会・研修等については、(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究の各項目に具体的に記載している。それらの概要は以下のとおりである。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

(学術論文等) 3編
(学会発表等) 25件 (うち国際会議等9件)
(報告書等) 7編

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

(学会発表等) 3件 (うち国際会議等3件)
(報告書等) 2編
(研究会) 1回

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

(学術論文等) 8編
(学会発表等) 17件 (うち国際会議等4件)
(報告書等) 1編
(研究会) 1回

※学術誌の発行及びシンポジウムの開催については、「II-7-(2)-② 社会への調査研究の成果の提供」に前掲。

その他

機構では、大学改革の成果と課題を明らかにし、大学による主体的取組を支援するとともに、これらの活動を社会に広く発信することで大学と社会の対話の契機とすることを目指し、平成28年度から3年間、「大学と社会の対話を通して高等教育の発展を考える」を統一テーマとしてシンポジウムを開催した。

第3回となる平成30年度は、平成30年12月3日に一橋講堂にて、「先導的取組を通して大学改革の成果と課題を考える — 教学マネジメントの在り方 — ～組織の力で教育力を高めるために～」のテーマで開催し、高等教育関係者を中心に200人の参加があった。

プログラムの第1部においては、現役の学長による基調講演、第2部では、大学における教学マネジメントの取組や在り方について、国・私立の様々な立場の大学関係者による事例紹介が行われ、引き続き、第1部の基調講演と第2部での事例紹介に基づくパネルディスカッションが行われた。パネルディスカッションの後半には会場参加者からの質問も受けて様々な意見が交わされた。

大学改革支援・学位授与機構シンポジウム
**大学と社会の対話を通して
 高等教育の発展を考える**

第3回テーマ
先導的取組を通して大学改革の成果と課題を考える
 — 教学マネジメントの在り方 — ～組織の力で教育力を高めるために～

当機構では、平成28年度からの3年間、「大学と社会の対話を通して高等教育の発展を考える」を統一のテーマとするシンポジウムを開催しています。
 第3回である今回は、教学マネジメントの在り方に焦点をあて、これからの大学改革について考えます。

第一部 基調講演
田中 優子 法政大学 学長

第二部 パネルディスカッション
村上 雅人 近畿大学 学長
塚本 純 早稲田大学 出雲キャンパス学長
田邊 達一 京都大学 教育推進学部長
山本 進一 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部長
吉武 博通(コーディネーター) 首都大学東京 理事
／ 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部長兼役員

**入場無料
 事前登録制**

日時 平成30年12月3日(月)
 13:00~17:00 受付開始 12:30

場所 **一橋講堂**
 東京都千代田区一ツ橋2-1-2

アクセス ●東京小口駅前
 「竹橋」駅15分 徒歩4分
 ●東京小口南側門前 ●新大塚駅 徒歩4分
 「神保町」駅A9出口 徒歩4分

申込方法
 ① <https://www.niad.ac.jp/event/>
(大学改革支援・学位授与機構ウェブサイト)にアクセス
 → 本シンポジウムををクリック
 ※ 右のQRコードからアクセスでも可)

② ページ下部の「お申込みはこちら」をクリック
 ③ 入力フォームに必要事項を入力して送信
※ 当日の受付は、本シンポジウム開催日のみに利用します。

お問い合わせ先
 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部長 兼 事務主任
 電話 | 03-3207-1800 | 電話受付時間 9:00~17:00
 メール | research@niad.ac.jp



左：シンポジウムフライヤー
 右：パネルディスカッションの様子

Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項 (中期目標Ⅳ)

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3 資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

自己評価の結果

中期計画・年度計画	評価	根拠
<p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 (中期目標Ⅳ)</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>Ⅳ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 82億円 2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>Ｂ</p>	<p>セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。 内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。 固定的経費の削減の取組により、約△12,000千円の削減を実現した。 総人件費については、給与の改定及び退職手当減額支給措置等、国家公務員に準じた削減の取組を行っている。 また、役職員の報酬・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、その検証結果や取組状況について公表した。 平成30年4月～平成31年3月31日の小平第二住宅の入居率は58.9%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>

平成30年度計画（中期目標Ⅳ）

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

実績・参考データ

予算の適正かつ効率的な執行

業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント区分を設定し、セグメント情報を毎年開示している。

また、文部科学大臣に財務諸表等を提出するとともに、ウェブサイト（9月掲載）や官報掲載（11月掲載）により、内容を公表した。

【セグメント区分】

- ・教育研究活動等評価
 - 機関別認証評価
 - 分野別認証評価
 - 国立大学法人評価等
- ・国立大学施設支援
- ・学位授与
- ・質保証連携
- ・調査研究
- ・法人共通

【セグメント情報】

- ・事業費用
 - 事務費
 - 備品・消耗品費
 - 旅費交通費
 - 報酬・委託・手数料
 - 減価償却費
 - 給与及び賞与
 - 法定福利費
 - その他
 - 一般管理費
 - 財務費用
- ・事業収益
 - 運営費交付金収益
 - 補助金等収益
 - 手数料収入
 - 処分用資産賃貸収入
 - 処分用資産売却収入
 - 施設費交付金収益
 - 受取利息
 - 財務収益
- ・その他収入
- ・事業損益
- ・総資産
 - 流動資産
 - 固定資産
 - 有形固定資産
 - 建物
 - 構築物
 - 工具器具備品
 - 土地
 - その他の資産

監査の実施

内部監査については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務並びに予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、平成31年2月13日、3月6日、3月7日に実施した。また、会計伝票、契約書類等の決裁書類の確認により、日常監査を行っており、業務の適切かつ効率的な執行が図られている。

監事監査については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会などの諸会議に監事が出席し、その会議の席上で意見聴取しながら監査を実施し、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等を確認している。そのうちの会計監査に関しては、平成30年6月28日に平成29事業年度の財務諸表等に関して会計監査人

Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項

から会計監査報告及び会計監査に関する書類を受領し、説明を受けた。また、契約監視委員会（第1回平成30年6月13日、第2回平成31年3月書面審議）において、平成29年度調達等合理化計画の自己評価及び平成30年度調達等合理化計画の策定の点検を行うとともに、平成29年10月より平成30年9月までの契約案件のうち随意契約、一者応札・応募を中心に9件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。業務に関する監査に関しては、平成31年2月12日に監事が機構長と業務運営上の課題等について意見交換を行い、重点事項の監査として機構の事務・事業のうち大学等の評価事業について平成31年2月21日に関係部局よりヒアリング等を実施し、内部統制の現状把握・課題への対応についての確認を行った。監事による監査は監査室が補助をする体制を取っており、連携して監事監査を行っている。

会計監査人による監査については、平成28年度から引き続き監査契約を締結し、財務の状況に関する監査を充実させ、より適正な会計処理を実施している。

そのほか、監事、会計監査人及び監査室等の連携状況については、平成30年11月21日に役員と会計監査人が業務運営上の課題等について意見交換を行った。また、平成30年12月7日に監事と会計監査人が監査に関する意見交換を行った。さらに、平成30年度から新たに、監事、会計監査人及び監査室で監査の課題等について意見交換を行い、3者間の連携強化を図った。

固定的経費の削減状況

業務の質の向上を図りつつ、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下のような取組等を通じて、効率的な運営を行うことにより、固定的経費の削減を進めている。

- ・ 複合機賃貸借及び保守業務に係る契約台数の見直しや契約期間の見直しを行ったことによる削減（△11,827千円）

※総人件費の見直しについては、「Ⅲ－4 人件費の効率化」に後掲。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。） 、 収支計画及び資金計画

Ⅳ 短期借入金の限度額

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

Ⅵ 剰余金の使途

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。） 、 収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 82億円
- 2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

自己評価の結果

中期計画・年度計画	評定	根拠
<p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 (中期目標Ⅳ)</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>Ⅳ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 82億円</p> <p>2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>B</p>	<p>セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。</p> <p>内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。</p> <p>固定的経費の削減の取組により、約△12,000千円の削減を実現した。</p> <p>総人件費については、給与の改定及び退職手当減額支給措置等、国家公務員に準じた削減の取組を行っている。</p> <p>また、役職員の報酬・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、その検証結果や取組状況について公表した。</p> <p>平成30年4月～平成31年3月31日の小平第二住宅の入居率は58.9%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>

平成30年度計画

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

実績・参考データ

収入

○ 平成30年度収入状況

(単位：千円)

収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
運営費交付金	1,652,942	1,652,942	0	
大学等認証評価手数料	98,463	107,989	9,526	
学位授与審査手数料	119,829	130,753	10,924	
大学ポータル運営負担金収入	0	80,128	80,128	
寄附金等収入	0	2,391	2,391	
長期借入金等	54,900,000	47,184,717	△7,715,283	
長期貸付金等回収金	69,259,955	69,259,955	0	
長期貸付金等受取利息	6,205,363	5,193,939	△1,011,424	
財産処分収入	1,810,000	1,810,000	0	
財産賃貸収入	98,676	96,983	△1,693	
財産処分収入納付金	30,267	255,040	244,773	
その他	10,860	9,623	△1,237	
計	134,186,355	125,784,459	△8,401,896	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項

支出

○ 平成 30 年度支出状況

(単位：千円)

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,352,999	1,406,493	53,494	
うち、人件費 (退職手当を除く)	792,653	787,854	△4,799	
うち、物件費	560,346	618,030	57,684	
うち、退職手当	0	609	609	
大学等評価経費	98,463	172,374	73,911	
学位授与審査経費	119,829	130,753	10,924	
大学ポータル運営負担金支出	0	80,128	80,128	
寄附金支出	0	1,641	1,641	
一般管理費	310,523	466,901	156,378	
うち、人件費 (退職手当を除く)	154,806	272,713	177,907	
うち、物件費	155,717	183,106	27,389	
うち、退職手当	0	11,082	11,082	
施設費貸付事業費	54,203,561	46,488,278	△7,715,283	
施設費交付事業費	4,000,000	3,750,000	△250,000	
長期借入金等償還	69,956,394	69,956,394	0	
長期借入金等支払利息	6,136,566	5,014,099	△1,122,467	
公租公課等	28,845	31,051	2,206	
債券発行諸費	13,698	13,698	0	
債券利息	55,100	29,716	△25,384	
計	136,275,978	127,541,525	△8,734,453	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

○ 平成 30 年度収支計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	12,656,053	11,271,279	△ 1,384,774
經常費用	12,656,053	11,271,279	△ 1,384,774
業務等経費	1,352,999	1,132,117	△ 220,882
大学等評価経費	98,463	161,158	62,695
学位授与審査経費	119,176	130,753	11,577
大学ポータル運営負担金経費	0	80,128	80,128
寄附金経費	0	1,591	1,591
施設費交付事業費	4,000,000	3,750,000	△ 250,000
支払利息	6,054,593	4,869,569	△ 1,185,024
処分用資産売却原価	540,201	523,783	△ 16,418
その他の業務経費	28,845	34,278	5,433
一般管理費	310,523	431,985	121,462
減価償却費	137,555	142,221	4,666
財務費用	13,698	13,698	0
臨時損失	0	269	269
固定資産除却損	0	269	269
収益の部	10,025,727	9,410,521	△ 615,206
運営費交付金収益	1,652,942	1,765,022	112,080
大学等認証評価手数料	98,463	107,989	9,526
学位授与審査手数料	119,829	130,753	10,924
大学ポータル運営負担金収益	0	80,128	80,128
寄附金収益	0	1,591	1,591
処分用資産賃貸収入	98,676	96,983	△ 1,693
処分用資産売却収入	1,810,000	1,810,000	0
施設費交付金収益	30,267	255,040	224,773
受取利息	6,067,928	5,018,549	△ 1,049,379
財務収益	140	1,114	974
資産見返物品受贈額戻入	57	57	0
資産見返運営費交付金戻入	136,845	133,799	△ 3,046
資産見返寄附金戻入	0	213	213
雑収入	10,580	9,283	△ 1,297
臨時利益	0	269	269
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	269	269
純損失	2,630,326	1,860,758	△ 769,568
大学改革支援・学位授与機構法第 18 条 積立金取崩額	2,630,326	2,006,434	△ 623,892
総利益	0	145,676	145,676

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

○ 平成 30 年度資金計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	136,262,280	139,184,934	2,922,654
業務活動による支出	66,305,886	57,279,835	△ 9,026,051
投資活動による支出	0	11,940,359	11,940,359
財務活動による支出	69,956,394	69,964,740	8,346
次年度への繰越金	0	8,254,538	8,254,538
資金収入	139,472,657	132,889,766	△ 6,582,891
業務活動による収入	79,286,355	78,608,746	△ 677,609
運営費交付金による収入	1,652,942	1,652,942	0
承継債務負担金債権の回収による収入	33,037,544	33,037,544	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	2,391,413	2,391,413	0
施設費貸付金の回収による収入	36,222,411	36,222,411	0
施設費貸付金に係る利息の受取額	3,813,951	2,802,526	△ 1,011,425
処分用資産の売却による収入	1,810,000	1,810,000	0
処分用資産の貸付による収入	98,676	96,983	△ 1,693
施設費交付金の納付による収入	30,267	255,040	224,773
利息及び配当金の受取額	280	332	52
その他の収入	228,872	339,556	110,684
投資活動による収入	5,300,000	7,110,000	1,810,000
財務活動による収入	54,886,302	47,171,019	△ 7,715,283
前年度からの繰越金	0	14,549,707	14,549,707

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

人件費の効率化

常勤役職員に係る人件費については、政府の方針を踏まえ、業務の特殊性及び業務量に応じた職員を適正に配置し、効率化を図った。なお、評価手数料収入により、機関別認証評価事業を実施するための人件費を賄った。

平成 30 年 8 月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律及び関連人事院規則が改正されたことに伴い、役職員の給与規則等を国に準じて改正を行った。

平成 29 年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況について、平成 30 年 6 月に公表した。

※組織図及び職員数については、「Ⅰ－2 人員の適正配置」に前掲。

- 平成29年度の給与水準の公表

https://www.niad.ac.jp/media/012/201806/no10_pay_level_kikou_H29.pdf

- 年度別給与・報酬等支給総額
(大学改革支援・学位授与機構)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
給与・報酬等支給総額 (千円)	1,173,619	991,549	958,208
比較増△減 (%)	—	△15.5%	△3.4%

- (旧大学評価・学位授与機構)

年 度	平成26年度	平成27年度
給与・報酬等支給総額 (千円)	863,036	865,109
比較増△減 (%)	—	0.2%

- (旧国立大学財務・経営センター)

年 度	平成26年度	平成27年度
給与・報酬等支給総額 (千円)	157,397	141,466
比較増△減 (%)	—	△10.1%

- 年度別対国家公務員指数

(大学改革支援・学位授与機構)

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度
対国家公務員 指数の状況	年齢勘案	99.7	99.3	99.1
	年齢・地域勘案	99.3	98.5	99.5
	年齢・学歴勘案	98.3	97.8	97.6
	年齢・地域・ 学歴勘案	98.9	97.9	99.2

Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項

(旧大学評価・学位授与機構)

年 度		平成26年度	平成27年度
対国家公務員 指数の状況	年齢勘案	96.0	99.8
	年齢・地域勘案	98.2	100.6
	年齢・学歴勘案	94.9	98.8
	年齢・地域・ 学歴勘案	97.8	100.5

(旧国立大学財務・経営センター)

年 度		平成26年度	平成27年度
対国家公務員 指数の状況	年齢勘案	109.1	107.8
	年齢・地域勘案	95.8	97.2
	年齢・学歴勘案	111.3	106.7
	年齢・地域・ 学歴勘案	99.7	96.9

平成30年度計画

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 82億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

実績・参考データ

短期借入金を必要とする事態は生じなかった。

平成30年度計画

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

実績・参考データ

平成30年4月～平成31年3月の小平第二住宅の入居率は58.9%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。

■ 平成30年度計画

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

■ 実績・参考データ

平成29年度決算において発生した利益を積立金として整理した。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
<p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。</p>	<p>B</p>	<p>人員の適正配置を実施した。</p> <p>また、人事交流により幅広い人事の確保を図りつつ、業務の継続性にも配慮した。</p> <p>さらに、研修の実施により事務系職員の能力向上を図った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <hr/> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>

平成30年度計画

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

実績・参考データ

柔軟な組織体制の構築

事務職員人事については、平成30年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を行い、管理部2人を減員した。

教員人事については、平成30年10月に専任教員（教授）1人を採用した。

人事交流による幅広い人材の確保

他機関との人事交流は、課長以上を除くすべての役職段階の職について32機関（38人）と実施し、組織の活性化と確実に機構の業務を行える事務職員を確保した。

実践的研修の実施、専門的研修事業の活用

機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要となる資質及び能力の向上を図った。

① 実践的研修等（機構実施）

- ・ 大学等の質保証に関する機構職員研修（事務職員を対象に平成30年9月に実施。17人参加。）
- ・ パソコン研修（職員を対象に、総務省主催情報システム統一研修のCD-ROMを利用したeラーニングを四半期ごとに実施。延べ15人参加）
- ・ 英語研修（主に採用後3年以下のプロパー職員を対象として、レベル別にクラス分けを行い、平成30年7月から平成30年10月にかけて実施。17人受講。）
- ・ ハラスメント研修（職員を対象に平成30年6月に実施。43人参加。）
- ・ メンタルヘルス研修（セルフケア）をネットワーク配信のeラーニング形式にて平成30年11月から平成30年12月にかけて実施。119人受講。

② 専門的研修等（外部機関実施）

放送大学の活用並びに情報システム、会計、人事及び知的財産等に関する研修等に参加（26件の研修、セミナー等に延べ47人参加。）

- ③ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（平成30年4月から事務職員2人派遣。）
- ④ 海外派遣研修（事務職員1人を平成30年9月から11月にかけてオーストラリアへ派遣し、Education Firstシドニー校にて語学研修及び実務研修を実施。）
- ⑤ 事務系職員の研修等助成（事務職員が自主的に行う研修及び資格取得に係る経費を一部助成。2人に助成額を支給。）

職員数の適正化

業務量の変動に応じた職員数の確保に努めつつ、各課・室の組織目標で業務効率化を掲げ、必要に応じ業務内容等の精査を行っている。

平成30年度期初の常勤職員数	136人
平成30年度期末の常勤職員数	141人

業務の継続性等を勘案し、国立大学法人等職員採用試験合格者から4月に2人、10月に1人を採用した。

<参 考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（平成 30 年度）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

(前文)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究環境の整備充実を図り、併せて、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。

- (1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。
- (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。
- (3) 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。
- (4) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学位を授与すること。
- (5) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- (6) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

中期目標の期間において、機構は、我が国の認証評価制度全体の改善に資するために、国際的な動向等を踏まえた効果的・効率的な評価方法の開発等とその実証を通じた評価の改善サイクルの構築、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の提供等の取組を通じて、先導的役割を果たすことが求められる。

また、機構は、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、貸付け及び交付等の融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

さらに、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等

教育機関の国際通用性を伴った多様な発展に寄与していくことが求められる。

併せて、グローバル社会に対応した大学等の国際化の促進が求められる中、我が国の高等教育の質保証機関として、機構の国際的な役割の重要性が高まっている。機構が、高等教育の質保証に関する調査研究や大学等における質保証の支援、国内外の質保証機関等との連携を通じた活動を推進し、我が国の高等教育の国際通用性の向上に資することを期待する。

機構が、これまでの評価及び財務・経営情報に関する知見を活かしつつ、教育研究活動の評価及び施設費貸付事業それぞれの質の向上を図るなど、法人統合の効果を十分に発揮し、このような役割を果たすことにより、大学等の教育研究活動面と経営面の改革を支援するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

機構の第3期の中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

(1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。

(3) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進する。

(4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図る。

(5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長をはじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

(1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。

(2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善））サイクルを構築することを目的とし、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催する。

また、本中期目標期間中に業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

2 教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供を図るため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催するなど、先導的役割に特化することとする。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

現行の評価制度の枠組みによらない取組として、毎年度、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。

② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、毎年度、評価結果を公表する。

なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革

の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、機構において、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。また、訪問調査を年に5回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。

(1) 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。

(2) 施設費交付事業については、毎年度、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。

4 国から承継した財産等の処理

(1) 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明

確にする。

(2) 国立大学法人法附則第 12 条第 1 項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

5 学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度 3 回開催する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね 5 割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。

また、短期大学及び高等専門学校の特攻科の申し出に基づき、学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号に規定する文部科学大臣の定める学習として、特攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該特攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申し出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。

6 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。

なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行うなど、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を16万件以上を目指す。

また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。

これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、毎年度、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。

7 調査研究

我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、調査研究の成果を機構の事業に活用するとともに、シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行い、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。

③ 調査研究の成果と実績の評価

調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3 資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

- (1) 一般管理費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

- (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

- (3) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

- (4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

- (5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、企画調整会議の毎月の開催等による組織にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図り必要に応じて見直しを行う。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。

- (6) 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効

率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

(2) 機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。

また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。

なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

2 教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア 毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学、高等専門学校及び法科大学院に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。

オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第3期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。

(1) 施設費貸付事業

① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

- ② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達にあたり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。
- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。

なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

5 学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。
また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。
- ② 短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。
- ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。
- ② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度3回開催する。

6 質保証連携

大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。

併せて、これらの活動について社会に広く発信する。

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

- ① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供
 - ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。
 - イ 国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携

ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、毎年度、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。

② 我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。

7 調査研究

機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的性に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単

位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1)で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に関催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- | | | |
|---|------|---------|
| 1 | 予算 | 別紙1のとおり |
| 2 | 収支計画 | 別紙2のとおり |
| 3 | 資金計画 | 別紙3のとおり |

4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 82億円

2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ200名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

4,547百万円

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

2 中期目標の期間を超える債務負担

長期借入金

(単位：百万円)

区 分	H28	H29	H30
長期借入金 償 還 金	70,480	68,601	64,790

区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償 還 金	203,872	701,125	904,997

平成26年度～平成30年度 予算

(単位:百万円)

区分	一般勘定	施設整備勘定	法人全体
収入			
運営費交付金	7,580	0	7,580
大学等認証評価手数料	1,224	0	1,224
学位授与審査手数料	642	0	642
長期借入金等	0	158,400	158,400
長期貸付金等回収金	0	216,939	216,939
長期貸付金等受取利息	0	27,241	27,241
財産処分収入	0	9,030	9,030
財産賃貸収入	0	320	320
財産処分収入納付金	0	474	474
有価証券利息	0	6	6
その他	48	0	48
計	9,494	412,410	421,904
支出			
業務等経費	6,226	0	6,226
うち 人件費(退職手当を除く)	3,809	0	3,809
物件費	2,376	0	2,376
退職手当	41	0	41
大学等評価経費	1,224	0	1,224
学位授与審査経費	642	0	642
一般管理費	1,402	0	1,402
うち 人件費(退職手当を除く)	738	0	738
物件費	660	0	660
退職手当	4	0	4
施設費貸付事業費	0	156,467	156,467
施設費交付事業費	0	12,000	12,000
長期借入金等償還	0	218,872	218,872
長期借入金等支払利息	0	26,882	26,882
公租公課等	0	102	102
債券発行諸費	0	41	41
債券利息	0	318	318
計	9,494	414,682	424,176

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の予算である。

[人件費の見積り]

期間中総額: 4, 547百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{(C(y) - Tc(y)) \times \alpha 1(\text{係数}) + Tc(y)\} + \{(R(y) + Pr(y)) \times \alpha 2(\text{係数}) + Tr(y)\} + \varepsilon(y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

C(y): 当該事業年度における一般管理費。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数、3%。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 2$: 事業効率化係数、1%。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(1) 人件費

毎事業年度の人件費P(y)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = Pr(y) + Pc(y) + Tr(y) + Tc(y) \\ = \{(Pr(y-1) \times \gamma(\text{係数}) + Pc(y-1)) \times \sigma(\text{係数}) + Tr(y) + Tc(y)\}$$

P(y): 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%

(2) 事業経費(R(y)+Pr(y)+Tr(y))

毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{事業経費中の物件費 } R(y) = R(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数})$$

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%

(3) 一般管理費(C(y)=Pc(y)+E(y)+Tc(y))

毎事業年度の一般管理費中の物件費E(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{一般管理費中の物件費 } E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数})$$

E(y): 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%

(4)事業収入

毎事業年度の事業収入B(y)の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体の数値を決定。

平成26年度～平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	一般勘定	施設整備勘定	法人全体
費用の部	9,838	41,777	51,615
經常費用	9,838	41,777	51,615
業務等経費	6,140	0	6,140
大学等評価経費	1,224	0	1,224
学位授与審査等経費	642	0	642
施設費交付事業費	0	12,000	12,000
支払利息	0	26,638	26,638
処分用資産売却原価	0	2,995	2,995
その他の業務経費	0	102	102
一般管理費	1,348	0	1,348
減価償却費	484	0	484
財務費用	0	41	41
収益の部	9,838	36,506	46,344
運営費交付金収益	7,440	0	7,440
大学等認証評価手数料	1,224	0	1,224
学位授与審査等手数料	642	0	642
処分用資産賃貸収入	0	320	320
処分用資産売却収入	0	9,030	9,030
施設費交付金収益	0	474	474
受取利息	0	26,681	26,681
財務収益	0	0	0
資産見返物品受贈額戻入	20	0	20
資産見返運営費交付金戻入	464	0	464
雑収入	48	0	48
純損失	0	5,271	5,271
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	5,271	5,271
総利益	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の収支計画である。

平成26年度～平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	一般勘定	施設整備勘定	法人全体
資金支出	9,494	414,641	424,135
業務活動による支出	9,355	195,769	205,124
投資活動による支出	139	0	139
財務活動による支出	0	218,872	218,872
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0
資金収入	9,494	418,258	427,753
業務活動による収入	9,494	254,008	263,502
運営費交付金による収入	7,580	0	7,580
承継債務負担金債権の回収による収入	0	111,468	111,468
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	10,141	10,141
施設費貸付金の回収による収入	0	105,471	105,471
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	17,100	17,100
処分用資産の売却による収入	0	9,030	9,030
処分用資産の貸付による収入	0	320	320
施設費交付金の納付による収入	0	474	474
利息及び配当金の受取額	0	4	4
その他の収入	1,914	0	1,914
投資活動による収入	0	5,892	5,892
財務活動による収入	0	158,359	158,359
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の資金計画である。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（平成30年度）

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成29年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成29年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。

- 3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。

- 4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。

- ① 情報セキュリティに係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し等を図るとともに、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策について、情報収集に努めつつ適切に推進する。

- ② 情報通信基盤の保守運用を滞りなく行うとともに、業務の効率化を図るため、TV会議、Web会議の活用や会議のペーパーレス化など、ICTの積極的な活用を一元的に推進する。

- 5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。

- ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。

- ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。

- ③ 監事と連携の上、内部監査を行う。

さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。

- ④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。
- ⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

- (1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。

また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

- ① 評議員会
- ② 運営委員会
- ③ 大学機関別認証評価委員会
- ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- ⑤ 法科大学院認証評価委員会
- ⑥ 国立大学教育研究評価委員会
- ⑦ 学位審査会
- ⑧ 大学ポートレート運営会議
- ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会

- (2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。

- ① 平成29年度における業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を実施し、それぞれ業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。
- ② 平成30年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。
- ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。
- ④ 平成29年度に実施した外部検証の結果等に基づき、次期中期目標期間における業務の見直し・改善を図る。

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究を実施するとともに、その成果を活用し、必要に応じ評価基準等の検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、説明会を実施するなど平成31年度より実施予定の3巡目の評価業務を円滑に行うよう準備を進める。

エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。

オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間中における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、パブリックコメントの意見を踏まえて「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。

また、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の作成・公表に向け検討を行う。

さらに、評価の実施に向けた体制の整備やデータベースの活用方法等について検討を行う。

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。
- ③ 交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論を取りまとめる。
また、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関と連携し、外部有識者、専門家を講師とする「資産活用に関する勉強会」を開催する。

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地に

については、国立新美術館用地として貸付を継続する。

- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する 43 国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4 月期と 10 月期の年 2 回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して 6 月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

- ② 学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

- ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を 4 月期と 10 月期の年 2 回受け付け、学位審査会による審査を行い、6 月以内に、合格者に対し学位を授与する。

- ④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。

- ⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

- ② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

- ③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

- ① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。

イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる

国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。また、学習履歴の国際的な認証（recognition）促進のため、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理を行う。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。

③ 複数の国立大学法人と教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトを実施し、国立大学法人の大学経営力強化に向けた取組を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。

② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。

また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応し

た評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。また、大学等と連携して、質保証に係る教育研究情報及び財務情報の活用による大学のマネジメント機能向上の支援に資する調査研究を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 82億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

平成30年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
大学等認証評価手数料	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査手数料	0	0	0	0	120	0	0	0	120
長期借入金等	0	0	0	54,900	0	0	0	0	54,900
長期貸付金等回収金	0	0	0	69,260	0	0	0	0	69,260
長期貸付金等受取利息	0	0	0	6,205	0	0	0	0	6,205
財産処分収入	0	0	0	1,810	0	0	0	0	1,810
財産賃貸収入	0	0	0	99	0	0	0	0	99
財産処分収入納付金	0	0	0	30	0	0	0	0	30
有価証券利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	11	11
計	46	128	110	132,481	255	595	262	311	134,186
支出									
業務等経費	0	76	110	176	135	595	262	0	1,353
うち 人件費(退職手当を除く)	0	76	69	113	121	216	197	0	793
物件費	0	0	41	63	14	379	64	0	560
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学等評価経費	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査経費	0	0	0	0	120	0	0	0	120
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	311	311
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	156	156
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設賃貸付事業費	0	0	0	54,204	0	0	0	0	54,204
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
長期借入金等償還	0	0	0	69,956	0	0	0	0	69,956
長期借入金等支払利息	0	0	0	6,137	0	0	0	0	6,137
公租公課等	0	0	0	29	0	0	0	0	29
債券発行諸費	0	0	0	14	0	0	0	0	14
債券利息	0	0	0	55	0	0	0	0	55
計	46	128	110	134,570	255	595	262	311	136,276

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
大学等認証評価手数料	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査手数料	0	0	0	0	120	0	0	0	120
その他	0	0	0	0	0	0	0	11	11
計	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
支出									
業務等経費	0	76	110	176	135	595	262	0	1,353
うち 人件費（退職手当を除く）	0	76	69	113	121	216	197	0	793
物件費	0	0	41	63	14	379	64	0	560
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学等評価経費	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査経費	0	0	0	0	120	0	0	0	120
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	311	311
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	156	156
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	54,900	54,900
長期貸付金等回収金	69,260	69,260
長期貸付金等受取利息	6,205	6,205
財産処分収入	1,810	1,810
財産賃貸収入	99	99
財産処分収入納付金	30	30
有価証券利息	0	0
その他	0	0
計	132,305	132,305
支出		
施設費貸付事業費	54,204	54,204
施設費交付事業費	4,000	4,000
長期借入金等償還	69,956	69,956
長期借入金等支払利息	6,137	6,137
公租公課等	29	29
債券発行諸費	14	14
債券利息	55	55
計	134,394	134,394

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	46	128	112	10,830	259	693	262	324	12,656
經常費用	46	128	112	10,830	259	693	262	324	12,656
業務等経費	0	76	110	176	135	595	262	0	1,353
大学等評価経費	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査等経費	0	0	0	0	119	0	0	0	119
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
支払利息	0	0	0	6,055	0	0	0	0	6,055
処分用資産売却原価	0	0	0	540	0	0	0	0	540
その他の業務経費	0	0	0	29	0	0	0	0	29
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	311	311
減価償却費	0	0	2	17	5	99	0	14	138
財務費用	0	0	0	14	0	0	0	0	14
収益の部	46	128	112	8,200	259	693	262	324	10,026
運営費交付金収益	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
大学等認証評価手数料	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査手数料	0	0	0	0	120	0	0	0	120
処分用資産賃貸収入	0	0	0	99	0	0	0	0	99
処分用資産売却収入	0	0	0	1,810	0	0	0	0	1,810
施設費交付金収益	0	0	0	30	0	0	0	0	30
受取利息	0	0	0	6,068	0	0	0	0	6,068
財務収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	2	17	5	99	0	14	137
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	11	11
純損失	0	0	0	2,630	0	0	0	0	2,630
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	2,630	0	0	0	0	2,630
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	46	128	112	193	259	693	262	324	2,019
経常費用	46	128	112	193	259	693	262	324	2,019
業務等経費	0	76	110	176	135	595	262	0	1,353
大学等評価経費	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査経費	0	0	0	0	119	0	0	0	119
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	311	311
減価償却費	0	0	2	17	5	99	0	14	138
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	46	128	112	193	259	693	262	324	2,019
運営費交付金収益	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
大学等認証評価手数料	46	52	0	0	0	0	0	0	98
学位授与審査手数料	0	0	0	0	120	0	0	0	120
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	2	17	5	99	0	14	137
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	11	11
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	10,637	10,637
經常費用	10,637	10,637
施設費交付事業費	4,000	4,000
支払利息	6,055	6,055
処分用資産売却原価	540	540
その他の業務経費	29	29
財務費用	14	14
収益の部	8,007	8,007
処分用資産賃貸収入	99	99
処分用資産売却収入	1,810	1,810
施設費交付金収益	30	30
受取利息	6,068	6,068
財務収益	0	0
純損失	2,630	2,630
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	2,630	2,630
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	46	128	110	134,556	255	595	262	311	136,262
業務活動による支出	46	128	110	64,600	255	595	262	311	66,306
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	69,956	0	0	0	0	69,956
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	46	128	110	137,767	255	595	262	311	139,473
業務活動による収入	46	128	110	77,581	255	595	262	311	79,286
運営費交付金による収入	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	33,038	0	0	0	0	33,038
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	2,391	0	0	0	0	2,391
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	36,222	0	0	0	0	36,222
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	3,814	0	0	0	0	3,814
処分用資産の売却による収入	0	0	0	1,810	0	0	0	0	1,810
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	99	0	0	0	0	99
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	30	0	0	0	0	30
利息及び配当金の受取額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	46	52	0	0	120	0	0	11	229
投資活動による収入	0	0	0	5,300	0	0	0	0	5,300
財務活動による収入	0	0	0	54,886	0	0	0	0	54,886
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
業務活動による支出	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
業務活動による収入	46	128	110	176	255	595	262	311	1,882
運営費交付金による収入	0	76	110	176	135	595	262	300	1,653
その他の収入	46	52	0	0	120	0	0	11	229
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	134,380	134,380
業務活動による支出	64,424	64,424
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	69,956	69,956
資金収入	137,591	137,591
業務活動による収入	77,405	77,405
承継債務負担金債権の回収による収入	33,038	33,038
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	2,391	2,391
施設費貸付金の回収による収入	36,222	36,222
施設費貸付金に係る利息の受取額	3,814	3,814
処分用資産の売却による収入	1,810	1,810
処分用資産の貸付による収入	99	99
施設費交付金の納付による収入	30	30
利息及び配当金の受取額	0	0
投資活動による収入	5,300	5,300
財務活動による収入	54,886	54,886

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。